

横浜フォーラム2023

「フランスから考える
民俗資料の収集保存と活用方法」
報告書

@ニュースパーク（日本新聞博物館）2023-10-31

民俗資料保存活用研究会

目次

問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」 1

宇仁義和（東京農業大学オホーツクキャンパス）

報告1：民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況 11

持田誠（浦幌町立博物館）

講演：フランスの博物館と民俗資料の収集保存と活用 35

- 1) フランスの博物館制度と関連法令
- 2) フランスでの民俗資料コレクションへの考え方や保存の方法
- 3) フランスの用具製品の保存と活用の現状と課題、今後の方向性

ベルトン アリス（グルノーブル・アルプ大学）

Alice Berthon, Université Grenoble Alpes

報告：民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性 63

本間浩一（慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所）

総合討論 87

宇仁義和・持田誠・ベルトン アリス・本間浩一

配付資料 97

この報告書は科学研究費補助金（基盤研究C）「民俗資料」の収集保存基準と検索名称の開発：工場部品から日記まで」によりニュースパーク（日本新聞博物館）で開催した横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」（2023-10-31）の記録である。すでに記録は民俗資料保存活用研究会のウェブサイトに掲載済みであるが報告書の形態でpdf出版したものである。ネット環境から切り離された冊子体としての利用を想定したことから、著作権と引用方法に考慮して一部の写真についてはウェブサイト版とは差し替えをおこなっている。

ウェブページ版の報告は投影時の写真を用い、当日の投影スライドと配付資料も掲載している。

https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/yokohama_report.html

問題提起：あふれかえる民俗資料の未来

宇仁義和

2023-10-31 Tues. 13:15-13:25
ニュースパーク 日本新聞博物館

フォーラム「フランスから考える 民俗資料の収集保存と活用方法」

科研費基盤研究C（課題番号：23K00959）「民俗資料」の収集保存基準と検索名称の開発:工場部品から日記まで

13:15-13:25	問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」 宇仁義和（東京農業大学生物産業学部）
13:25-13:55	報告1「民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況」 持田誠（浦幌町立博物館）
14:00-15:30	講演「フランスの博物館と民俗資料の収集保存と活用」 アリス・ベルトン（グルノーブル・アルプ大学）
15:40-16:10	報告2「民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性」 本間浩一（慶應義塾大学附属システムデザイン・マネジメント研究所）
16:15-16:45	総合討論
17:00	総員退出 → カフェで懇談会

1

スライド1

フォーラム「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」を始めたいと思います。私は北海道網走市にあり東京農業大学オホーツクキャンパスの学芸員課程を担当しています。

今日のタイムスケジュールは投影のとおりとなっています。4時45分に終了予定で、5時には建物から出なければなりません。ですので4時45分には総合討論を全て終えて終了したいと思います。もっとお話しをしたいという方がいらっしゃるかと思いますので、終了後に外に出てカフェで懇談会ということを5時以降に設定しております。もしお時間のある方は参加していただければと思います。

13:15–13:25問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」 宇仁義和（東京農業大学生物産業学部）

科研費基盤研究C（課題番号：23K00959）

「民俗資料」の収集保存基準と検索名称の開発:工場部品から日記まで

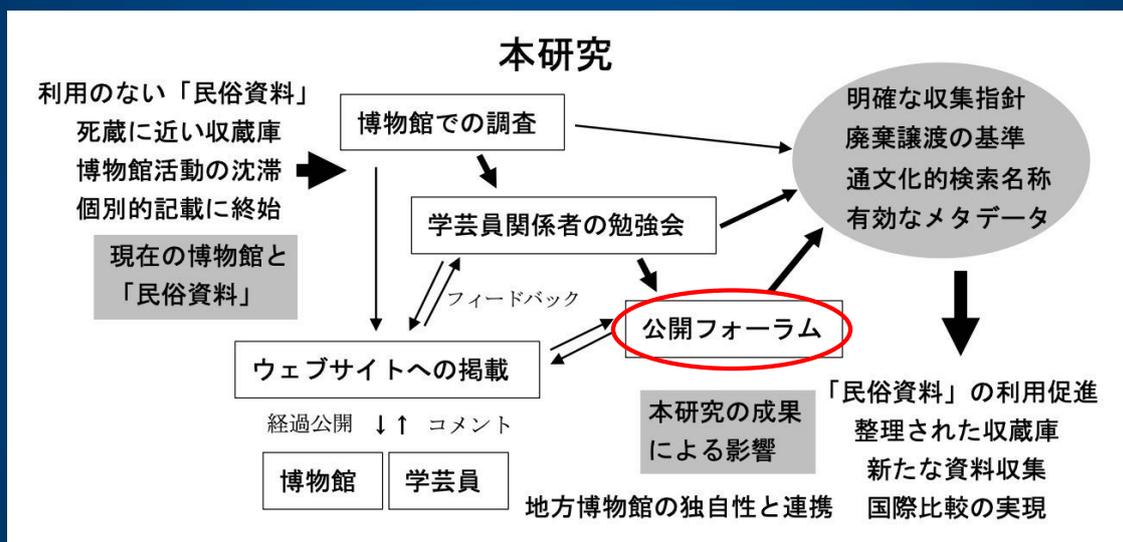
3年間の内容

- 1 収集指針の提案
- 2 廃棄と譲渡に関する基準の提示
- 3 検索用メタデータの追求
- 4 通文化的検索名称の考案
- 5 海外博物館での扱いの共有

スライド2

問題提起や民俗資料の未来とはというお話を進めていきます。このフォーラムは3年間の科研費の補助をいただいています。3年間でも主に民俗資料の収集指針の提案、廃棄と譲渡に関する基準を提示、さらに検索用のメタデータの追求ですとか、通文化的な検索名称の考案を目指しています。そして海外博物館での取り扱いの状況を共有したいと考えております。

研究のねらい



スライド3

今日はこれら全部を議論するのではありません。3年間掛ければなんとか実現できるかなと思っています。図は、研究のねらいとして大風呂敷を書いたものです。現在の博物館の状況は民俗資料が利用されずに

収蔵庫が満杯になっている、そんな状態を各地の博物館が迎えています。心苦しい、何て言いますか心のどっかに民俗資料が気になりつつ何もできない、そんな状態にある。そこからですね、この研究の後には民俗資料が利用される、そして整備された状態が手に入る、新しく収納スペースが手に入るということを目指しています。現在、もしかしたら民俗資料の受け入れを停止しているような博物館があると思いますが、受入停止が解除され新たな収集ができる、そんな風な結果を求めています。できるかどうかちょっとわかりませんが。

民俗資料の特徴

- 1 立体大型、不定形
- 2 量産品と価値不明
- 3 来歴や経験からの資料価値
- 4 名称の揺らぎ
- 5 未審査未選定
- 6 連携と分担の不足
- 7 活用の議論不足
- 8 未検討の廃棄や処分

スライド4

民俗資料は不定形で立体で大型です。押葉標本のように定型で平面とは対極の形態です。それから広い意味での民俗資料には量産品が含まれていて、その価値がよくわからない。その一方で、同じような資料でも、資料の来歴や経験、周辺住民の体験から資料価値が高いことがあったりします。博物館が収蔵する民俗資料には、投影している図の5番目の「審査をせずに収蔵している資料」というのがあります。後からもう一度触れます。

各地の博物館が同じ資料を複数所蔵する意味はあるか



斜里町立知床博物館農業資料等収蔵施設

スライド5

民俗資料には同じ資料とはどこまでか、少しでも違いがあれば違う資料なのかという問題もあります。たとえば鉄瓶や箆笥、ミシン、家電製品など、少しでも違う箇所があれば違う資料なのか、おなじ型でも色が違えば別の資料として取り扱うのかなど。また、製品を製造した企業が保存すべきという考え方もあるでしょう。

検索名称の設定の必要性

4 名称の揺らぎ



水田直播機
通称タコ足といわれた

（湛水式タコ足式）

たこ足直播器



多足式直播機
俗に、たこ足と呼ぶ



昭和式種蒔器

黒田式直播機（タコ足）
たこ足直播機



スライド6

名称についても非常に混乱があります。「たこ足」は北海道の水田で直巻きをするための道具なんですけれども、投影スライドのとおり名称は博物館によってバラバラです。このような状況でデータベースを整備

したとして、この資料にたどり着くためには別の手段、検索名称のようなものが必要ではないかと考えているわけです。

量産品は対象外の民俗系博物館もある5 未審査未選定
6 連携と分担の不足7

**受入登録手続
の再検討、
それに必要な
近隣館との
役割分担、
活用も明記**

諏訪市博物館 資料の収集・収蔵・活用方針

<考え方>
現在の人々の暮らしは歴史のうえに成り立ち未来へつながるが、流通や情報のグローバル化で地域固有のものが失われつつある。地域のアイデンティティともいえる歴史を、現在、そして未来へと伝えていくためには、遺された地域資料を適切に保存・活用することが不可欠である。諏訪の歴史的な特性を踏まえると、必然的に諏訪信仰に帰結する。その例は、生き神として崇められた大祝、そこから発生した武士諏訪氏や家臣、本拠とした城や城館、城下町、神仏習合、御渡り、式年造営、諏訪社と結びつきが深い神社仏閣や村々での祭り、神事の舞台となった自然環境

■民俗

① 収集方針
基本的には近代以降の主に生業に使用する民具は受け入れない（※諏訪地域固有の特徴を持つものは除く）。価値不明のものは専門家の意見を仰ぐ。また、近隣の市町村に確認し同種の収蔵品がある場合は受け入れない。
江戸時代の民具は資料の伝来背景等を考慮し受け入れを検討

② 資料の保管基準
・収蔵資料の保管先は原則第一収蔵庫。可能な限り資料群ごとにまとめて保管する。
・時代、形式など重複あるもの、全国的に流通した画一的なもの（戦後の大量生産品など）は出来るだけ活用し、寄贈者不明の部品等で活用出来ないものは廃棄処分を検討する。

諏訪市博物館

スライド7

量産品は、いろんな博物館で山のようになってるかと思っていたんですね。ところが、博物館によっては「集めません」と宣言をしているところがあると分かりました。長野県の博物館です。「諏訪市博物館 資料の収集・収蔵・活用方針」には、近代以降の生業に使用する民具は受け入れない、全国的に流通した画一的なものはできるだけ活用する、つまりは教育用資料などと記しています。このような資料の収集方針や明文化した文書、それも博物館協議会の場で公開している文書というのは非常に珍しい。先進的な取り組みだと思うんです。

量産品は対象外の民俗系博物館もある

8



博物館：民俗資料は積極的に収集していない。学芸員は民俗芸能が専門。
民俗資料：生涯学習スポーツ課文化財が担当→資料館や廃校で保存
(飯田市美術博物館)



飯田市美術博物館

以上2点の事例は知られていない
郷土館系は情報流通が少ない



全国的な情報流通網が欲しい

スライド8

量産品が対象外となっている民俗系の博物館もあります。当然、民俗担当の学芸員がいるのですが、専門は民俗芸能であって、量産品のような資料について博物館は集めない。それは社会教育担当部門の仕事だという。私にとってこの事例は驚きでした。ここに紹介した長野県の事例は、他地域ではあまり知られていない事実かも知れません。

民俗資料の活用＝動態保存？ 7 活用の議論不足

9

廃校収蔵施設に蓄音機やステレオなどの登録資料を動態利用した喫茶室をオープン。蓄音機はニスの塗り直し、ピックアップの後付け必修あり→



論点

- 1) 受け入れ時の状態を保持せず現在の薬剤塗布や他機種部品流用は許されるか
- 2) 活用は「聴く」という体験を継承＝資料の機能や役割の保存と言えるか
- 3) 現状の保存は形態の保存に過ぎないのではないか

類似行為：カメラ撮影、もちつき



斜里町立知床博物館農業資料等収蔵施設

スライド9

民俗資料の活用については非常に議論があるかと思います。自分なんか若い頃だと、受け取った資料のホコリまで保存するんだという学芸員もいた。他方、使わないと意味がないという考え方も成り立つ。蓄音

機であれば形だけ保存しても意味が無いのではないか。つまりレコードを実際に掛ける、つまり資料の活用によって電気をいれない再生音声を聴く体験が継承できる。博物館が資料を保存するといった場合、現実には形態の保存となっているのですが、活用によって機能や役割を継承する、機能や役割を保存したと言えるのではないか、このような考えも可能と思うんですね。ですので、活用にはいろんな議論がありますけれども、保存とは何か、博物館は資料の何を保存してきたのかという問い掛けでもあるのです。

イコム職業倫理規定(2004)は処分を条件付で記載

10

8 未検討の廃棄や処分

収蔵品の除去

2.13 博物館の収蔵品からの除去博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格（更新できる場合もできない場合も）、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。



Am. Mus. New York

Museum für Völkerkunde Dresden

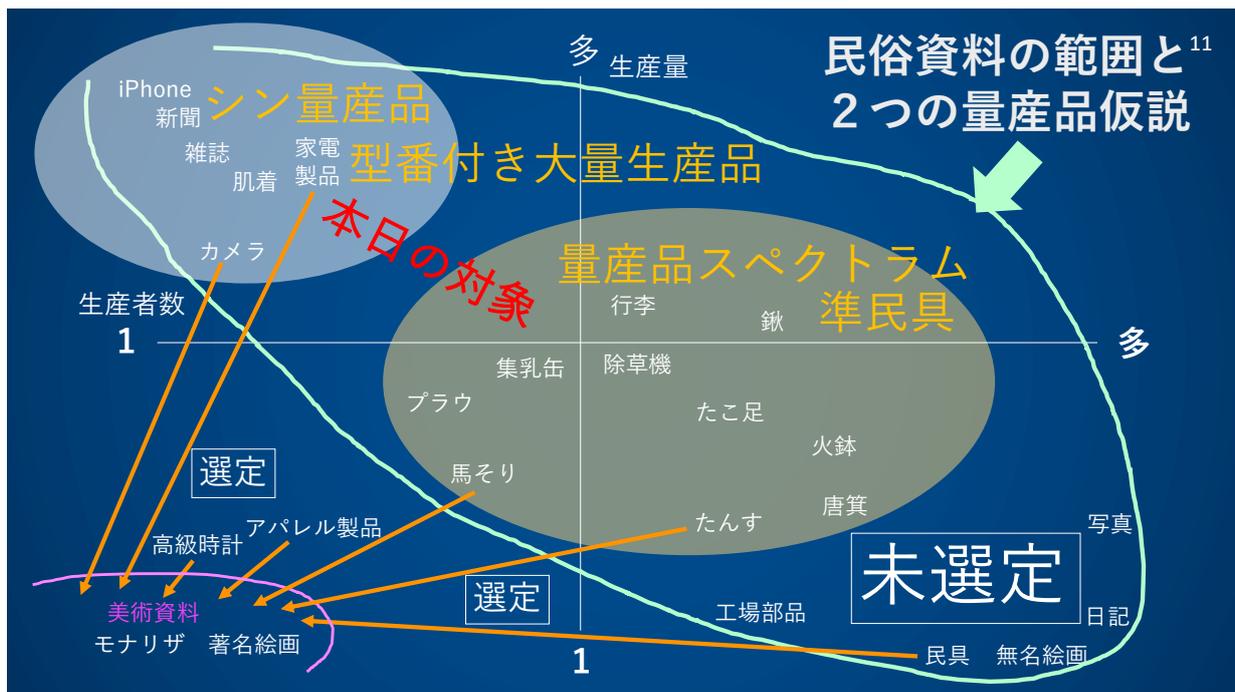
北海道立北方民族博物館

↓
計画的な交換や廃棄は検討価値あり

Getauscht von: Am. Mus. New York 1921

スライド10

次いで廃棄です。ICOMの倫理規定では、2.13「収蔵品の除去」という規定があります。つまり、収蔵品の除去、つまり廃棄も条件によっては議論をして吟味をして、その上であれば可能と書いてある。写真は実例で、北海道立北方博物館が収蔵している北米の太平洋海岸の先住民のローブです。これは最初に、おそらくニューヨークのアメリカ自然史博物館が集めたもので、これをドイツのドレスデンの博物館が買って、最後に北海道が購入した。交換や購入へて北海道にやってきたものです。活用と言いますか、資料が行くべき場所に行き着いて保存されている例ではないかと思います。



スライド11

最後にややこしい絵を描いています。いちおう広義の民俗資料の特徴を整理したもので、横軸が生産者数、縦軸を生産量として民俗資料を平面に展開して、特性を考える材料にしようという図です。それから先に触れたように、民俗資料には未選定未審査の状態でも博物館が受け入れる場合があります。資料価値が様々なものが含まれているのが民俗資料の特徴です。それに対して、美術館の資料は必ず選定されたものだけが購入されます。ひとまず民俗資料とされた資料から選定されたものが、美術品として美術館に入ることもあると考えることもできます。民俗資料を抱えた博物館や学芸員は、未選定の資料を受け入れている場合があります。もし受入資料の廃棄や処分を考えるなら、それが選定や審査の過程を経た資料か、そうではない資料とで扱いが違はずです。そうでない資料の廃棄や処分は、本来は受入前にすべき選定が収蔵後になってしまったと考えることができるのです。

今日のテーマのひとつが量産品です。量産品は実はおおきく2つに区分できるのではないかと考えるようになりました。ひとつは型番を頼りにインターネットで商品が特定できる「型番付き大量生産品」。「シン量産品」と言ってもよいでしょう。2つ目が型番やラベルは一応あるけれども、それだけでは特定できない資料、つまり、作り手が多数で、それぞれの作り手の生産量は少数で、しかもしばしばモデルチェンジが見られる「量産品スペクトラム」です。「準民具」と言ってもよいのですが、この言葉は特定の意味がすでにありますので「量産品スペクトラム」という言葉を与えました。我々の民俗資料研究は、おそらくこの2つを対象に進んでいくものと見込んでいます。

日程

- 13:25-13:55 報告1 「民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況」
持田誠（浦幌町立博物館）
- 14:00-15:30 講演「フランスの博物館と民俗資料の収集保存と活用」
アリス・ベルトン（グルノーブル・アルプ大学）
- 15:40-16:10 報告2 「民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性」
本間浩一（慶應義塾大学附属システムデザイン・マネジメント研究所）
- 16:15-16:45 総合討論
- 17:00 総員退出 → カフェで懇談会？

12

スライド12

ちょっと時間を経過して申し訳ありません。この後は北海道を事例に地方博物館の状況について持田誠さんから、そしてメインのフランスの博物館制度と民俗資料の状況をベルトンさんから、最後に民俗資料のメタデータとデータベースについて本間さんからお話をさせていただきます。北海道ではちょうど半月くらい前に札幌の隣の江別市で、アベストを理由に民俗資料が建物ごと廃棄されてきます。しかも台帳が未整備で何を廃棄したかも分からないというような事案がありました*。配布資料に新聞記事が付いていますので、見ていただければと思います。

資料の無秩序な廃棄は
すでに始まっている

現実に追いつく必要性

今日のフォーラムは課題
や論点を洗い出す場に

以上

札幌の東にある江別市で
アベストを理由に民俗
資料を建物ごと廃棄
北海道新聞 2023-10-13

市民寄贈の民具600点処分 江別市教委、旧文化財整理室 解体時に 建材に石綿、飛散防止で

会員限定記事

2023年10月13日 23:04(10月16日 10:18更新)

あとで読む



市民から寄贈された民具が収められた収蔵庫の内部（市教委提供）



【江別】市教委が今夏、旧文化財整理室（大麻北町）の解体工事を行った際、敷地内の収蔵庫を内部の資料ごと処分していたことが13日分かった。資料は市民から寄贈された民具約600点。市教委は、建材にアベスト（石綿）が使われ、アベストの粉じんが室内で検出されたことから「資料と建物を同時に処分せざるを得なかった」とするが、寄贈者には事前に伝えていなかった。

13

スライド13

*【訂正】江別市が廃棄した資料は郷土資料館建設時に収集した質の高い資料であることが後日判明している。一部の報道とは異なり、資料台帳や資料写真が存在し、公開データベースにも掲載されている第一級の民俗資料だった。

郷土資料をご寄贈いただいた皆様へ | 北海道江別市公式ホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kyodo/122889.html>

報告1：民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況

持田 誠



フォーラム「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」
日本新聞博物館（神奈川県横浜市）

民俗資料の収集と保存に関する 小規模地方博物館の状況

持田誠（浦幌町立博物館）

2023.10.31

スライド1

浦幌町立博物館の持田と申します。私の方からは民俗資料の収集と保存に関する小規模地方博物館の状況ということで、一例ですけれども私の博物館でどのような収集と保存を行っているかについてお話をさせていただきます。

浦幌町立博物館

・所在地：北海道

・浦幌町教育委員会設置の郷土資料館型博物館

・1969年に開町70年事業として旧郷土博物館を設置。1999年に開町100年事業として現所在地へ移転し、浦幌町立博物館となる。

・図書館併設の複合館。

・2022年度より登録博物館。

・学芸員1名、事務職員1名



浦幌町は酪農・畑作・林業・漁業を主産業とする過疎地。人口約4200人。

沿岸部を中心に縄文時代早期～続縄文・擦文時代にかけての遺跡が多く残り、北海道の考古学上重要な資料の出土もあったことから、1969年に十勝地方では初めての博物館として開館。

スライド2

浦幌町立博物館というのは、北海道の東部十勝地方、このクリーム色で囲まれている区域ですけれども、帯広市という有名な町があります。そことそれから釧路市というやはり道東を代表する町があります。このちょうど真ん中あたりに位置している博物館で典型的な郷土資料館型の博物館です。郷土資料館ですので集めている資料は郷土に関する資料全般ということになります。浦幌町の位置する東十勝地方を中心とした白糠丘陵一帯の歴史と文化と自然に関する資料を集めると、非常に漠然としていますけれども、地域の歴史や文化・自然を後世に長く伝えていく、また地域そのものを学術資源化して研究成果を地域に蓄積してそれを公開していく。そうした拠点としての役割を果たすためにモノを集めているよと、そういう博物館になります。

収蔵資料と収集方針

・浦幌町の位置する東十勝地方を中心とする白糠丘陵一帯の、歴史・文化・自然に関する資料を収集・保存する。

→なんのために？

- ・地域の歴史や文化・自然を後世の人々に永く伝えていくため。
- ・地域を学術資源化し、人文・自然科学の両面から、地域の特色を明らかにし、そうした研究成果を地域に蓄積・公開していく拠点とするため。



郷土資料型博物館が守らないといけない資料

- ・公文書や学校資料など行政に由来する資料。
- ・記念誌・部落史・要覧などの地域出版物、印刷物。
- ・個人の手紙、写真など。
- ・地域の農業や商業など産業に関する資料。
- ・地域の民俗、宗教、民族に関する資料。

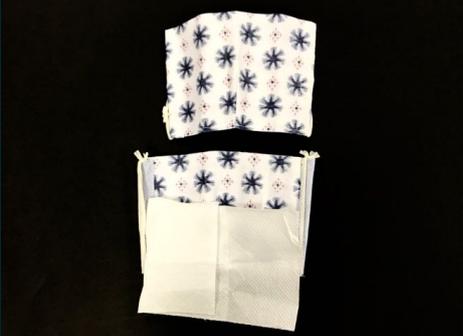


人間が引いた境界線で区切られた「地域」＝「社会」の中に集まる資料
「ここで育った」「ここで暮らした」人々の思いが染みついた資料

スライド3, 4

こういう郷土資料館型の博物館はどこでもそうだと思うんですけど、人間が引いた境界線ですね、いわゆる「地域」といいますけれども「行政区域」になります。「この行政区域で育った」「ここで暮らした」という人々の思いが染みついた資料を「モノ」として集めていくわけで、集めるだけではなくてこういったものを100年後、200年後の後世に向けて守っていかなければいけないといった役割があるというふうを考えています。

現代資料の収集(コロナ関係資料)



↑コロナ禍での七夕の短冊

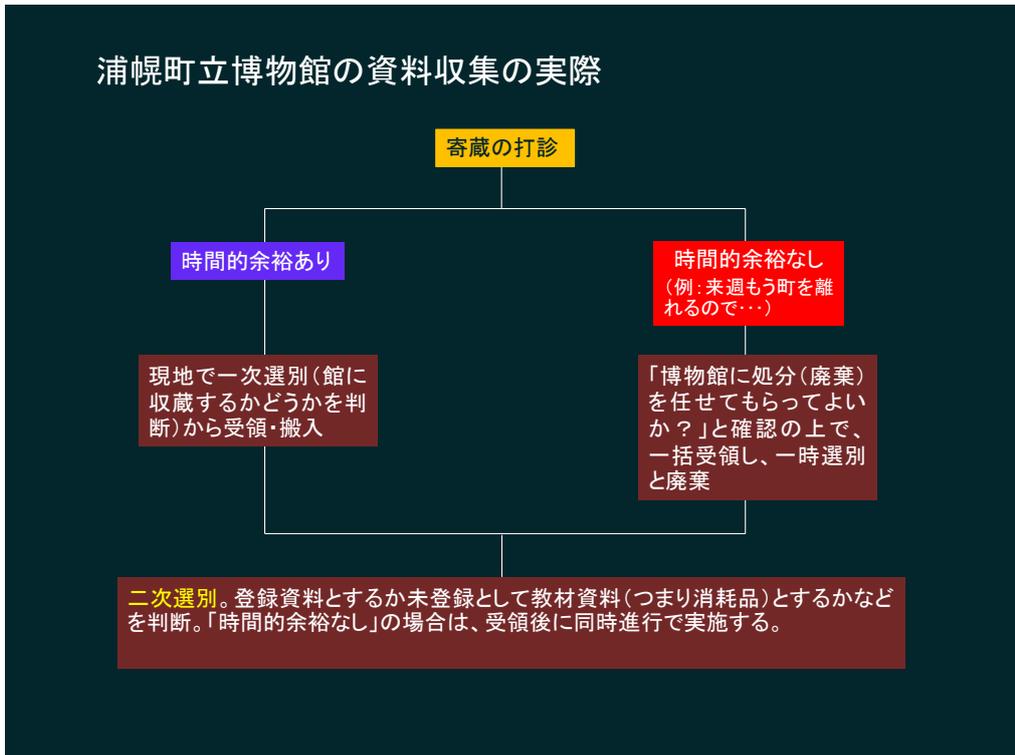
←市販のマスクが枯渇したため、着物やワイシャツを裂き、ガーゼの代わりにキッチンペーパーを挟み、ストッキングをゴム紐代わりにして作られた、手作りのマスク。

↓コロナ禍での子どもの書き初め



スライド5

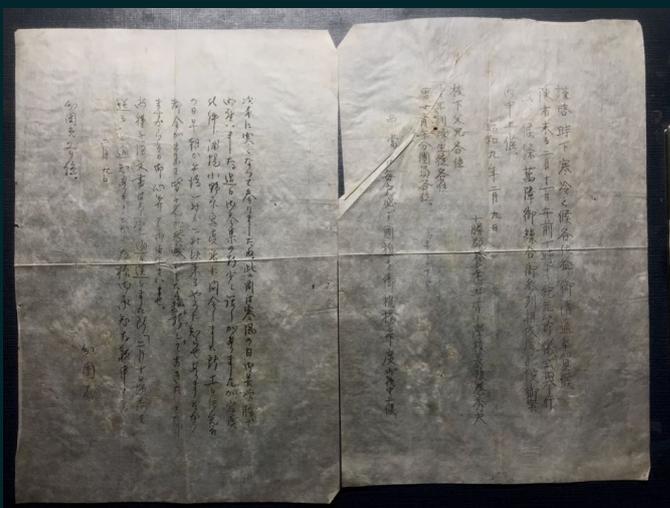
現代資料というものも集めています。一般的に博物館というと昔のものを集めるというイメージがありますが、今の時代もやがて歴史になっていく。今のうちに後世の歴史に役立つような資料を見極めて集めていこうということで、当館では「コロナ関係資料」といってコロナ禍が地域にどのような影響を与えたのかというのを収集しています。こういった、マスクがなかなか買えなかったので手作りでマスクを作っているとか、七夕の短冊に子どもたちが早くコロナが治って修学旅行に行けるようにというそういった願い事を書いたものとか、こういったものを資料として集めて後世に伝えるような、そういった活動をしています。



当館の資料収集の実際なんです。時間的な余裕がある場合、現地に出かけて行って、「一次選別」ですね、実際に館に収蔵するかどうかというものを見極めてから資料を搬入するという、一般的な博物館資料論で言われている手続きが一方ではあります。

しかし、現実的には、「もう来週この町を離れるんで博物館でいるかどうか見に来てください」という連絡をだいたい直前にいただくことが多い。特に最近では、離農される方が浦幌では多いですので、町を離れるその直前になって「開拓以来持っていたうちの資料を博物館で必要なら取りに来てください、ただし猶予はあと3日しかありません」というような、そういったことが多いですね。こういった場合は時間的な余裕がないので、当館の場合は博物館に処分廃棄を任せてもらってよいかというのを確認した上で、一括して収集をして、一次選別後の廃棄をこちらの方で行うとそういった対処をしています。

■ゴミ箱から資料を集める



1934(昭和9)年の紀元節(現在の建国記念の日)に集落で記念写真を撮影するため、集合を呼び掛ける回覧

離農する農家さんから資料引き取りの打診を受けて訪問したところ、庭先の納屋の隅に木箱があり、丸められた古い紙が多数入っているのを確認した。「ゴミ箱だよ」という農家さんの許可を得て箱ごと回収し、博物館でひとつひとつ広げてみたところ、戦時中の小学生の日記や、紀元節を記録した町内会の回覧などが含まれており、資料化した。

スライド7

これは実際にあった事例なんですけれども、離農する農家さんへ資料を引き取りに出向きます。そうすると、いろんな資料を向こうが差し出してくれるんですが、それとは別に庭先の納屋の中に木箱があって、なんか丸められた紙みたいなのがいっぱい入っているのが見つかったんですね。聞くとそれはゴミ箱だって言うんですけれども、博物館の方で許可を取ってこれを持ち帰ってから一つ一つ調べてみたところ、例えばこれは紀元節のときに集落で記念写真を撮るために集合を呼びかける回覧文書だったんです。こういった、実際にゴミ箱の中から資料が現れてきたりするというふうなことがあるので、当館では資料の散逸や収集漏れを防ぐために、あえて一括して資料を収集するというふうな方法を取る場合があります。「廃棄を含めての収集」というふうな考え方で資料保存を最優先しているのですが、博物館資料論的には本来的な収集のあり方ではないと思っています。

「廃棄を含めて収集」という方針

浦幌町立博物館では、受領後廃棄を念頭に廃棄予算を計上。
「廃棄を含めて収集」と考え、資料保存を最優先しているが、博物館資料論的には本来的ではないと思う。

寄贈者には「こちらに選別・廃棄を任せてもらえるか？」の確認をとる。
だが、時間的余裕がある場合にも、「将来的に廃棄や移管が行われる可能性が無い訳ではないので、寄贈後の判断は博物館へ委ねる」という説明をし、了解を得る。

寄贈者申し込み書の様式にまだ上記への了承を記録する欄が無いので、内規を改定する予定(写真類の著作権放棄も含め)

スライド8

寄贈者側には、「こちらに選別廃棄を任せてもらえるか」というのを確認を取る。もちろん時間的に余裕がある場合には一次選別を収集前に行うんですけども、時間的に余裕がある場合にもですね、将来的に廃棄や〔他博物館などへの〕移管を行う可能性が無いわけではないので、寄贈後の判断は博物館に委ねるといって説明をするようにしています。この了解が得られた場合には、博物館に資料を持ってくる。今のところ、「寄贈申込書」の様式にこの条件の了解事項を記入する欄がないのですが、近いうちに内規を改定して、写真類の著作権放棄の欄も含めて、寄贈の手続きの中にこちらの了解事項を入れる方向で今進めています。

■上田式豆播器の調査



上田式豆播き器(北海道博物館所蔵)

北海道博物館の山際学芸員(産業史)

実態のよくわかっていない収蔵資料について、全道の学芸員で情報を交換すると共に、北海道博物館の産業資料担当の学芸員が体系的な調査を実施し、論文として報告。

調査→研究→論文化(実態情報の整理と学術資源化)

→わかりやすく地域へ還元



スライド10

これは「上田式豆播き器」という豆播き器の事例なんですけれども、いろんな博物館でいろんな大量生産品の民具が入っているわけです。すると、同じような資料をどこの博物館も同じように持っているというケース、特に農具の場合はいろんな博物館でこういったことがあるんじゃないかと思えます。

北海道の場合にはこの豆播き器が一つの事例なんです。これは硬い地面なんかには突き刺して豆の種を点播するための道具なんですけど、どの博物館にも入っている割には、例えば正式な名前がわからないとか、どこで作られたものなのかわからないという、情報がはっきりしなかったものです。昨年全道の学芸員で情報を交換しながら、北海道の中核館である北海道博物館の産業資料担当の学芸員を中心に調査を行って、実際の特許を取られた場所であるだとか、それがどのような形で派生して行って、いろんな改良が行われていったのかというのを明らかにすることができました。

こう考えると、全道の地域に同じような資料が散らばって重複で資料が入っていることによって、後世になってそれを比較して明らかになるというようなことは確かにあるので、同じような資料がいろんな博物館にあるということに意味がないわけではないのです。こういったことの比較研究のために、いろんな収蔵庫に同じような資料が入っているというようなことには、全く意味がないわけではなくて、こういった理論化のための、もう一つの重要な手がかりになるのです。

■重複資料の収集（唐箕の事例）



搬入される唐箕。唐箕は重複が多い。

本別町歴史民俗資料館で展示中の樋口式唐箕

2022年に浦幌町立博物館で採集。調査の結果、「樋口式改良唐箕」で製造販売は本別町の樋口農機具製造とわかった。

本別町歴史民俗資料館で調査の結果、昭和20年7月の地図には掲載されている農具商と判明。その年の本別空襲で甚大な被害を受け、製造者の樋口直太さんの妻力ネさんが亡くなっている。本別町ゆかりの資料であり、空襲関連資料でもあることから、同館へ移管し、開催中の「本別空襲展」で展示中。

同じような資料をいくつも収集するケースがある。基本的には避けたいが、モノによって背景のストーリーに特別な意味がある場合がある。そうした場合、地域資料として重複してでも収蔵する価値がある。



スライド11

また、どの博物館にもある資料として代表的なものに「唐箕」と呼ばれるものがあります。これもうちの博物館だけでも5台ぐらい資料があるんですけど、同じ唐箕であっても民具の場合は、やはり背負っている歴史ストーリーが違う場合がある。この唐箕の場合は、実際にこれを作った会社が、十勝地方で最大の空襲があった本別町というところの、ちょうどその爆弾が落ちた場所ですね、ここにある工場で作られている唐箕だということが分かって、昨年当館から本別町の歴史民俗資料館へ移管を行いました。

こういったひとつひとつの民具が背負っているストーリーというふうなことを考えると、同種の資料だからといって同じものというふうに一律に片付けることはできない。やっぱり資料1点1点に大きな意味がある

ということができる。

■重複資料の活用（動態保存）



唐箕での大麦脱穀体験

重複資料があることで、資料を実際に動かして活用する「動態保存」も可能となる。

資料は保存時の状態から姿を変えていく(使用後に洗浄・メンテナンスをおこなうため)

まだ資料の現役時代を知っている方がいるうちに動かして見せることで、より詳しい情報が得られる利点もあり、記録化の上でも有効。



足踏み式脱穀機と唐箕の活用



スライド12

同じ資料がたくさんあるということによって、実際に活用の幅が広がるということもあります。これは動態保存利用の例です。こういったものは、ただ単なる体験事業で終わるのではなくて、今まだこういった資料が現役で動かされていることを知っている方が農村部にはいらっしゃるのので、動かすことによって「実際には私の地方ではこういうふうな動かし方をしていたよ」とか「メンテナンスはこういった方法でやっていったよ」というようなことを話を聞いて記録化するというふうなことも可能です。ものを静態保存で残していくというふうなことも重要ですが、実際に動かすことによって得られてくる新たな情報というふうなこともあって、こういったものも記録化の上では有効です。

1点しか資料がない場合、やはりそれは資料の状態を保存するというふうなことに重きが置かれるので、なかなか動態保存の活用というのは難しいですが、重複資料があることによってこういった活用もできるといふようなことは、ひとつの事例として考えなければいけないことかなと考えています。

緊急を要する地域資料の収集保存

いま、急速に地域の資料が失われつつある

【背景】

・永年、地域の資料保存拠点のひとつだった学校の統廃合が進み、校舎の解体と共に資料が廃棄されている。

・災害対策や防犯対策などから、廃屋や無人家屋の取り壊しが積極的に実施されるようになり、明治以降、なんとなく残っていた建物が解体されるに至り、なかに残っていた近代資料がともに廃棄されている。

・博物館のある町では収集に取り組めるが、無い町の資料は行き場を失い、そのまま廃棄される。



スライド14

今ですね、こういった地域の資料というのは、例えば過疎化による人口減少で学校が統廃合になる。地震が最近多いですので、防災対策によって無人の建物なんかを壊していく。そういったことの中で、例えば明治の北海道であれば入植・開拓が150年前に行われてから、なんとなく建物に残っていたようなこういった近代資料といったものが急速に失われてきています。今、そういった明治近代開拓の初期の資料を集める、おそらく最後の時代に入っているわけですが、実際にはそれを集める博物館側の体力が徐々に下がってきていて、緊急性のある収集というのを適切に行えない状況になっています。

大阪朝刊 2023/08/19(土)

毎日新聞(大阪版)2023年8月19日

大阪府の美術品保管問題

開催された1Rの住民説明会では参加者から異論が相次いだ—大阪府中央区で

スライド15

これは大阪で問題になった美術品の保管問題ですけども、保管場所がないと。それで駐車場みたいなところでですね、ちょっと美術品を置いたというような話がありました。収蔵庫のスペースがないというふうな問題も、こういった問題に関連して出てきています。収蔵庫が満杯なので新たな資料を入れることができない。

電気代高騰でクラウドファンディングをする 国立科学博物館

財政難「科博に1億円寄付を」→9時間半で達成

国立科学博物館(科博、東京都台東区)は7日、光熱費などの高騰で所蔵品の収蔵・保管資金が大幅に不足しているとして、寄付を募るクラウドファンディングを始めた。約9時間半で目標の1億円が集まった。寄付額に応じてオリジナルグッズや船役らによるバックヤードツアーなどの返礼品を用意する。寄付の募集は11月5日まで続ける。

1877年創立の科博は、日本を代表する科学博物館の一つ。60人以上の研究者が所属し、動植物や鉱物、化石、人骨などの標本や資料を収蔵し研究している。所蔵品総数は東京・上野の博物館と茨城県つくば市の筑波研究施設で計500万点を超え、年間約8万点ずつ増えているという。大半を保管する筑波研究施設では、スペースや人手の不足で未整理な資料も多く、新しい収蔵庫を建設中だ。

ところが、新型コロナウイルス禍やウクライナ情勢などで財政難に陥った。動物の剥製や植物標本などは温度と湿度の管理が欠かせないが、今年度の光熱費は3億8000万円と、2021年度から倍増する見込み。新収蔵庫の建設費は、資料や人件費の高騰で当初予定より19年度に約1.8億円の増額が予想されている。20年度も増額が5分の1に達し、資金不足が懸念されている。2021年度に約1.8億円の増額が予想されている。20年度も増額が5分の1に達し、資金不足が懸念されている。

社説 Editorials

博物館の苦境

国は当事者意識を持って

国は当事者意識を持って、博物館の苦境を救済する必要がある。博物館は、過去の遺産を未来に伝える役割を担っている。その役割を果たすためには、適切な資金と人材が必要である。国は博物館の苦境を救済するために、適切な資金と人材を提供する必要がある。

毎日新聞2023年8月8日

朝日新聞2023年8月12日

スライド16

これは収蔵庫の維持の問題ですね。国立科学博物館のような博物館でも、電気代を払うのが難しいのでクラウドファンディングでお金を集めるといった出来事がありました。

全国の博物館で収蔵庫はすでに飽和状態に




浦幌町立博物館の吉野収蔵庫

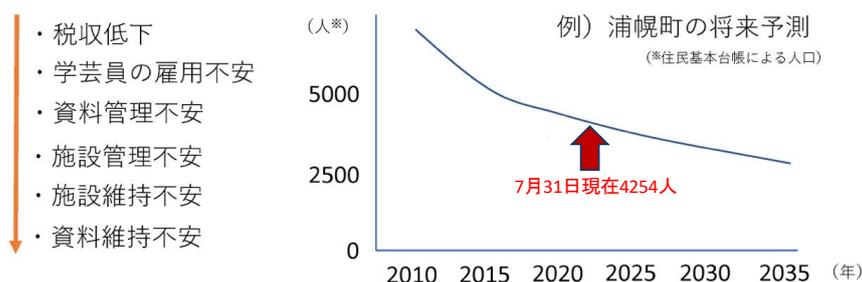
スライド17

これはうちの博物館の「外収蔵庫」と呼んでいる廃校です。館内の収蔵庫だけでは入らないような大型の農機具を、木造の小学校の廃校舎を活用して資料を保管しているわけです。比較的どこの郷土資料も、同じような状況で、博物館の外のですね、校舎の廃校などをとにかく活用して、ぎちぎちに郷土資料を入れている。こういった実情にあるのではないかと思います。

モノを守り伝える本気と覚悟が町にあるか？

お金もヒトもかかるモノの保存と博物館の運営

人口減少で、設置者である基礎自治体そのものの体力が急落



※町立病院、町立図書館の基礎自治体での維持が問題視されているなか、博物館を基礎自治体で継続できる可能性はかなり危機的な状況

新しい地域資料の収集・保存体制の構築が急務

博物館の機能分担と、地域を越えたより広域の連携が、必然的になってくるのではないかと？

スライド18

とにかく、モノを集めて残し伝えていくということには、お金と人手が必要で、これをこれから先も維持していくのは、実は相当な覚悟が必要なことです。うちの町は今年の7月末現在4200人ぐらいの人口ですが、私が来た2015年には5000人ぐらいいました。おそらく近いうちに4200人を切ってしまいます。

モノを守り伝える本気と覚悟が町にあるか？
お金もヒトもかかるモノの保存と博物館の運営



覚悟が無いのならば
博物館なんてやめた方が良い。

スライド19

こういった状況になってしまうと、収蔵庫どころか博物館自体を維持していくのが非常に実際として厳しい時代になってきているわけですね。モノを伝えていく上で本気の覚悟が必要なわけで、私なんか、そういった覚悟がないのならば、もう博物館やめたほうがいいのではないかと考えているわけですが。

浦幌町立博物館の資料収蔵状況

総収蔵件数 19,455件 (埋蔵文化財資料・一部の未登録資料を除く)

記録資料	732件	
考古資料	871件	
アイヌ資料	128件	
産業・生活	7512件	←地域資料(郷土資料)の中核
文書資料	7337件	大半が民具や大量生産品(民俗資料)
美術資料	34件	
地学標本	41件	
生物標本	2457件	
天文資料	25件	
その他	318件	

スライド21

実際に博物館を維持していくには、やっぱり資料のことを考えなければいけない。では資料をどう適切に管理していくかということを考えると、これ当館の収蔵資料の実態ですが、一番多いのはやっぱりこの「産

業生活資料」いわゆる「民俗資料」ですね、今日テーマになっている資料が問題になってくるわけです。こういった非常に大きなウエートを占めている民俗資料を今後どう扱っていくかということ、現実性を持って考えなければならない、そういった時期に来ているというふうに考えています。

■ 収蔵資料の選別廃棄と機能分担



開催中の「床屋さんの道具展」・・・資料は工業生産品が多い

スライド22

これは今年の夏に開催した床屋さんの企画展「床屋さんの道具展」です。街に床屋さんがあったんですけども、そもそも本町のような町ではですね、こういった個人経営の商店というのがどんどんなくなっています。なので、床屋さんが一軒無くなる、料理屋さんが一軒無くなると、無くなるたびにそのお店の歴史を顕彰するような企画展を開催しています。

この「床屋さんの道具展」ですね、こういった床屋さんが町にあったんだという、地域の歴史を伝えるそういった意義が一つはあります。これに関連する資料としてはお店の看板とか貼り紙の類です。

それから理容に関するモノの歴史、剃刀であるだとか、床屋さんの機械であるとか、時代によって変化するモノの記録ということで、そういった「道具の歴史」というような意味があります。

また床屋さんの値段みたいなものは、銭湯の価格なんかと同じで、時代ごとの経済や世相の記録につながっているので、価格表であるだとか流行品であるだとかメモだとか、そういったものがこういったものを反映する資料になります。

■収集の目的



1. 町にあった産業の記録。地域の歴史を伝える…看板、張り紙の類
2. 理容に関するモノの歴史の記録…剃刀、機械類など
3. 時代毎の経済や世相の記録…価格表、流行品、メモなど

展示によって町の産業を記念することも地域博物館にとっては重要な役割
展示が終わると必ずしも保存の必要のない資料もある
活字と写真によって記録の上、廃棄か他館への移管を行う

スライド27

展示によって街の産業を記念することも、地域博物館にとっては非常に重要な役割です。しかし、これ展示が終わるとですね、必ずしもうちの博物館で保存する必要があるだろうか？というふうな資料も中にはあるわけです。それが例えばこういった道具ですね。これは左側は殺菌消毒するための機械、右側はパーマの機械です。こういったのは、町に床屋さんがあったよというふうなことで収集する資料展示には不可欠な資料なんですけれども、地域博物館の資料としてこれを後世当館で持っていなければならないか？例えば活字と写真によって記録した上で、当館の資料としては手放す、廃棄をするか他の博物館への移管を行うか、そういった選択をすることも、これは考えなければいけないんじゃないかというふうに考えています。

(例) 理容ミュージアム



床屋さん関係資料を収集する「理容ミュージアム」(東京都渋谷区代々木)

スライド28

例えば東京には「理容ミュージアム」という床屋さんの博物館があるんですね。こういったところで理容一般に関する時代ごとの変遷などに関する資料は収集している可能性が非常に高いです。もちろん当館で処分を行う場合には、こういった博物館と連絡を取りながら、実際に保存されている資料の実態を鑑みて資料の行く末を考えます。大量生産品の収集・保存を地域博物館で考える場合に、こういった専門館と比較をして、当館でなければ残すことができないかどうかというふうなことを吟味する必要がある。

■ 廃棄の検討

【廃棄の目的】

- ・ 未来に渡ってモノを収集し続けるための空間の確保。

↑ **モノ収集を止めるための手段ではない**

※図書館における本の「除籍」は、大量生産品である「図書」という「情報媒体」の新陳代謝をはかるための行為（なので、1点ものの郷土資料は除籍対象外）であり、博物館とは目的が異なる

【廃棄の前提】

- ・ その資料もしくは類似の資料が「どこか」に残っているか？
- ・ その資料を失っても、その資料が表す資料性・記録性を代替できるだけのコレクションがあるか？

↑ **単館による廃棄判断は妥当ではなく危険**

スライド33

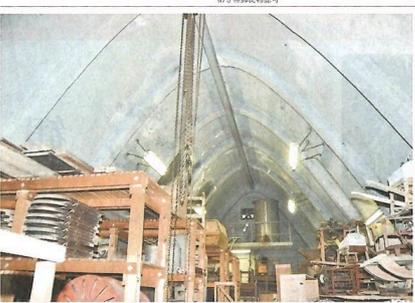
もう一つの廃棄ということなんですけれども、博物館における廃棄というのは、「未来にわたってモノを収集するための空間の確保」というのが一番大きな目的です。したがって、モノの収集をやめるための手段ではない。これから先もモノを集め続けるための廃棄だというふうなことです。

似たような言葉に、図書館が行っている「本の除籍」というものがあります。けれども、図書館は情報の新陳代謝を図るために、定期的に一定の数量の本を除籍していくのであって、博物館とは目的が大きく異なる。博物館の廃棄の前提としては、「その資料もしくは類似の資料がどこかに残っていないか?」、「その資料を失っても、その資料が表していた資料性や記録性を代替できるだけのコレクションがあるか?」、こういったことを行った上で、初めて廃棄という部分に進めるのだろうと。そのためには自分の館だけで、単館による廃棄の判断というのは、非常に危険で妥当ではないというふうに考えています。

■廃棄が問題となっている事例

【江別市教育委員会】

北 海 道 新 聞



①市民から寄贈された民具が収められた収蔵庫の内部
②今夏取り壊された収蔵庫の外観 (いずれも市教委提供)

市民寄贈の民具600点処分

市教委 旧文化財整理室の解体時

【江別】市教委が今夏、旧文化財整理室（大森町）の解体工事を行った際、敷地内の収蔵庫を内部の資材と処分していたが13日分かった。資料は市民から寄贈された民具約600点。市教委は、建材アスベスト（石綿）が使われ、アスベストの粉じんが屋内で検出されたことから「資料と建物を同時に処分せざるを得なかった」とするが、寄贈者には事前に伝えていなかった。

建材に石綿 飛散防止で

市教委によると、収蔵庫は発電機庫として建てられ、鉄筋コンクリート造で延べ床面積120平方メートルを購入し、送信機は文化財財。旧NHK幹部の才送「整理室、発電機庫は収蔵庫併用の敷地は1979年」として使った。

アスベストによる健康被害問題顕在化の年を受け、市は2009年に施設を調査した結果、収蔵庫の天井アスベストが吹き付けられていることを確認し、立ち入り禁止にした。その後、敷地の売却準備、2019年に再調査すると、屋内の粉じんなどからもアスベストを検出した。飛散を防ぐため、資料を取り出すに取らずに、取り壊すことにした。収蔵庫に収められていたのは1960〜70年代に市民から寄せられた民具などのうち、91年閉館の市郷土資料館に収蔵された民具のもの、木製農具や戦前食器や標などがあつたとするが、リストも見つからず、正確に分かるまいという。取壊とは別に、整理室に保管されていた約2万点の資料は、新たな文化財整理室となった旧高山小に2021年度中に移された。

収蔵庫内の資料の処分については市教委は、手続的に担保はなかったとする。ただ、寄贈した市民などに事前に伝えていなかった。市文化財保護会会の小委員二委員は、市民の共同財産が無断で処分されたことは重大な問題。市教委には今回の経緯をしっかりと検証してもらいたい」と話した。

市教委の伊藤信信教育部長は取材に「関係者への配慮が足りなかった。飛散防止に向け、残存する資料の管理などを徹底したい」と述べた。

（土門優臣）

2023年10月14日 北海道新聞江別版

スライド34

先ほどの宇仁さんの話にもありましたが、北海道で、市民寄贈の民具が建物ごと解体処分されるという出来事が最近ありました。考えられる問題点としては、先ほどもありましたが、この場合目録を作成してなくて、何を収蔵されていて何が廃棄されていたのかの情報が全くないということですね*。これだともう、最初から結局何も無かったことになってしまうわけですね。当時資料を寄贈した人たちは、市に大切な資料を託せたと思っているわけですが、全く何も記録がないということは、そもそも最初から寄贈などなかった、歴史の上で全くまっさらになってしまうということが、今回の一つの問題だろうと思います。

また、寄贈者との間で廃棄に対するコンセンサスが得られていたのかが不明だという点です。これについては、市に寄贈されたものなので、その段階で所有権が市に移転していますから、廃棄の判断も含めて全権が市に委譲されているというような考え方もすることはできると思います。

*【訂正】江別市が廃棄した資料は郷土資料館建設時に収集した質の高い資料であることが後日判明している。一部の報道とは異なり、資料台帳や資料写真が存在し、公開データベースにも掲載されている第一級の

民俗資料だった。

郷土資料をご寄贈いただいた皆様へ | 北海道江別市公式ホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kyodo/122889.html>

■考えられる問題点

- ・ 目録を作製しておらず、何が収蔵されていて何が廃棄されたのかの情報が無い

- 最初から何も無かったことになってしまう
寄蔵した人たちは、市に大切な資料を委ねたと思っているが、
そもそも最初から寄蔵など無かったことにされてしまう

- ・ 寄贈者との間で廃棄に対するコンセンサスが得られていたのかが不明。

- 市に寄蔵した段階で所有権が市に移転しているので、廃棄の判断も含めて全権が委譲されているという考え方は、手続き的には正しいかもしれない。が、寄贈者としては、市の歴史を記録する資料として活用されることを念頭に寄蔵しているのであって、「市に寄蔵したのだから、これで安心」と考えるのが普通。通常、廃棄されるとは考えない。

- ・ 結局、あの収蔵庫と収蔵資料には、どのような意味があったのかが不明なまま、歴史から消えていくことになる

スライド35

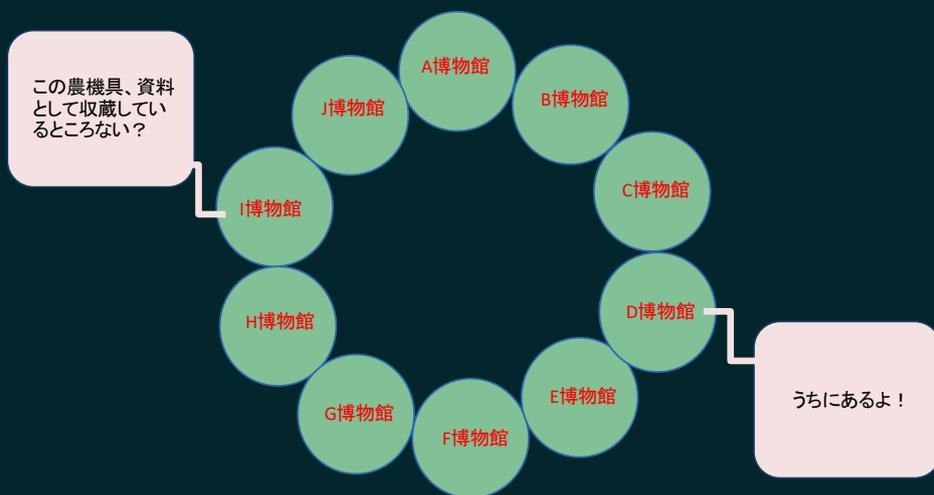
しかし、実際に寄贈者の側に立ってみると、市の歴史を記録する資料として活用されることを念頭に、当時寄贈しているはずなので、寄贈者からすると市に寄贈したのだからこれで安心と考えるのが普通だと思うわけですね。したがって、寄贈者の感覚からすると廃棄されるというのは、おそらく意識の中には無いだろうと。

結局あの資料庫と所蔵資料には、どんな意味があったのかというのが不明なまま、歴史から一切合切600点余りの資料が消えてしまうというようなことになる。これが一番今回の問題で大きい部分なのかなというふうに考えています。

じゃあですね、一体資料保存をどう考えればいいのか。

資料保存情報のネットワーク

農具や家電など、大量生産品を中心に、いま全国の博物館に類似の資料が残っていないかを検索する情報ネットワークが必要



スライド37

農業や家電などの大量生産品なんかを廃棄する場合、先ほども話した通り、単館的に自分の館が今持っている、目の前にしている資料が、他の館に同様の価値あるものとして存在するのかどうかというのを確かめる術が現在は無いわけです。こういった大量生産品を中心とした全国の博物館の、資料検索の情報ネットワークを整備することが一番今必要なことなのかなと思っています。

「この農機具、資料として収蔵しているところがないか」と検索をすると、「うちにあるよ」という回答があればですね、これは必ずしも当館だけで持っている資料ではないんだなというようなことの線引をある程度することが可能になります。

一歩進めて収蔵資料の分担も

どの町でも同じような民俗資料を保存している場合が少なく無い。
だが、必ずしもその必要は無いのではないか？



似たような資料が集まりがちな民具。
だが、常設展示や真に地域性のある資料以外に、どの館の収蔵庫にも、類似が蓄積される傾向がある。



(重複資料の重要性や意義は十分に理解した上で)

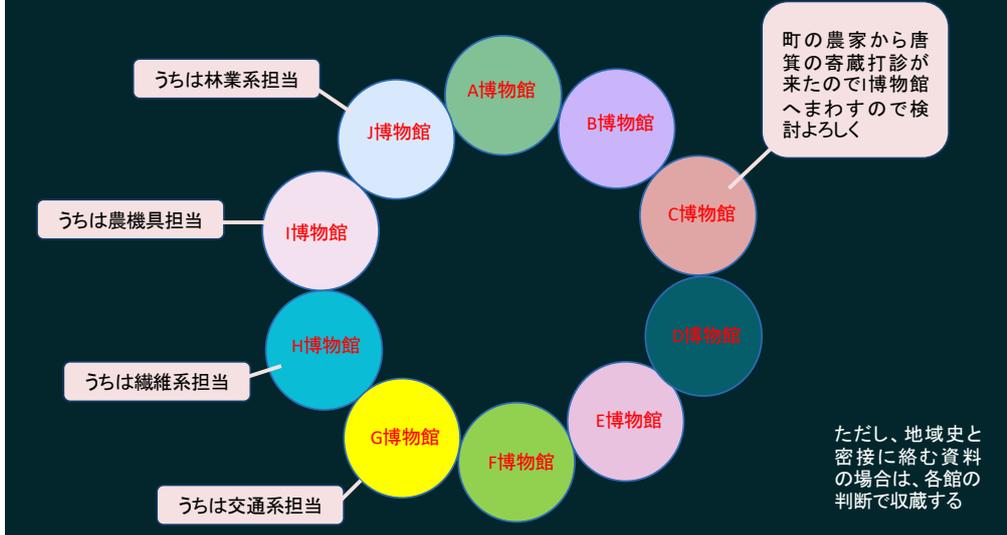
スライド38

さらに一歩進めて、今後の資料収蔵を「それぞれ分野ごとに分担する」というふうなことがあってもいいんじゃないかと。似たような資料がどうしても郷土資料館の場合は集まってしまいがちです。ですが常設展示や真に資料性のある地域性のある資料以外に、どの館にも同じような資料が均等に蓄積されている必要というのは必ずしもないだろうと。

先ほどお話したとおり、重複資料には存在意義や重要性というのがあるんですが、そこを理解した上で、「地域博物館ごとに」ですね、収集資料に特徴を持たせるといふふうなことも可能なんではないかと。

収蔵資料分担の考え方

どの町でも同じような民俗資料を保存している場合が少なく無いので、一定の地域ごとに収蔵資料の分担を決めて共同保存する方法



スライド40

これは、こういった収蔵資料分担の考え方を模式図にしたものですが、例えばJの博物館は林業系の資料を集める、Iの博物館は農機具を中心に集める、Hの博物館は繊維系の資料を集める、Gの博物館は交通系の資料を集めると。で、新たにCの博物館に、町の農家から唐箕の寄贈の打診が来た場合は、Iの博物館に検討を依頼して、実際にこの唐箕というのは新たに収蔵する価値があるものかどうかというのを判断してもらおうと。各博物館が専門性を持って収蔵方針を立てることによって、今後新規な資料を受け入れるに当たって、ある程度分散して判断することができるようになるのではないかと思います。

ただし、もちろん地域と密接に絡む資料というのは各地方でありますので、そういった場合は重複資料として持つというふうなことは考えられるわけですが、「この資料が他の博物館に今残っているかどうかかわからないので、念のためとりあえずうちの博物館で収蔵しましょう」というような形で、どんどんどんどん民具が増えているというような現在の状況を考えると、こういった分担というのも今後は必要なのかなというふうに思っています。

博物館資料の適切な選別廃棄のために考えられることですが、館を横断する民具資料のデータベースの構築、これは必ずしも一般公開しなくていいと考えています。博物館の中で情報の交流ができるようなネットワークを作る必要があるだろうと。また資料の選別廃棄を単館的に判断しない、先ほどのようなネットワークを形成することが重要だろうと。

地域ごとの資料分担など、地域資料の収集に関する新しい連携の方式を模索する広域連携というのは、新しい改正博物館法でもうたわれています。けれども、教育普及事業だけではなく、こういったコレクション形成にこそですね、こういったネットワーク性というものが、今後ますます重要になってくるだろうと。

■博物館資料の適切な選別・廃棄のために

1. 館を横断する民具資料データベースの構築(一般公開しなくても良い)
2. 資料の選別・廃棄を単館的に判断しないネットワークの形成
3. 収蔵資料分担など、地域資料の収集に関する新しい連携方式の模索
4. 国立の博物館や各都道府県の中核館は、引き続き、収蔵庫の整備・拡大を求める。そのための協力や連携に、地域博物館も関われるように。
5. 収集時の「廃棄」に関する説明と了承の徹底。「収集の前提として、将来廃棄するかもしれないが、その判断は博物館に委ねる」という説明と、了承意思の記録 → 寄蔵申込書へのサインなどで
6. 収集方針の明確化と共に、廃棄に関する考え方を示す必要がある。これは単館的に作るよりも、博物館協会等でガイドライン化した方が良いか？
→ICOMの倫理規程などを援用

スライド41

一方ですね、今廃棄を中心に考えていますが、やはり収蔵庫の増大ということも重要なわけです。地域博物館では今なかなかそれは現実的には難しいですが、国立の博物館や都道府県の中核館には、引き続き収蔵庫の整備拡大というのを求めていると思っています。保存と廃棄ってというのはやっぱり表裏一体なので、そのための協力や連携に、地域博物館も関われるようになっていくことが重要だろうというふうを考えています。

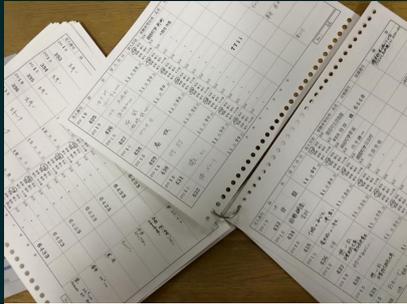
今すぐできることとしてなんですが、収集時の廃棄に関する説明と了承の徹底というのは、どこの博物館でも必要ではないかなと思っています。収集の前提として、「将来廃棄するかもしれませんがその判断は博物館に委ねますよ」というふうなことの説明と、それに対して了承を得た方からのみ資料の寄贈を受け付けるという方法。もちろん、例えば寄贈する段階ですと、寄贈者本人が例えば亡くなっているケースや、ご遺族の方からの寄贈などの場合でこの判断ができないとか、いろんな理由でなかなかスムーズに手継ぎがいかないケースもあります。が基本的に当館では、収集の段階で廃棄の可能性も含めて了承をいただいています。

こういったものをですね、寄贈申込書なんかに了承のサインをいただくなどの形で書庫書類を残してですね、収集するというふうな活動は今すぐにでも取り組めることですので、こういったことを徹底していくというふうなことが、後々問題を起こさないためにも必要なことかなというふう考えています。

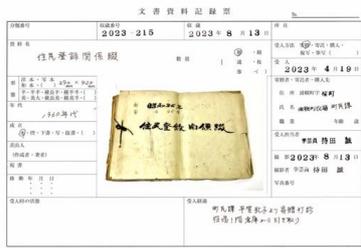
また、収集方針の明確化とともに、廃棄に関する考え方を明確にしておく必要があります。廃棄に関しては、単館的に作るよりも、博物館協会等でガイドライン化をして、ある程度共通性を持たした方が良いのではないかと考えています。これは、先ほど宇仁さんの方から提示のあったICOMの倫理規定なども援用しながら、博物館資料の廃棄について、共通の考え方を明確化して、指針として公開していくというふうなことが必要かなと思っています。

資料情報の整理・登録

(受入台帳は電子化・原簿は紙ベース)



受入台帳



資料原簿



デジタル化と公開が現在の課題

スライド42

いろんなこと言ってるわけですけど、うちの博物館は、まだこういった受入れ台帳を手書きでやったり、資料原簿をひとつひとつカードに写真貼りながら手書きでやったりとか、非常にアナログな方法でやっているわけですね。少しずつデジタル化を進めていて、その公開が現在課題になってますけれども、公開型データベースを念頭に置くと非常に時間がかかります。が、非公開で構わないので、収蔵資料情報をネット化していくということが非常に重要になるのかなというふうに考えています。

■保存と廃棄は一体的に考えるべき



かつて国は「産業技術史博物館」設立の構想を立て、資料も収集・保存していたが、計画は立ち消えとなり、資料は散逸した…

廃棄やデジタル化の前に、国はとことん本気で資料収集を続ける覚悟を！

地方博物館における資料のデジタル化や廃棄は、積極的な収集を続ける収蔵庫の整備と表裏一体で行われるべき

国規模での生活史・産業史の資料保存体制と、地域の資料保存は、連動して一体不可分で進めるべき課題

スライド43

先ほどもお話ししましたが、保存と廃棄は一帯的に考えるべき問題だと考えています。かつて日本には国立

産業技術史博物館構想というのがあり、産業技術史資料をたくさん集めていました。結局、国立産業技術史博物館は設立されず、収集した資料も分散したり、一部は廃棄されてしまったというふうに聞いています。

やはり収蔵庫の拡大も必要なことです。求めなければいけない部分は求めていかなければいけない。

しかし、一向に進まない収蔵庫の充実に対して、手をこまねていくだけでは資料の未来は明るいものにはなっていない。現実的な方法を考えると、デジタル化と廃棄は、今後各博物館が自分の問題として考えなければならない大きな課題です。収蔵庫の整備と廃棄問題というのは表裏一体で、特にこの廃棄に関する問題というのは今後積極的にですね、分野を超えて各博物館が連携して取り組んでいくべきだろうというふうに考えています。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。

講演：フランスの博物館と民俗資料の収集保存と活用

ベルトン アリス



フランスの博物館制度と量産品資料の扱い

alice.berthon@univ-grenoble-alpes.fr

Université Grenoble-Alpes グルノーブル・アルプ大学

スライド1

photo: Isère-Musée dauphinois
https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Expo_Gens_de_l%27alpe.jpg

*おことわり

著作権に配慮して一部の写真についてフォーラム当日の投影資料から変更しています

当日投影資料やそれを掲載した文字起こしは下のウェブページから

横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」開催報告

https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/yokohama_report.html

また、[] は編集者による注記です

グルノーブル・アルプ大学の言語文化研究所の ベルトン アリス です。はじめにお断りしておきます。専門はフランスの博物館ではなく、日本の博物館です。フランスの博物館制度については、今回改めて調べて資料を作りました。それでもわかっていない部分があると思います。質問して下さっても、もしかしたら全部にお答えできないかも知れません。その時はメールなどで、後でやりとりしながら答えたいと思っています。

(1) フランスの博物館制度と現状

- 博物館数・コレクション
- 管理・所轄・関連機関
- 博物館法 → 「フランス博物館」

(2) 生活や生業のための量産品を扱う博物館の課題

- 国立博物館
- 歴史 - 変化する地域博物館と資料の定義

(3) 民俗資料・量産品の取り扱い、方法

- 譲渡が不可能
- 収蔵庫 (réserve) → 文化資源センター
- 博物館職員
- 収集基準、目録に載せるまで

スライド2

今日の発表はフランスの博物館制度と現状から始めます。これは説明を始めると時間がかかるので最低限に収め、今日の課題に役立つ部分だけを拾って紹介しようと思っています。その後に、生活や産業のための量産品を扱うフランスの博物館の課題を紹介します。日本とは、たとえば収蔵庫の問題など共通している部分があります。さらに、地域博物館や公立博物館のなかで民俗資料を扱っている博物館を紹介して、フランスでの量産品の取扱いや方策に触れて終わりたいと思います。

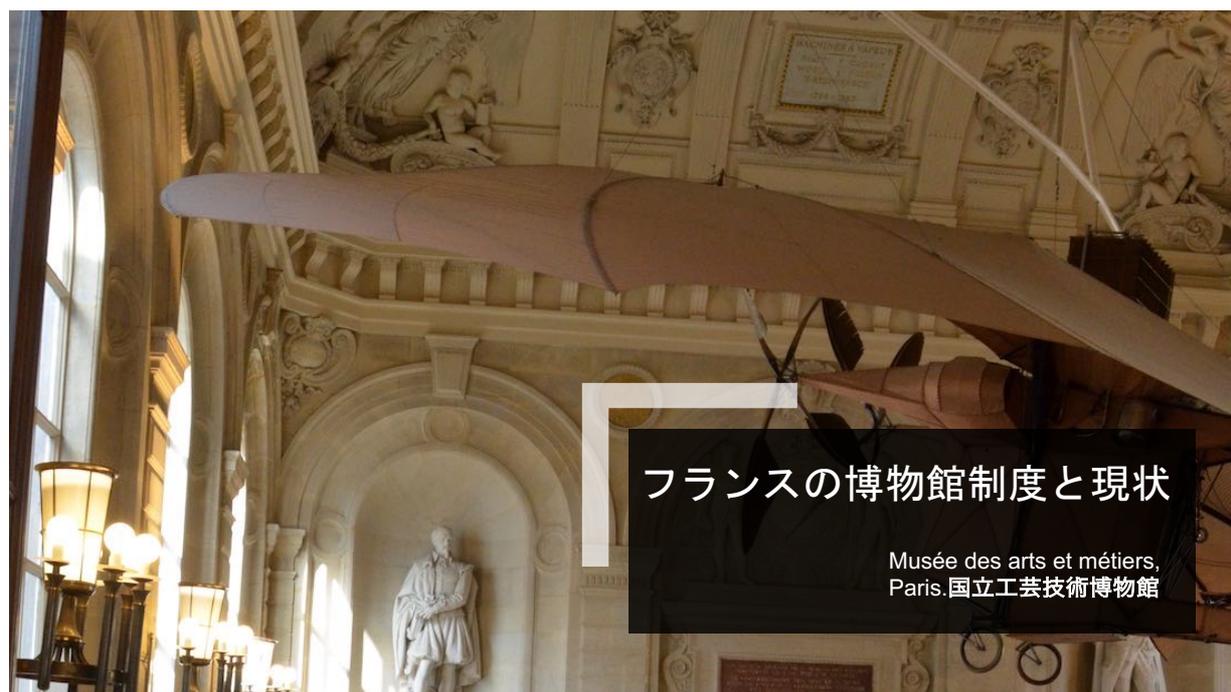


photo: UNI Yoshikazu

スライド3

本当は、私が住んでいるグルノーブル Grenoble のドフィノワ博物館 Musée dauphinois を実例にして

説明したかったのですが、ちょうど10年ぶりのリニューアルがあり、残念ながら詳しい情報が得られませんでした。

では、フランスの博物館制度と現状という話から始めます。



スライド4

フランスには正式な博物館、日本でいう登録博物館に相当する「フランス博物館」[musées de France] が1222館あります。「フランス博物館」とは、フランス博物館法に基づき「フランス博物館」の名称が付与された博物館で、今年2023年4月時点の数字で1222館あるのです。以下、この発表ではフランス博物館に限定して話を進めていきます。

右側に見えるのがフランスの地図です。フランスでは、10年あまり前、2010年から地方の行政や地域区分を改革しました。昔はもっと地域圏 [région、日本では「州」と訳すこともある] が多くて26あったのですが、現在は13にまで数を減らして面積が大きい地方行政区域になっています。他に海外にも県や地域圏に相当する自治体があるのですが、このスライドには載せていません。

フランス博物館のうち82%が公立博物館、5%が国立博物館です。博物館が集中しているところがパリを中心にしたイル・ド・フランス [Île-de-France] で18館あります。フランスは中央集権の国ですので、博物館の数、また、国立博物館の数でもパリ周辺が一番多くなっています。フランス博物館のうち10%が団体や財団博物館です。これらは私立博物館とは別の扱いです。

コレクション

❖ 資料の総計 121 000 000 点

国立博物館 80 600 000 点

- 83% → 自然史系
- 11% → 考古学系
- 6% → 4 800 000 点 美術品 + 技術・産業系の文化財, その他.
- 団体・財団博物館 + 公立博物館
40 000 000 点

合計 121 000 000 点



■ 国立 ■ その他

合計 1216 館



■ 国立 ■ その他

❖ フランス博物館の資料データベースでは 670 000点の説明書 (notices)

[La Joconde](#)

1970~

2018~



スライド5

フランス国内のコレクションの総数は1億2100万点です。フランスの博物館というと美術品やルーブル美術館がまず思い浮かぶでしょう。ところが、美術品と技術・産業系の文化財を合わせても国立博物館の全資料の6%、480万点なのです。また、国立博物館はわずか61館ですが、コレクション全体では2/3にあたる約8千万点を持っています。他方、一番数が多い公立博物館と団体・財団博物館は合わせて1000館以上ありますが、合計資料点数は4000万点と1/3です。まったく逆なんですね。フランスでは、設置者で分けた博物館の数とコレクションの数が真逆になっているのです。これが中央集権のフランスの状況と理解することができます。

フランス博物館は資料データベースがあり、愛称がモナリザ Joconde [フランス語ではモナリザを La Joconde と発注者の姓で呼ぶ。リザは発注者の妻の名] です。ここに民俗資料を登録することが可能です。2018年からはフランス博物館であれば博物館関係者が自分でコレクションを登録することができるようになりました。これは時間があれば、どういうサイトなのか後で一緒に見たいと思っています。

管理・所轄・関連機関

- 国立博物館は主に文化省・他省庁の所轄
- 公立と団体博物館は市や県の所轄

Ministère de la culture 文化省
Haut Conseil des musées de France フランス博物館高等評議会 2002年

- Commission scientifique des collections des musées nationaux
国立博物館コレクション学術委員会

国立

Direction générale du patrimoine 文化省の文化財（中央）管理局の中の
• département des musées → **SMF**
Service des musées de France
フランス博物館局 2009年

- Commission scientifique régionale des collections des musées de France
公立と団体・財団博物館（「フランス博物館」）コレクション学術委員会

地方公共団体

• DRAC Direction régionale des affaires culturelles 地方の文化管理局*
→ 公立と団体・財団「フランス博物館」

*本文では「地方文化局」

スライド6

これが私にとって一番説明が難しいスライドです。フランスの国立博物館は主に文化省 [ministère de la Culture] の所轄になっています。ルーブル美術館など国立博物館は文化省の所管で、公立博物館や団体・財団博物館などは市 [フランスは市町村の区別が無く、すべて commune という] や県の所管です。文化省は博物館全体を総合的に取りまとめており、さらに文化大臣をトップに据えたフランス博物館高等評議会 [Haut Conseil des musées de France] が2002年に設置されています。2002年はフランスの博物館法が新しくできた年です。後で詳しく説明するように、フランス博物館高等評議会が重要なのです。

たとえば、どこかの博物館がフランス博物館の名称を付与して欲しいと申請した場合、このフランス博物館高等評議会が審査する。その後に名称が付与されるのです。博物館高等評議会の委員は、文化大臣、地方の公立博物館の代表者、大きい国立博物館の代表者、そして政治家も入って22人ほどで構成されています。

それからフランスの文化財政策を実務的に実施しているのが、文化省の文化遺産建築総局 [Direction générale des patrimoines et de l'architecture] にある、フランス博物館サービス [SMF: Service des musées de France] です。これは2009年に設置されたもので、フランス博物館法も文化財法典に含まれているように、文化省の文化遺産建築総局のなかで、例えば博物館やアーカイブスや図書館などさまざまな文化財を担当している部局があり、その1つがフランス博物館サービスです。博物館サービスの担当もいろいろあり、博物館の相互の連携や資料の貸し借り、コレクションの保存状況が思わしくない場合には他の博物館に移動させることまでしています。本当にいろいろな実務的な施策を進めているのです。他方、文化省で地方の博物館行政を担当しているのが、地方文化局 [DRAC: Direction régionale des affaires culturelles] となります。この部局は、地域分権や地方分権が進んでいることを表そうとしている印象もあります。

フランスにはこの他にも関連機関があり、ここでは資料を中心にした課題を話します。国立館には国立博物館コレクション学術委員会 [Commission scientifique des collections des musées nationaux]、また地方レベルだと、公立博物館および団体・財団博物館コレクション学術委員会 [Commission scientifique régionale des collections des musées de France] が設けられています。委員会の役割は、例えば国立博

博物館で新しい資料を購入したい、しかし価格が高額である時などにこの委員会で資料購入の説明をおこなって判断してもらうのです。公立博物館や団体・財団博物館でも同様です。

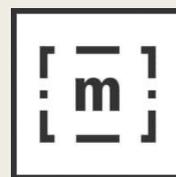
大きな博物館であれば、博物館が直接に収集委員会を設置しているのですが、その場合でも数が多い資料や高額な資料の場合はこれらの委員会を通す必要があるんです。そうでないと博物館が受け入れることができません。

法律

- ❖ フランス博物館法 (Loi sur les musées de France) 2002 呼称制度
- ❖ フランス博物館法 < 文化遺産法典 (Code du patrimoine) 2004

4つの役割・目的 (Art. L. 441-2.):

- ✓ **コレクションを保存、修復、研究、充実させること；**
 - ✓ より多くの人々がコレクションにアクセスできるようにする；
 - ✓ すべての人が平等に文化に接することができるよう、教育および普及のための取り組みを立案し、実施する；
 - ✓ 知識と研究の発展に貢献する。
-
- ✓ **conserver, restaurer, étudier et enrichir leurs collections ;**
 - ✓ les rendre accessibles au public le plus large ;
 - ✓ concevoir et mettre en œuvre des actions d'éducation et de diffusion visant à assurer l'égal accès de tous à la culture ;
 - ✓ contribuer au progrès de la connaissance et de la recherche.



スライド7

さて、ここで「フランス博物館 musées de France」について説明します。フランス博物館は、フランス博物館法 [Loi sur les musées de France (2002)] に基づいて名称が付与された博物館という法的な意味があります。これが2002年のフランス博物館法で定められた呼称です。フランスは第二次世界大戦が終わった後、文化財を保護する総合的な法律を慌てて作ったこともあり、一時的な法律を作ってから2002年まで文化財関連の法律が変わらなかったんです。結果、文化財に関する制度が本当にバラバラでした。国立博物館は国立博物館で統合管理しているのに、地方は結構自由な状態でした。地方にも連携やつながりはあったのですが、登録博物館のような制度はありませんでした。

それが2002年にやっと現在のフランス博物館法が制定され、2004年に博物館法が文化遺産法典 [Code du patrimoine] という法体系に組み込まれました。この法律によって、先ほど触れたとおり博物館行政は文化省の文化遺産建築総局の配下にあるフランス博物館サービスが担当することになったのです。

フランス博物館には4つの目的があります。

フランス博物館法が規定する4つの役割・目的 (Art. L. 441-2)

- 1) コレクションを保存、修復、研究、充実させること
- 2) より多くの人々がコレクションにアクセスできるようにすること
- 3) すべての人が平等に文化に接することができるよう、教育および普及のための取り組みを立案し、実施すること

4) 知識と研究の発展に貢献すること

1) conserver, restaurer, étudier et enrichir leurs collections

2) les rendre accessibles au public le plus large

3) concevoir et mettre en œuvre des actions d'éducation et de diffusion visant à assurer l'égal accès de tous à la culture

4) contribuer au progrès de la connaissance et de la recherche

最初に出てくるのがコレクションの保存や研究です。フランスの博物館は本当にコレクションが中心です。まずコレクションが先にあって、そこから博物館を建てるという発想です。日本で見られる箱物行政のような順序ではないのです。本当にコレクションのための博物館、コレクションの保存や展示のための建築という感じです。

次いで、より多くの方がコレクションにアクセスできることを目的にしています。そして、教育普及への取り組み、知識と研究への貢献があります。役割・目的は簡単に済ませ、登録基準の方が興味を持っていらっしゃると思いますので、次に進みます。

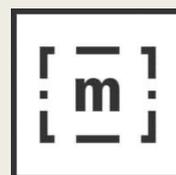
法律

以下の登録基準に適合しなければならない：

- ✓ 地方レベルの文化が専門の研究者あるいは国立レベルの conservateur（フランスの学芸員）によって管理（両者とも公務員）
- ✓ 他の博物館と共同で、あるいは独自の教育部を持つこと
- ✓ 目録義務、目録を常にアップデートする
- ✓ 博物館のビジョン（基本構想）の示した文化・研究プロジェクトを持つこと（PSC : projet scientifique et culture)

Quatre critères d'exigence / pour être agréé, un musée doit répondre à quatre critères :

- ✓ être dirigé par un personnel scientifique issu de la filière culturelle territoriale ou nationale (conservateur ou attaché de conservation) ;
- ✓ disposer en propre ou en réseau avec d'autres musées, d'un service éducatif ;
- ✓ tenir à jour un inventaire de ses collections ;
- ✓ rédiger un projet scientifique et culturel (PSC) qui fixe ses grandes orientations.



スライド8

フランス博物館の名称が付与されるには、法律が定める4つの基準をすべて満たす必要があります。これは文化省のウェブページ Appellation « Musée de France » [命名「フランス博物館」]の始めに掲載されています。掲載事項は5つあるのですが、最初の基準は文化遺産法典 L. 441-2が示しており、それについては1つ前のスライドで「目的」として説明しましたので、ここでは4つとしています。なお、これから見るウェブページに示された4つの基準は、同じ言い回しでは法令には載っておらず、個々の項目については文化遺産法典の相当する条文をそれぞれ参照する必要があります。

フランス博物館法が規定する4つの名称付与基準

- 1) 地方レベルの文化が専門の研究者あるいは国立レベルの conservateur（コンセルヴァートル：学芸員に相当）によって管理されること（両者とも公務員）
- 2) 他の博物館と共同で、あるいは独自の教育部を持つこと
- 3) 目録義務、目録を常にアップデートする
- 4) 博物館の方向性を定めた科学・文化プロジェクトを持つこと

- 1) Être dirigé par un personnel scientifique issu de la filière culturelle territoriale ou nationale (conservateur ou attaché de conservation)
- 2) Disposer en propre ou en réseau avec d'autres musées, d'un service éducatif
- 3) Tenir à jour un inventaire de ses collections
- 4) Rédiger un projet scientifique et culturel (PSC) qui fixe ses grandes orientations

1つ目は、地方レベルでは文化が専門の研究者、または国立レベルのフランスでいう学芸員「コンセルヴァートル」、これは資格取得の課程が地方の研究者とは違うのですが、それは後ほど説明します。これらの専門職員による管理です。フランス博物館の名称が付与されるには、これらの公務員が必要です。

2つ目は、他の博物館と共同でもよいので教育部を持つこと。

3つ目に、目録の作成義務、目録を常にアップデートすること。これが定められているのはコレクションをととても大切に考えているからです。フランスの博物館は、資料が届くと、まずは目録を作成しないとイケない。目録を作成して、資料が文化財として位置付けられて、やっと資料として歩み始めるという感じなんです。それが一番大切な課題でもあるのです。

4つ目が、これは2002年の法律施行時にすぐには示されなかったのですが、博物館の方向性を定義した科学・文化プロジェクト（PSC: projet scientifique et culturel）を持つことです。これは、文化省の文化遺産建築総局が、地方の博物館を支配するための契約のようなものといえます。この4つの項目が適合して初めてフランス博物館の名称が付与されるのです。

フランス博物館になったらどうなるか。運営費は地方圏や市などが支出するのですが、国から資料保存の技術や複製品作成への補助金が得られ、国立博物館に保存処理を委託することができるようになります。そういったサービスやフランス博物館同士との連携も生まれます。フランス博物館の名称を得たならば、こういった補助金が得られるのです。

Centre national de la fonction publique territoriale

Arrêté du 20 mars 2023 fixant le nombre de postes ouverts aux concours (un concours externe, un concours interne) pour le recrutement des conservateurs territoriaux du patrimoine (session 2023)

NOR : FPTC2307817A

Par arrêté du président du Centre national de la fonction publique territoriale en date du 20 mars 2023, le nombre de postes ouverts aux concours pour le recrutement des conservateurs territoriaux du patrimoine, session 2023, est de 21, répartis par spécialité comme suit :

Concours externe :

- spécialité archéologie : 2 postes ;
- spécialité archives : 3 postes ;
- spécialité monuments historiques et inventaire : 2 postes ;
- spécialité musées : 3 postes ;
- spécialité patrimoine scientifique, technique et naturel : 2 postes.

Concours interne :

- spécialité archéologie : 1 poste ;
- spécialité archives : 1 poste ;
- spécialité monuments historiques et inventaire : 1 poste ;
- spécialité musées : 3 postes ;
- spécialité patrimoine scientifique, technique et naturel : 1 poste.

Les modalités précisées dans l'arrêté portant ouverture de concours pour le recrutement des conservateurs territoriaux du patrimoine, session 2023, restent inchangées.

<https://data.culturecommunication.gouv.fr/expl ore/dataset/base-joconde-extrait/information/?disjunctive.departement>

- フランスの学芸員・キュレーターは conservateur

→ 国家公務員

修士課程（美術史とか歴史専攻が多い）を終えて選抜試験を受ける（毎年数が限られていて、2023年では22名、専門にもよる）

国立文化財学院 INP (Institut national du patrimoine) で（養成期間が1年半・インターンシップを含む海外で1ヶ月、残りは将来配属される博物館で）

→ 地方公務員 conservateur territorial

地方公共団体が運営する博物館や文化管理局

国家公務員とほぼ同様、ただし INET (Institut national des études territoriales)国立地方研究学院 国立文化財学院 INP と連携する

左上図：Extrait de l'arrêté de 2023 sur les postes ouverts aux concours pour le recrutement des conservateurs territoriaux du patrimoine

2023年度の地方公務員の学芸員「コンセルヴァートル」のポストの種類と数の条令
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047351632>

スライド9

もしかしたら会場やZoomで参加していらっしゃる皆さんは学芸員の方が多くないかも知れませんが、フランスの学芸員制度について紹介します。フランスの学芸員は、フランス語だとコンセルヴァートル (conservateur) といい、公務員です。国家公務員または地方公務員です。どちらになるにしても、だいたい流れは同じです。国家公務員だと修士課程を終わってから選抜試験を受けます。合格者数は毎年数が限られています。例えば2023年は22名国立の国家公務員としての学芸員が必要となったので、22名が選抜試験に合格となるのです。受かったら国立文化財学院 (INP: Institut national du patrimoine) に入学します。養成期間が全部で1年半あって、インターンシップが海外のどこかの博物館で1ヶ月、これに残りは将来働く博物館で過ごすというか養成期間があります。これが国家公務員の学芸員になるための課程。専門は歴史や考古学などが多いです。

地方公務員の場合もだいたい同じで、地方公共団体が運営する博物館や文化管理局などで働くならば、国立地方研究学院 (INET: Institut national des études territoriales) に入ります。ここは国立文化財学院と連携していて、国立文化財学院の授業にも参加することがあるようです。今年、2023年の地方の学芸員の募集を見ると考古学2名、アーカイブ3名、歴史的記念物2名、博物館5名、科学・技術・自然遺産2名などとなっています。博物館法が文化財法典の一部となっているため、コンセルヴァートルには博物館だけではなくアーカイブや歴史的記念物などの分野での仕事もあるのです。内部競争というのは、そこはちょっと説明はできないのですが、結構難しいんですよ、この試験については。

まとめ

- コレクション、資料の目録への義務 + 目録との照合を10年ごとにすること (Article L451-2)
 - コレクションが中心的な位置を定めている
 - コレクション・資料の状況を正しく把握している
- 行政財産としてのコレクションは譲渡できない (Article L451-5)
- 博物館のビジョンを持つこと
 - 博物館の個性、特徴、アイデンティティーや役割を果たすための戦略、また抱えている問題などをまとめる (50ページ)
 - 博物館側や地方公共団体にとっては目標がはっきり示されていて便利
 - 行政はこのビジョンを認める・賛同する → 支配の装置でもある

「フランス博物館」の定義 => 「複数の物品から構成され、その保存及び展示が公益性を帯びる恒久的なコレクションであって、公衆の知識、教育及び娯楽を目的に組織化されたものをいう」(第1条第2項)

スライド10

博物館法や学芸員制度の説明のまとめに入ります。フランス博物館では、コレクションや資料の目録への登録義務がすごく大事なことです。目録と実際に保存されている資料を10年ごとに照合する義務が2002年、つまり博物館法に書き込まれました。現在では、文化遺産法典 L451-2 で参照できます。その結果、目録を照合した結果、知らない資料が出てきたり、あるはずの資料が無くなっているという事実がわかったりしたのです。これは大変だ、10年ごとに確認しなきゃいけないという認識が広がりました。フランスの博物館はコレクションが中心的な位置を定めている、そして学芸員は資料の状況を正しく把握しているはずである、これが理想です。学芸員としてはそれが第一課題であるというのが伝統的な考えだったのです。でも、実際には把握していない資料や行方不明の資料が存在する。目録との照合が法律で義務付けられているから資料の管理にも力を入れている。このことは多分みんな認識していると思います。

コレクションは行政財産として法律に定められており、国や地方自治体市の財産なので譲渡できません。譲渡不可です(文化遺産法典 L451-5)。今日のフォーラムで話題となっている資料の廃棄については、そのこと自体が想定外、フランスではあまり無い考えなのです。

博物館がビジョン(PSC)を持つこと、これもとても重要です。ビジョンとは通常50ページぐらいの厚みがある基本構想みたいな資料です。博物館の構成や特徴、アイデンティティー、加えて博物館が抱えている問題なども記します。スペースが足りないなど収蔵庫の問題、地域の人との関係が上手に構築できないなど、課題についても掲載します。ビジョンにはこれらの課題について報告を作ることも含まれます。ビジョンを作ることは博物館や地方公共団体にとって目標が明確になるので便利ともいえます。そして行政がビジョンを認定します。

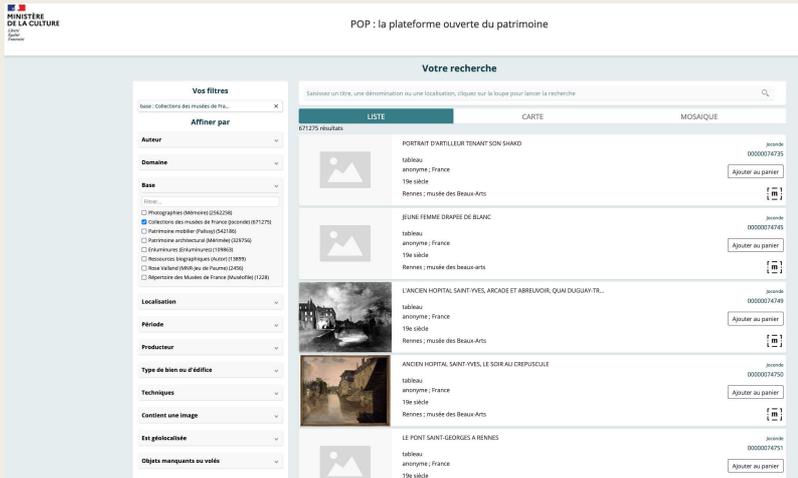
いまビジョンと言ったのは科学・文化プロジェクト(PSC)のことです。詳しく説明すると、公立博物館のPSC(ビジョン)は、地方を担当する文化省の地方文化局[DRAC Direction régionale des affaires culturelles]から文化遺産建築総局に送られフランス博物館サービスの認可を受けます。国立博物館は、文化省のフランス博物館課から直接認定を受けます。同時に国立博物館コレクション学術委員会にも送ります。ここがビジョンが支配の装置でもあるという意味なのです。たとえば、文化遺産建築総局が博物館に対

してフランス博物館の名称から外すということも可能なのです。フランス博物館が、登録されると自動的に毎年補助が得られるのではなくて、このような契約のような形の緊張関係にあることを指摘しておきます。

一番下はフランスの博物館の定義です。結構早口でお話してきたので時間がありそうなので最後に残しておきましょう。



<https://data.culturecommunication.gouv.fr/explore/dataset/base-joconde-extrait/information/?disjunctive.departement>



<https://data.culturecommunication.gouv.fr/explore/dataset/base-joconde-extrait/information/?disjunctive.departement>

<https://collections.isere.fr/fr/museum/page/objets/637def7abc0b9d088426fa84>

スライド11, 12

今度はデータベースです、これは後で実際のウェブサイトを見ながら説明します。



農具や漁具
(生活や生業ための量産品)を扱う博物館の課題

現状
資料・量産品に関する課題

国立民芸民間伝承博物館

JGalerie d'étude du bâtiment du MNATP. Vitrine des objets domestiques © Lajoux Jean-Dominique
https://www.mucem.org/collections/explorez-les-collections/objet?uri=http://data.mucem.org/c/3301774&term=vitrine+MNATP&object_pos=15&object_max=731

スライド13

それでは、農具や漁具、そして生活や生業のための量産品を扱う博物館の課題に移ります。写真は国立民芸民間伝承博物館の写真です。白黒ですので、すごく古く感じるのですが1970-1980年代ぐらいの写真です。

[ウェブページでは投影資料で紹介された写真を掲載:]

横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」発表報告:ベルトン

https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/minzoku/yokohama/yokohama_berthon.html]

後で少し紹介します。

さて、この国立博物館は今日の課題とは離れています。国全体を対象としている博物館と地域を対象としている博物館の問題って全然違うと思うのです。例えば、唐箕はどこにでもあるという話がありました。フランスの国立博物館だったら、どこかの地方の唐箕を全部収集する必要は無いですね。1-2台ぐらいで十分で、そういう道具も収集しています、保存していますというポーズが取れます。

話は飛びますが、フランスの国立博物館は美術館が多いという印象があるのではないのでしょうか。これは、印象だけではなくて、実際に美術館がすごく多いんです。19世紀に形成されたフランスのナショナル・アイデンティティはエリートの文化を元に形成されたのです。これは、スカンジナビアでは庶民の文化、農民の文化を基礎にナショナル・アイデンティティが形成されたこととは大きく違っています。ですので国立博物館は、アイデンティティの核になった美術品を対象にした美術館が多いのです。この点は、スカンセンがあるスウェーデンなど北ヨーロッパとは基礎になる部分が全然違うのです。

国立博物館

国立博物館は美術館が多い。そのうち、民族・民俗資料や美術品と異なる資料を対象とする博物館は例えば

❖ ケ・ブランリー美術館・博物館

Musée du quai Branly – Chirac
前身は人類博物館 Musée de l'Homme
1937 もっと前はトロカデロ民俗誌博物館 Musée d'ethnographie du Trocadéro 1878



photo: UNI Yoshikazu

❖ 国立移民史博物館 Musée national de l'histoire de l'immigration (2014)

❖ 国立工芸技術博物館 Musée national des arts et métiers 国立工芸技術院 Centre national des arts et métiers 技術と学術文化財の保存



photo: Almanach94

https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Cité_nationale_histoire_immigration_Accordéon.jpg?uselang=fr

スライド14

フランスでも民俗文化の博物館はあるにはあるんです。一番有名なのがケ・ブランリー美術館 [Musée du quai Branly] あるいは博物館です。日本では美術館と訳されていることが大抵です。美術館というと、おしゃれして出掛ける場所というイメージがあると思います。でも、ここで民族学を研究しているフランスの研究者は博物館だと主張しています。どうしてかということ、ケ・ブランリーの前身は人類博物館 [Musée de l'Homme] という1937年に建てられた博物館で、その前はトロカデロ民族誌博物館 [Musée d'ethnographie du Trocadéro] という、民族学の初期の博物館でした。ケ・ブランリー美術館は、その現在の博物館なんです。

この博物館はフランスからすれば異文化を展示している博物館です。かつての人類博物館では昔のフランスの文化も展示していたのですが、ケ・ブランリが展示するのは異文化のみです。とはいっても、日本の文化はほぼ展示されていません。日本はルーブルやギメ東洋美術館などの美術品の部門で展示されています。

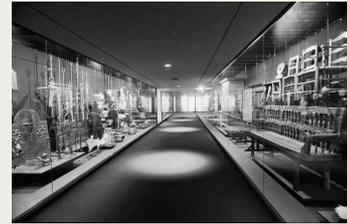
ちょっと面白いのが国立移民史博物館 [Musée national de l'histoire de l'immigration] です。現代のアイデンティティといったものを考えた場合、フランスは移民が多いので、その歴史を取り上げて、移民とおした交流から生み出される新しい文化も考慮する必要があります。そこで2014年に新しくできたのが国立移民史博物館なのです。写真のとおり展示は結構バラバラな印象で、これは中国とかから来たもので、こっちはアフリカとか、そういう感じで博物館に収蔵されています。この博物館の話をする、フォーラムのテーマからは遠ざかってしまいますね。

次に国立工芸技術博物館 [Musée national des arts et métiers] を紹介します。1700年代末にできた古い博物館で、国立工芸技術院 [Centre national des arts et métiers] が併設されていて技術や文化財の保存について研究する場所にもなっています。博物館の機能だけでなく、研究や文化財関係の仕事も進めている施設として有名な博物館です。

国立博物館

国立民芸民間伝承博物館

MNATP Musée national des arts et traditions populaires
1937 人類博物館の一部として（ケ・ブランリー博物館の前身）
1972 「民のループル」と呼ばれ、パリの西のブローニュ森に新設
2005 に閉館
Georges-Henri Rivière 初代館長（ICOM 1948-65）



最前端な展示、博物館構想(研究と博物館事業が一致)

研究博物館

産業化以前の資料が多かった

共同調査を行い大量な資料を収集し、一つのユニットとして展示

無形民俗文化への関心が高まり研究者は物質文化、博物館から離れた

広告、テレビなど消費社会の資料を既に収集

国立ヨーロッパ・地中海文明博物館 2013

MUCEM Musée des civilisations d'Europe et de Méditerranée
産業社会、都市文化、現代の資料も多い（例：スーパーのレジ袋）
MNATP→MUCEMへの移管+拡大はコレクション・資料への認識
や博物館の役割についての理論を盛んにした

photo: Lajoux Jean-Dominique

https://www.museum.org/collections/explorez-les-collections/objet?uri=http://data.museum.org/c/3301774&term=vitrine+MNATP&object_pos=15&object_max=731

スライド15

フランスの国立博物館のなかで、今日の課題と関係あるのが国立民芸民間伝承博物館 [MNATP: Musée national des arts et traditions populaires] です。元はケ・ブランリーの前身の人類博物館の一部として展示を始めました。フランスの民俗文化財を収集展示するため、パリ西部のブローニュの森に新しく建物を作ったのが1972年です。当時は「民のループル」「民衆のループル」と呼ばれ高い評判を得ていました。ところが、2005年に閉館してしまいました。とても楽しい博物館だったんですが。初代館長がアンリ・リビエール [Georges-Henri Rivière] です。国際博物館会議 (ICOM) の初代事務総長を務めたあのリビエールです。

この博物館には、フランスの地方博物館に絶大な影響を及ぼした展示や博物館構想があって、それが研究博物館なのです。日本でいえば梅棹忠夫の国立民族学博物館や国立歴史民俗博物館などの研究博物館の体制です。おそらく、民博を建てる前に梅棹忠夫のチームが見に行った博物館です。つまり、フランスの博物館のなかでも新しい体制の博物館であって、産業化以前の資料がすごくたくさん集めてられていました。その方法は、共同調査を行なって大量な資料を収集して1つのユニットとして展示するという方式です。再現ジオラマと似ていて、何かに関連した資料を全部持って帰って、再現して展示するという方式。これは当時としては新しい考え方、その実践だったのです。

じつは、再現ジオラマを展示していた時期は無形民俗文化財への関心が高まっていく時期でもありました。研究者にしても物質文化や博物館から徐々に離れていった。けれども、国立民芸民間伝承博物館はテレビなどの消費社会で出現してきた資料を常に収集していたのです。ところが、これがフランスの民俗文化だとは言えなくなってきて、その存在意義がだんだん薄れていきます。そして博物館そのものがフランス南部の地中海に面したマルセイユに移ります。

そして、国立ヨーロッパ・地中海文明博物館 [MUCEM: Musée des civilisations d'Europe et de Méditerranée] としてコレクションごと博物館を移転してしまったのです。フランス単独で民俗文化を考えるのではなく、人々の交流のなかでフランスや地中海の文化を考えた方に意義があるという考えに変化したのです。加えて、地方分権を進めるためにもパリから離れると。マルセイユに設置されたのが2013年の

ことでした。

国立ヨーロッパ・地中海文明博物館は、産業社会とか都市文化の資料などの現代の資料をだんだん収集することになります。スーパーのレジ袋など。これらをどうやって保存するかについての議論を盛んにした博物館でもあるのです。移転は話題として取り上げられ、研究者も国立博物館の意義を考えるようになりました。そのような経過で参考文献も多いんですね。民俗資料や現代の資料ではどの資料が大切なのかという議論が盛んに行われたのです。

歴史 – 変化する地域博物館と資料の定義

文化財が生まれる時：

- (収集) 資料を選択する人・組織
- (保存) 政治的、イデオロギー的 意義
- (保存) 社会的コンセンサス 正当性

❖ 第1世代の地域・地方博物館

19世紀：民俗系博物館は19世紀後半、20世紀初頭
地方の歴史や郷土に関心を持つ知識人、～研究会・協会
(société d'étude)

産業化と共に無くなっていく文化、物質文化を保存

ポイント：(国民国家形成と共に) 地方のアイデンティティへの関心、形成のため



Musée dauphinois Isère 県, Grenoble 市

20世紀初頭 photo: Musée Dauphinois

スライド16

今日の課題とまた離れてきたので、地方博物館に話を移します。地方の博物館について、便宜的に3世代に分けて説明したいと思います。

文化財はどうやって生まれるのか。文化財が生まれるためには、資料を収集する人が居て、収集には資料を選択する人あるいは仕組みが必要です。これらの文化財を生み出すプロセス、つまり過程があって保存があるんです。けれども、それには政治的、イデオロギー的に意義が必要ですよね。最後は社会的コンセンサスまで求められる。例えば地域に住んでいる人が、この資料なら私の自分の文化を表象している資料だという認識と納得を得られないと文化財としては扱えない。文化財は次の世代に受け継がせるための資料であって、その資料が自分たちの文化を表象していると思えなかったら、保存する意味が無いのです。つまり、収集では資料の選択、保存では政治的意義、地域の社会的コンセンサス、この3つが揃って初めて文化財として認識されるのです。

これはもちろん理論上のことです。第1世代の博物館、これは民俗系の博物館が多く出現した19世紀の後半から20世紀の初頭の博物館です。ここでは地方の歴史や郷土に関心を持つ知識人などが研究会を組織して、そこで資料を選択するようになる。ここが先に言いました1つ目の基準です。次のイデオロギーというか政治的意義は赤い文字にしています。それは、国民国家形成とともに地方のアイデンティティへの関心や形成のために文化財を収集する。それが地域の歴史歴史やアイデンティティであるという、それが必要になった時期です。資料を収集する理由とは、産業化とともに失われていく文化物質を確保することであり、地域の人もその意義を認める保存することに納得する。つまりコンセンサスが得られる。こうやって第1世代

の民俗資料の文化財が生まれていきました。

歴史 – 変化する地域博物館と資料の定義

❖第2世代 70年代

戦後の博物館

国立民芸民間伝承博物館の影響で地方博物館の資料への関心、
収集、展示の仕方が変化

地方公共団体が博物館の社会的貢献に気づく

学術的な視点に従って調査・収集・研究を実施

資料は « objet-témoin » 過去や変化を表す資料、「証拠資料」

総合的・総括的な収集・調査 → 大量の資料が集まる

収集対象の資料は産業化以前

変化していく地方社会

ポンピドゥ・センター・メスで行われた
国立民芸民間伝承博物館の再現展示

議論のポイント：

庶民の文化を文化財として認識することに関する議論

資料の欠乏→ 美術品の一品物に似ている 「なくなる過去を美化」 « la beauté du mort »

収蔵庫が満杯になってくる



photo: Jean-Pierre Dalbéra

<https://www.flickr.com/photos/dalbera/50327000656/>

スライド17

第2世代は戦後です。1970年代のフランスの高度経済成長期の終わり頃に当たる時代です。先に紹介した国立民芸民間伝承博物館の影響によって、地方博物館の資料への関心が高まり、収集と展示の仕方が変化していく時代です。変化とは、学術的な視点に立って収集や調査研究を実施するようになったことです。資料についても、過去からの変化を表すフランス語だとオブジェ・テモアン (objet témoin) というのですが、日本語では証拠資料と言うのでしょうか、資料に対する定義も生まれてきて地方公共団体も博物館の社会的役割に気付いていく。だからその政治的意義も新たに現れてきて、そこで総合的に大量に資料が集まるんですね。地方の博物館にも。対象となった資料は依然として産業化以前の資料が多く、これは資料への認識や地方の人たちの文化をまだ表象していて納得が得られた時代でした。

フランスは農業国でもあり農家が多かったのですが、1970年代になると徐々に減っていきます。機械化が進み、古い農具などはだんだん使われなくなった時期です。そういう道具類を収集して地方の歴史を残していくという認識が地方の人たちの間にはあったので、この部分、保存に対するコンセンサスは問題がなかったんです。古い道具に対する文化財としての認識はあった。一方、研究者の間や国立の博物館では1970年代から80年代ぐらいまでは、何を展示するかというより庶民の文化を文化財として認識することに関する議論が多かったのです。

フランスの国立博物館は美術館が多く、庶民文化、民の資料がどうしてモナリザと同じく文化財として認識することが可能なのか、そういった議論が一番多かった。他方、資料に対する視線が変化した、資料の美化、審美的価値の発見にもつながってきた時代でもあった。やっぱり失われていくものの美しさっていうのがありますね。そうして、研究者や国立博物館でも民俗資料の保存への納得がやっと得られたのです。

ところが、この時代から収蔵庫がパンパンになる、満杯になりました。本当は問題だったのですが、民俗資料の保存への理解は得られていたので問題視されなかった。問題だったけれど議論されずにいたのです。

歴史 - 変化する地域博物館と資料の定義

❖ 第3世代 90年代～

- 企画展示を重視、研究や調査より教育的活動を重視
→現代社会の問題と向き合う博物館像
- 現代の物質文化への関心、収集 → 都市文化、消費社会
- 文化財の基準、価値の変化
対象がローカル文化から拡大、地域に根ざしていない資料
=> 地方の人がこの文化財が自分達の文化を代表・表象していると思えなくなる・社会的コンセンサスがなくなる（難しくなる）
- 次の世代へと継承する価値のある文化財、経済・機能的に価値のある資料 → (消費社会が生産する物質文化は) 解釈によって社会的現象を象徴・表象できることで価値が生み出され → 新たな文化財への価値観が誕生 (正当化はまだ)

ポイント：

- ・活動が資料中心ではなくなり、何を収集、何を保存すれば よいのが問題化
- ・収蔵庫の問題 (目録を一旦中断する博物館まで)



Zahra Benkass, « Le tri : un enjeu scientifique pour l'évaluation des objets de musée contemporains », in Jacques Battesti (ed.), *Que reste-t-il du présent ? Collecter le contemporain dans les musées de société*, 2012, Le Festin, Bordeaux, p. 94.

スライド18

それが1990年代以降になると、そういった民俗資料が大量に集まってもうどうしようもない状態になってしまいます。加えて博物館に期待される役割や存在意義が変化していった時代でした。ここでの変化が大きく、第3世代と言える地方博物館が現れてきます。特徴として、企画展示の重視、研究や調査より教育的活動です。地方博物館が昔の文化を展示するようになって、結局は歴史博物館のようになってきたなかで、教育活動を重視して現代社会の問題と向き合う博物館像が現れてくる。フォーラムとしての博物館という形に変わってくるのです。

現代の物質文化への関心が高まり、1990年代には収集してくる民俗資料というのが、田舎ではなくて都市文化、消費社会の資料がだんだん集まるようになる。そして改めて議論が始まるのが文化財の基準や価値の変化だったのです。民俗文化の収集対象でも、昔は地域独自の文化だったのに、地域の独自性に欠けるもの、地域性が無い資料に拡張していった。たとえばピザハットの箱です。かつては地域文化を代表する資料が博物館に入ったところにピザの箱です。それは、その世代の食文化が変わっていったことを表象するものではあるのですが、地方文化からは拡張しすぎている。地方の人はこれが自分たちの文化財、自分たちの地方を表している文化財とは思えなくなるものが集まってくるようになってしまった。

そこで社会的コンセンサスが失われる、というか難しくなる。例えば私の住んでいるグルノーブルだと、イタリアから近いこともあって19世紀の終わり頃などイタリアからの移民が多い時代が何回かあります。そこから新しい文化も生まれ、市の博物館でも移民に関連した展示を始めました。ところが新しい資料は集まったものの、それはイタリアから来た資料です。グルノーブルに昔から住んでいる人に「これがグルノーブルの文化なのか」と聞いたら違うだろうと答える。つまり地方の民俗文化財としてのコンセンサスが得られなくなってしまった。他方、フランス博物館に登録されているので、資料つまりコレクションとして目録に載せたら自動的に法的な意味での文化財になる。国が認めた文化財です。だから民俗資料を資料目録に搭載するかどうかはしっかりと考える必要があると博物館関係者は焦り始めるようになったのです。

つまり、資料の選択基準が、実物の物質や情報ではなく、資料が表象する社会的現象という部分に移って

きたのです。現実に博物館資料、つまり収集される文化財が変わっていきなかつ、どんな基準を作っていくのか議論を始めるのが1990年代から2000年代です。その結論は現在も出ていません。今もなお議論の最中にあります。博物館のあり方も資料中心だったものが活動中心になっていく。さらに、資料の収蔵が問題になる。先に言ったとおり博物館のコレクションは目録に載せたら法的に文化財になる。それを避けるために、地方博物館によっては目録への搭載を一時中断するところもでてくる。そういった状態が現在も続いています。



国立ヨーロッパ・地中海文明博物館

民俗資料・量産品の取り扱いとその方法

photo: Holger Uwe Schmitt
https://commons.wikimedia.org/wiki/File:%22ein_wichtiger_Ort_für_das_Kulturerbe%22_16.jpg?uselang=fr

1) 譲渡が不可能

法律上

- ICOM 職業倫理 => 売ったら、その予算でまた新たな資料を買う
 (芸術品 > 民俗資料などには適切ではない方法)
- フランスでは無理 → 2002年の法律で譲渡できないことが正式に示された
 - ✓ 時代によって価値観が変化
 - ✓ 新しい技術によって、資料の新たな価値が生み出される可能性
 - ✓ 資料自体、一品としての価値がなくても他の資料を照らす役割 (コレクション)
 - ✓ 寄付者の信頼を失う (2018年では新規資料の70%が寄付だった)
- 法律上「目録から外される際、フランス博物館高等評議会の許可が必要」=>理念条
 « Toute décision de déclassement d'un de ces biens ne peut être prise qu'après avis conforme du Haut Conseil des musées de France. »

© MuGEM

スライド19, 20

最後の部分に入ります。フランスでの民俗資料の取り扱いとその方法についてです。ここからは、1990年代の議論を元に出版された書籍などをまとめた内容になります。現実には博物館ごとに違いがありますので、参考程度のもりで聞いて下さい。まず、資料の譲渡について。ICOMでの扱いは宇仁さんの発表にありましたが、追加するとICOM職業倫理規定に「2.16 収蔵品の処分からの収入」という規定があります。これは簡単に言えば、博物館の資料を売却して得た金銭は新に資料を収集するために用いるということです。

今日のフォーラムのテーマに照らすと、これから話すことが重要です。フランスでは法律上、博物館資料の譲渡は原則不可能です。2002年に施行された博物館法の第11条で正式に示されました。昔は法律には書いてなかったのですが、そういう認識は共有されていて、資料を手放すという考えは一切なかったらしいの

です。では、なぜ2002年の博物館法に記載されたかということ、文化省が専門家や博物館関係者に改めて資料の保存について考え直そうと報告を求めたのです。そうして報告で出てきたのが、1つは、価値観は時代によって変化する、今は価値がわからない資料でも今後新しい価値を生み出す可能性を考慮して保存したほうが良い、収集するべきというものでした。これはおそらく美術品を考えた場合、かつては評価されず絵も売れなかった人が死後に著名な画家になった例などありますね。2つ目に、新しい技術が資料の新しい価値を生み出す可能性、これも民俗資料でも全然ありえることだと思います。

それから資料が単独では価値が低くても、他の資料を照らす役割がある場合。資料はコレクションのなかの資料であることから、1つのコレクションをバラバラに分割するのは良くないという考え。最も重要と考えられた理由が、寄付する人の信頼を失う可能性です。最後のこれが多くの有識者が納得した理由だったようです。たとえば、2018年は新しく収集された資料の70%が寄贈でした。資料を寄贈する人は、博物館に寄付した資料はずっと保存されると思っているのに、10年後に実は捨てられていましたというのでは、信頼を失ってしまう。信頼を無くし寄贈がなくなったら、フランスの博物館は資料の収集ができなくなる。このような恐れもあり、フランスは2002年の博物館法で資料の譲渡は出来ないと決めたのです。

ただし、法律では資料を目録から外す方法についても記しています。博物館法の第11条で、収蔵資料を目録から外す場合、日本語で言えば除籍でしょうか、フランス博物館高等協評議会の許可が必要としているのです。ところがこれは本当に理論上のことで、実際には外されたことは一度も無いのです。この条項は、例えば資料が本当にボロボロになったときなど救いようが無いケースを考えて付け加えたという感じですね。ですので、目録から外した事例は一切ない。イギリスやオランダではあるらしく、譲渡の基準を作っていると聞きます。

2) 収蔵庫 (réserve) → 文化資源センター

- ✓ 2002年の法律により、収蔵庫に対する計画をフランス博物館に指示
- ✓ 館外移転→ 心配は研究・保管・活用・展示がバラバラになるのでは
- ✓ 収蔵庫の共有化 → 実際は少ない
- ✓ 収蔵庫を展示する → 裏方の仕事に興味を持たせる

3) 博物館職員

- ✓ 博物館職員の中で新たな職業・役割分担を作る
- 学芸員・キュレーター・conservateurが総合的に研究・調査、保存（技術的な面）、管理（収蔵庫の管理、目録）
→
Régisseur 管理人のポジションを作る（目録の情報化、
- => 保存の合理化につながる（規模が小さい博物館では無理）

博物館の収蔵庫・保存機能への認識を変える：不要品を詰め込む倉庫から見せる場所へ

スライド21

次は収蔵庫です。2002年の博物館法は、収蔵庫計画の作成をフランス博物館に促してしています。直接の条文はないのですが。2016年に博物館法の441条の2が改正されPSC（ビジョン）の策定が義務付けられます。そのなかで、収蔵庫への考えを示すことが義務付けられました。多くの博物館が展示を優先するあま

り、収蔵庫が徐々に埃をかぶる存在になってしまった。だから法律で収蔵庫の計画を義務付けたのです。収蔵庫への注文はなかなか細かくて、たとえば館外移転は望ましくないとしています。これは博物館関係者からの意見で、研究・保管・活用・展示がバラバラになることを心配した考えです。遠くに収蔵庫があったら研究者はそこに居ることになるだろうし、逆に博物館には展示を仕事とする人だけとなって、博物館としての機能やそのバランスが保てない。大きい国立博物館なら分担も可能かも知れませんが、小規模な博物館では無理だろうと。それから収蔵庫の共有。これは館によって収集の仕方や保存の方法が異なるので、提案はされたけど、実際はほとんど行われていません。André GOB (2010) *Le musée, une institution dépassée?* 「美術館は時代遅れの施設なのか？」によると、ベルギーのリエージュ市の事例や、パリの郊外にルーブルやオルセーの共同収蔵庫などがある程度です。

ちょっと面白い発想の試みも実践されています。収蔵庫を展示するんです。裏方の仕事にも興味を持ってもらう、博物館の文化財化のような試みだと思います。フランスでも日本でも収蔵庫という本当に埃が溜まったような、展示に向かない資料が置いてある場所という認識があると思います。ですので、バックヤードを見学して、収蔵庫の役割を説明する。新しく博物館を作るときやリニューアルするときには、収蔵庫の一部を見学できるようにする。これがかなり普及してきた感じがします。

それから博物館職員。いろんな課題があるなかで人材が一番大事だと思っています。博物館の職員のなかで新たな専門職や役割分担を作る、資料管理のポジションを作り目録の情報化を早く進める。これを専門にすることが肝心です。フランスやカナダでは資料管理の専門職が配置されています。このような学芸員とは異なる専門職が現れてきているのです。これが可能かどうかは博物館の規模にもよるので、小さい博物館では無理なことかも知れません。

4) 収集基準、目録に載せるまで

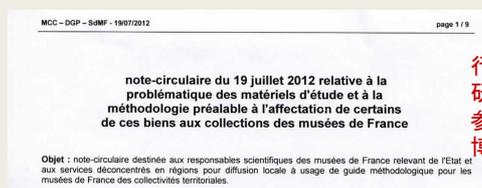
- ✓ 収集過程を変化させる (réserves purgatoires de Michel Colardelle MUCEM 初代館長)

検討期間と審査委員会を設ける
(展示の際に収集された資料は場所が問題で目録に載せられなく、重要かどうかかわからないまま無くなるのが現実)

寄付や収集後、目録に搭載するまでの時間を正式に定め
消費社会が生産する資料を文化財として扱うための基準を考える
(ハード面のためだけでなく)
→ 博物館職員、収集や研究のための人材が不可欠になる
→ PSC 博物館のビジョンが明確であることも不可欠

- ✓ 「フランス博物館」のコレクションにならずとも、収集と研究を可能にする
- ✓ 今回実例がなく恐縮です

* 寄付や委託を受託するが目録には載せない



行き先：
研究資料
参考資料
博物館資料

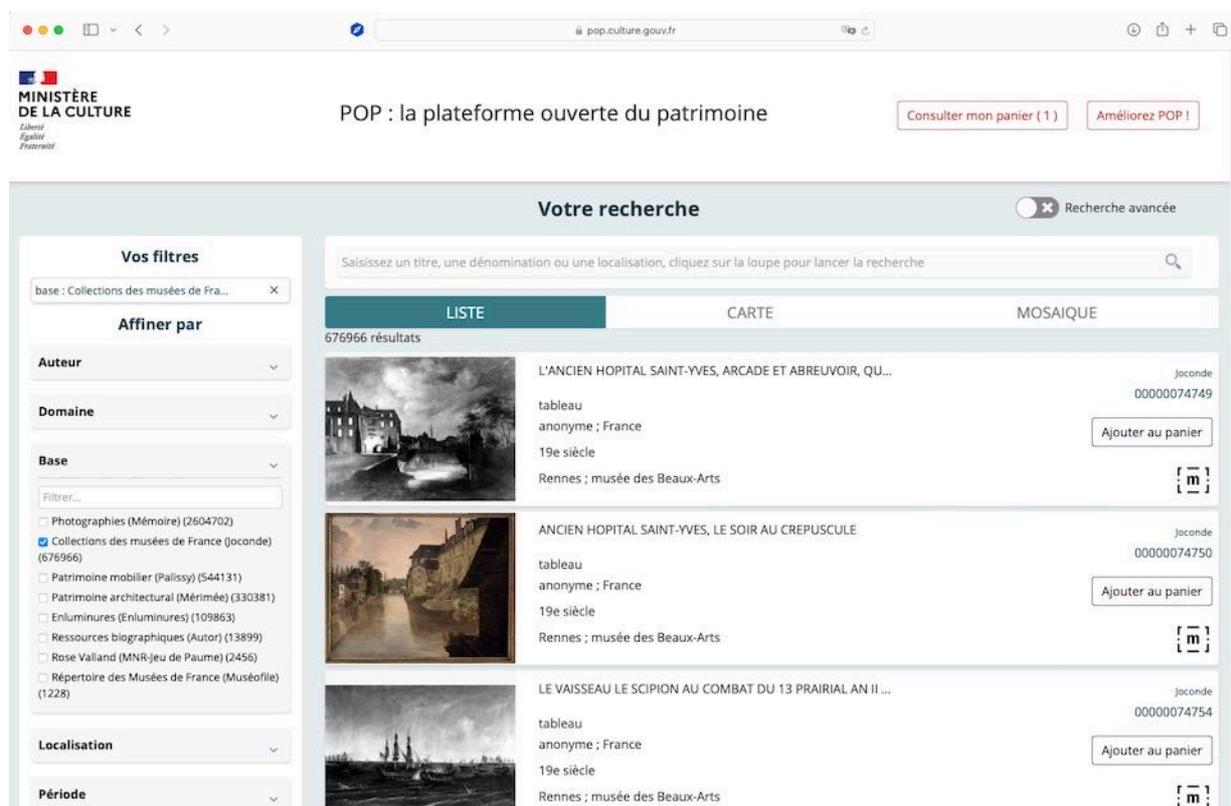
スライド22

投影資料の最後の1枚は収集基準です。フランスでは一度博物館の目録に搭載されたら譲渡ができなくなる。融通が利かない。そこで、国立民芸民間伝承博物館 (MNATP) の館長を務め、国立ヨーロッパ・地中海文明博物館 (MUCEM) の開館前の責任者であった Michel Colardelle が、収集過程を変化させることを

構想します。2002年の博物館法ができる前の話です。当時、地方の博物館などは国立民芸伝承博物館（MNATP）の指示に従っていると云ったら中央集権が過ぎるように感じますが、MNATPは地方の博物館の支援機関、手助けしてきた博物館でもあったのです。そして、2013年に民芸伝承博物館がヨーロッパ・地中海文明博物館に変わった時の初代館長が、目録に搭載する前に資料について研究する時間を設けたらどうかと提案をしたのです。具体的には、資料を収集保存するかどうかの検討期間と審査委員会、これを博物館ごとに設けることです。発想としてはすごく面白いですね。彼の提案により博物館での資料の扱いが実際に変化したのです。

投投影資料の右下にある赤い文字で書いたとおり、博物館が資料の行き先を選択する機会ができたのです。フランス博物館の資料は全て自動的に文化財にしてしまうのではなく、目録に搭載する博物館資料、そうではなく参考資料あるいは研究資料としての保存、それを仕分ける時間を設けたのです。研究資料であれば文化財の扱いからは外したうえで保存はできる。ただ、資料の仕分け基準については決めるのが難しいので、資料の価値を研究したうえで、目録に載せて収蔵するのかを考えた方がいいという提案がなされたのです。

話始めて1時間ちょうどですね。時間に余裕があるのでフランスの博物館資料のデータベースがどんな感じなのか見てみましょう。



フランスの文化遺産データベース

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Collections%20des%20musées%20de%20France%20%28Joconde%29%22%5D>

投影しているのがフランスの文化遺産データベース「POP: la plateforme ouverte du patrimoine」です。左カラムは絞り込みで、「Base」にある「フランスの美術館コレクション（モナリザ） Collections des musées de France (Joconde)」を選択しています。つまり、いま見えているのは博物館のコレクション

ンだけです。このデータベースは文化遺産法典の守備範囲が対象で、博物館法が文化遺産法典に入っているため、フランス博物館のコレクションの他にも写真や移動遺産（歴史遺産）(Patrimoine mobilier (Palissy))、建築遺産（Patrimoine architectural (Mérimée)）など他の文化遺産の種類も検索対象になっています。

Base の上の「Domaine ドメイン」は文化遺産の分野で、素描 (dessin) や彫刻 (sculpture)、出土品 (archéologie) などが選択できます。民俗学は無く、あるのは民族学 (ethnologie) だけです。一番上は作者・作家 (Auteur) です。Baseの下は地域 (Localisation)、時代 (Période)、(Producteur)、資料細目 (Type de bien ou d'édifice)、素材 (Techniques)、画像の有無 (Contient une image)、地理情報の有無 (Est géolocalisée)、紛失または盗難品 (Objets manquants ou volés) と続きます。資料細目では、住宅 (maison)、絵画 (tableau)、農場 (ferme)、像 (statue)、教会 (église) など非常に多くの項目が出てきます。

ひとつ資料をクリックしてみます。木管楽器の「オーボエ 1884.1.62 ; Numéro en GS : 203」です。左の4つの大項目部分の項目は上から順に、文化財の特定、歴史背景、法的情報、詳細情報となっています。「文化財の特定」に記された情報は、登録番号、分野、名称、素材と技術、寸法、説明です。登録番号は、収集年、正確には目録への掲載年が記載されています。登録番号の記載様式は法律での定めはありません。ドメインは民族学の音楽・歌・舞踊、名称がオーボエ (hautbois)、素材と技術は木材 (回転くりぬぎ)、寸法はcmで記されています。歴史背景は、資料の来歴で、この資料の場合は、法的情報は、法律上の地位は国立工芸伝承博物館に所蔵された国有財産であること、入手年は1884年、来歴はプライベートコレクションであったことが記されていて、所在地はマルセイユとなっています。下の詳細情報については国立博物館の資料ですので結構細かく書いてあります。

データベース :

「フランス博物館」の資料データベース:

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Collections%20des%20mus%C3%A9es%20de%20France%20%28Joconde%29%22%5D>

<https://data.culturecommunication.gouv.fr/explore/dataset/base-joconde-extrait/information/?disjunctive.departement>

「フランス博物館のデータベース」

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Mus%C3%A9es%20de%20france%20%28MUSEO%29%22%2C%22R%C3%A9pertoire%20des%20Mus%C3%A9es%20de%20France%20%28Mus%C3%A9ofile%29%22%5D>

=>文化財のデータベース

「フランス博物館」の用語集 :

<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Dico-des-musees>

スライド24

先に目録に登録する義務があると言いましたが、ネットで公開するのは義務ではありません。目録のインターネット公開は博物館にとってもプラスになります。ですので、できる限り公開を進めるように促している状況です。とはいえ、一番大事なのは博物館がそれぞれに作成している目録です。目録は博物館によっては紙媒体だけ、館内データベースだけのこともあります。現状では、Joconde は国の目録ですが、インターネットで検索対象になっているのは66万点です。地方自治体が公開しているデータベースは他にもあり、グルノーブルがあるイゼール県 Isère では6万点がネット経由で検索できます。

最初のデータベースは今回取り上げたものです。地図や先ほど見た笛 (オーボエ) などが検索できて、所蔵館を地図に表すことができます。2番目はフランスの博物館のデータベースです。政府の公式サイトのもので、博物館専門職員向けのサイトで、博物館用語集など学芸員向けの資料が数多く掲載されています。

・フランス文化省のデータベース 公開遺産台帳 la plateforme ouverte du patrimoine から
フランス博物館の資料データベース

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Collections%20des%20musées%20de%20France%20%28Joconde%29%22%5D>

フランス博物館のデータベース

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Musées%20de%20France%20%28MUSEO%29%22%2C%22Répertoire%20des%20Musées%20de%20France%20%28Muséofile%29%22%5D>

・ フランス文化省のデータベース 博物館辞典 Dico des musées から

フランス博物館の用語集

<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Dico-des-musees>

参考文献（主な）：

フランス博物館法については：

- Marie-Christine LABOURDETTE, *Les musées de France*, Paris, PUF (2015 1^{ère} édition), 2021, 127 p.

フランスの博物館の新しい機能については：

- André GOB, *Le musée, une institution dépassée?*, 2010, Paris, Armand Colin, 159 p.

民俗博物館については：

- Noemie DROUGUET, *Le musée de société. De l'exposition de folklore aux enjeux contemporains*, Paris, Armand Colin, 2015, 256 p. (赤字は開催報告で追記)

現代の民俗資料の収集・展示については：

- Jacques BATESTTI (ed.), *Que reste-t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*, Bordeaux, Éditions Le Festin, 2012, 397 p.

日本語:

- 福井 千衣、「フランスの博物館と法制」、『外国の立法』 222号、2004.11、pp. 100-122.

スライド23

今日の発表の参考文献は投影資料のとおりです。フランス語の文献が多くてたいへんですね。1番目の本は持ってきています。小さい本で簡潔な説明が載っています。日本語で読めるフランスの博物館法制の論文として「フランスの博物館と法制」（福井 2004）もありますので、ぜひ参考になさってください。

参考文献

・ フランス博物館法について

Marie-Christine Labourdette. 2021. *Les musées de France*. Que Sais Je, Paris. 128pp.

・ フランスの博物館の新しい機能について

André Gob. 2010. *Le musée, une institution dépassée?*. Armand Colin, Paris. 160pp.

・ 民俗博物館については

Noemie Drouguet

・ 現代の民俗資料の収集・展示について

Jacques Battesti (ed.). 2012. *Que reste -t-il du présent? Collecter le contemporain dans les musées de société*. Le Festin, Bordeaux. 400pp.

・ フランス博物館法に関する日本語の解説

福井千衣. 2004. フランスの博物館と法制. 外国の立法, 222: 100-122. (ネットにpdfあり)

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000431_po_022205.pdf?contentNo=1

データベース :

「フランス博物館」の資料データベース:

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Collections%20des%20mus%C3%A9es%20de%20France%20%28Joconde%29%22%5D>

<https://data.culturecommunication.gouv.fr/explore/dataset/base-joconde-extrait/information/?disjunctive.departement>

「フランス博物館のデータベース」

<https://www.pop.culture.gouv.fr/search/list?base=%5B%22Mus%C3%A9es%20de%20france%20%28MUSEO%29%22%2C%22R%C3%A9pertoire%20des%20Mus%C3%A9es%20de%20France%20%28Mus%C3%A9ofile%29%22%5D>

=>文化財のデータベース

「フランス博物館」の用語集 :

<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Musees/Les-musees-en-France/Les-musees-de-France/Dico-des-musees>

報告書 :

2012 : « Note-circulaire relative à la problématique des matériels d'étude et à la méthodologie préalable à l'affectation de certains de ces biens aux collections des musées de France » Diffusée par la DRAC 地方の文化管理局がフランス博物館に送る資料

2002-2003 : Rapport d'information n° 379, *La gestion des collections des musées*

学芸員協会の雑誌・Revue de l'Association des conservateurs des collections publiques de France :

Musées et collections publiques de France

その中の : *Le livre blanc des musées de France. État des lieux et propositions*, vol. 3, n° 260, 2011. 「フランス博物館」白書 : 現状と課題、3巻260号、2011

スライド24, 25

「研究資料の問題および特定の品目をフランス美術館のコレクションに割り当てる方法に関する通達」では、最初に資料を収蔵庫に入れる前、目録に搭載する前に資料としての価値を検討した方がよいというアドバイスが記してあります。これはフランス博物館を対象にした通達です。報告書「博物館のコレクション：最悪と最高の出会い」は収蔵庫やコレクション管理について述べた内容です。DeepL翻訳を使うと率直な和訳が出てきました。学芸員協会の雑誌は、博物館関係者ならみんな読んでいる雑誌です。これは博物館関係者向けに広く読まれている専門雑誌としてはフランスでは唯一無二という存在です。2011年の第3号通巻260号は「フランス博物館」白書:現状と課題」という特集記事で、その時点でのフランス博物館の課題と対応をまとめた内容になっています。残念ながらネット掲載はありません。

これで今日のお話を終わります。ありがとうございました。

通達

2012 : « Note-circulaire relative à la problématique des matériels d'étude et à la méthodologie préalable à l'affectation de certains de ces biens aux collections des musées de France » [研究資料の問題および特定の品目をフランス美術館のコレクションに割り当てる方法に関する通達] Diffusée par la [発行元] DRAC [文化省地方文化局]

<https://www.culture.gouv.fr/Media/Medias-creation-rapide-Ne-pas-supprimer/materiels-etude.pdf>

報告書

2002-2003 : *Rapport d'information n° 379, fait au nom de la Commission des affaires culturelles par la mission d'information chargée d'étudier la gestion des collections des musées*. La gestion des collections des musées [博物館の収蔵品管理に関する調査団が文化委員会に代わって作成した情報報告書：最悪と最高の出会い]

<https://www.senat.fr/rap/r02-379/r02-379.html>

雑誌

Musées et collections publiques de France [フランス博物館の公共コレクション] 発行は L'AGCCPF [旧称の Association Générale des Conservateurs des Collections Publiques de France の頭文字、意味はフランス公立コレクション学芸員協会]

<https://www.agccpf.com/la-revue/la-revue-musees-collections-publiques>

「フランス博物館の公共コレクション」2011年第3号通巻260号は「フランス博物館」白書：現状と課題」

Le livre blanc des musées de France. État des lieux et propositions, vol. 3, n° 260, 2011

ネット掲載なし

報告2：民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性

本間浩一

フォーラム「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」

報告2

民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性

本間浩一

慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所研究員

2023/10/31 15:40-16:10 日本新聞博物館

1

スライド1

慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所の研究員の本間です。よろしくお願いします。

私は民俗資料の専門では全くありませんのでその内容的なところについて少しとんちんかんなことを言ってしまうかもしれません。おそれいりますがご了承ください、教えていただいた方がいいこともあるかと思えます。よろしくお願いします。

話の流れ

1. 目的の確認
2. メタデータ整備の流れ（簡潔に）
 - －（主に）大規模施設の整備状況
3. 「地方博物館や小規模館」の「量産品や工業製品を含む用具製品」のメタデータ
 - － アプローチ探索のための試行 Work0
 - － テキスト検索の試行
4. 情報化保存の可能性（私見）
 - － 協力をお願い

2

スライド2

今日の話の流れです。何のためのメタデータを使うのかというところを確認した上でメタデータ整理の博物館の領域における大きな流れを簡潔に。ここは皆さん他でもお聞きになっていることだと思います。おそらくそれは主に大規模な施設での整備状況につながるのだと思います。今回ここで扱いたいのは地方博物館や小規模館、しかも量産品や用具製品というかなり絞られたところのお話になりますのでそこについては実際にどんなデータがあるのか、本当に同じ資料がたくさんあってそれが複数の館で横断して検索できるのかということ、試行としてワークゼロと呼んでいますけれども、まずはとにかく実際に検索してみた結果をいくつかお見せしたいと思います。

最後に今後この研究3年間の中で、まだワークゼロしかできていませんが、皆様にご協力いただいてそれぞれのヒアリングもさせていただいて詳細化を図っていききたいというお願いを最後にいたします。

1. 目的の確認

電化製品や大量生産品、その他の生活資料や産業資料を含んだ「民俗資料」は、学術的な評価が得られず死蔵につながりやすく、一部で資料の廃棄や譲渡が始まっている。

このなかから量産品や工業製品を含む用具製品に焦点を当て、フランスの状況を参考比較にしつつ、博物館での収集保存と活用のあり方を考えていきたい。

地方博物館や小規模館による連携と役割分担、複数館の学芸員の機能分化が実現する未来を構想しつつ。

3

スライド3

まず目的の確認です。ここで扱う民俗資料は「学術的な評価が得られず死蔵につながりやすく一部で資料の廃棄や譲渡が始まっているという対象」に絞っています。そして「地方博物館や小規模館による連携と役割分担、複数館の学芸員の機能分化」が議論できるようにするために現実はどうなっているのかの確認を現時点ではやっています。

2. メタデータ整備の流れ

- 標準化
- 実装：オンライン化／オープンアクセス

※注記 発表時の時間の状況に応じて、場合によってはこの項は簡潔に触れるだけにとどめることも想定

4

スライド4

まず博物館の領域におけるメタデータの整備の流れです。いろいろな標準化が進んでいるということは皆さんのお耳にも入っているかと思います。標準というのはかなり“理想的”な枠組みの議論になっています。一方、“実装”としてそれがオンラインでオープンアクセスで皆さんが検索できるような実例が増えてきています。この2つは平行はしています。けれどももともとは別の話ですのでそこを識別しながらお話を進めてまいります。

記述メタデータのデータ項目定義もしくはメタデータスキーマの代表

DCMES (Dublin Core Metadata Element Set) と呼ばれる15の基本要素

1997年に実質的に確定、2005年には国内標準 (JIS X 0836) としても規格化

要素タイプ名	定義とコメント
Title(タイトル)	情報資源に与えられた名前
Creator(著者・作者)	情報資源の創造に主たる責任を持つ人や組織
Subject(主題)	情報資源の主題あるいは内容を説明するキーワード
Description(内容記述)	情報資源の内容に関する説明や抄録
Publisher(公開者)	情報資源を現在の形で利用可能にした組織、出版社など
Contributor(寄与者)	「著者あるいは作者」以外で情報資源の創造に寄与した人または組織
Date(日付)	情報資源が作成された、または有効になった日付
Type(資源タイプ)	テキスト、イメージなど、情報資源の種類
Format(フォーマット)	情報資源のデータ形式
Identifier(資源識別子)	URI、ISBNなどの当該情報資源を一意に識別するための文字列または番号
Source(情報源)	情報資源を作り出す元になった別の情報資源に関する情報、出处
Language(言語)	情報資源を記述するために用いられている言語
Relation(関係)	他の情報資源との関係
Coverage(時間的・空間的)	情報資源の地理的または時間的特性
Rights(権利関係)	権利や利用条件に関する記述へのリンク

5

スライド5

私がこの博物館の領域で皆さんにお話を聞いたときに一番よく出てくるのはダブリンコアという言葉でし

た。これが制定されたのがかなり前のことになりますけれどもこの15の基本要素を見ていくとそんなに突飛と思われる項目はないでしょうし、おそらくこれをある程度意識されてそれぞれの館のデータを作られている方が多いのではないかなと思います。

博物館の収蔵資料（文化財）に関するメタデータ

1995年、ICOMの国際ドキュメンテーション会議(CIDOC: International Committees for Documentation)は「博物館資料情報のための国際標準CIDOC情報カテゴリー(IGMOI: International Guideline for Museum Object Information: the CIDOC Information Categories)を提案している。

このガイドラインを通じ、**大分類22種、中分類74種のメタデータ記述**を示している。

大分類(情報グループ)	中分類(情報カテゴリー)
取得情報	取得の方法, 日時, 取得元
状態情報	状態確認コード, 状態概要, 状態確認日時
償却・処分情報	償却日時, 処分日時, 処分方法, 受領人
記述情報	資料の物理的記述, 標本タイプ
画像情報	画像タイプ, 画像参照番号
組織情報	組織の名称, 部署名, 住所, 国名
所蔵情報	所蔵の場所, 方法, 日時, 常置場所
記号・刻印情報	記号・刻印の文字情報, タイプ, 説明記述, 技法, 位置, 言語, 翻訳
材質・技法情報	材質, 技法, 構成部品の記述
計測情報	次元(寸法), 計測値, 単位, 計測部位
資料関連情報	関連場所, 日時, 団体/個人名, 関連タイプ, 本来の機能説明
資料採集情報	採集場所, 日時, 採集者, 方法
資料受入情報	現所有者, 寄託者, 日時, 番号, 事由
資料名情報	資料の名前, タイプ, 情報源
資料番号情報	資料の番号, タイプ, 記載日時
資料制作情報	制作場所, 日時, 団体/個人名, 制作者の役割
資料タイトル情報	タイトル, タイプ, タイトルの翻訳名
部品・構成情報	部品・構成点数, 説明記述
記録情報	記録者, 日時, 情報源
参照情報	参照, 参照タイプ
複製権情報	複製権注記, 複製権所有者
描写情報	主題描写, 主題描写の説明

6

スライド6

博物館の領域でいうとICOMの国際ドキュメンテーション会議CIDOCが決めた情報カテゴリーの定義というのが出ていて、そこに大分類22種、中分類74種のメタデータ記述というのはどんな記述をするのかというのが謳われています。おそらくこの中身の本当に細かいところまで博物館の現場の方々が理解して咀嚼する必要は私はないのではないかと思います。

実装例 I.B.MUSEUM SaaS

- 内外の規格を統合した独自の標準項目体系
 - 博物館の管理項目は、国内外の専門機関などが独自に構築した規格を提唱。それぞれの内容を検証し、各規格の利点を組み合わせる形でオリジナルの「標準項目体系」を設計。学際的な視点ではなく、博物館内の「実務」という観点から、より使いやすいと思われる形に整えてあります。
- 【目録的項目】
 - **CIDOC IGMOI** (博物館資料情報のための国際標準CIDOC情報カテゴリー)
 - **東京国立博物館ミュージアム資料情報構造化モデル**
 - CDWA (Getty財団策定美術作品記述目録・メタデータスキーマ)
 - Darwin Core (GBIF(地球規模生物多様性情報機構)が推奨する自然史標本のためのメタデータスキーマ：一部の項目のみ)

7

スライド7

今回参照させていただいたデータの中でいくつかは早稲田システム開発が作られている I.B.Museum SaaS を使われていらっしゃると思います。こちらのシステムでは先ほど言いましたCIDOC国際ドキュメンテーション会議の項目を参照し、あるいは、東博が作った情報の構造化モデルを参照した上でオリジナルの項目設定をしていて、実際にはかなり自由度高くそこから変えて運用できるようになっています。ある意味例えばこういったシステムに乗れば結果的には標準的な体系に沿ったデータの登録はされているものと思います。

ブロック名	幹事館	公開資料DB	名称 (緑:I.B.MUSEUM SaaS)	MM-WO-01 鉦	MM-WO-08 唐箕	MM-WO-18 洗濯機
代表幹事館 かつ 関東	国立歴史民俗博物館	約17万8千点収蔵(不完全)	データベースれきはく	583	3	4
北海道	北海道博物館	一部(1万/18万)	収蔵資料検索	114	3	3
東北	東北歴史博物館	あり	館蔵資料目録	15	8	0
関東	埼玉県立歴史と民俗の博物館	あり(4館収蔵資料)	埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース	299	21	1
	東京都江戸東京博物館	◆未確認				
北陸	石川県立歴史博物館	一部。約17万点所蔵中、500点(民俗108)	学芸員おすすめの所蔵品500	3	0	0
中部	山梨県立博物館	一部	収蔵資料案内	24	0	0
	名古屋市博物館	あり	収蔵品データベース	93	12	3
近畿	大阪歴史博物館	一部。約10万件館蔵	資源データベース	0	0	0
	兵庫県立歴史博物館	◆未確認				
中国・四国	広島県立歴史博物館	◆未確認				
	香川県立ミュージアム	あり	館蔵品データベース	18	5	4
九州	九州国立博物館	あり	国立文化財機構所蔵品統合検索システム 九州国立博物館	2	0	0
	九州歴史資料館	◆未確認				
沖縄	沖縄県立博物館・美術館	あり	収蔵品検索 博物館	0	0	0

8

スライド8

さてやっぱり大規模な館と地方小規模な館というのでは事情がかなり違うと思います。歴史民俗系という歴民協という組織の構造に中核館が示されていると理解しています。(もしかすると違うかもしれませんが。) 2023年度の幹事館が実際に公開DBとして何を出しているのかということを一通り一般のユーザーとしての視点で調べさせてもらいました。全体の幹事館は国立歴史民俗博物館になります。いくつか緑色に塗った部分が先ほど言いました I.B.Museum SaaS を使ってデータの公開されているところです。未確認とあるのはまだ館に直接コンタクトしてデータがどうなっているかというヒアリングまでできていません。ホームページ上にデータの公開と検索についてどこまで出ているのかということ調べて、「未確認」というのは探せなかったところです。本当にあるかどうかはこの後の確認が必要となるようになります。一番右側のところに3つのワード(後で細かくはもう一度申し上げますけれどもいくつかの実際に今回話題になっている資料の名称)で検索をした場合に何件ヒットするのかという数字が出ています。鉦と唐箕ともう一つは洗濯機というのを選びました。時代的にもかなり違います。領域もかなり違うものだというの皆さんもお感じになるでしょう。これだけでもヒット数がかかなり地域によって違いがあるということはお理解いただけると思います。

3. 「地方博物館や小規模館」の「量産品や工業製品を含む用具製品」のメタデータ

- アプローチ探索のための試行 Work0

9

スライド9

さて実際に今回宇仁さんと持田さんが直接現場で扱われ対応されている地方博物館小規模館のメタデータについて最初お話を聞きましたが、雲をつかむような話と感じた面もありました。そのため、どこから手をつけていいのかがわからないので段階を設けて進めていこうと思っています。

ワークゼロというのはとにかくまずどのぐらいそういったデータがあるのかということを検索してみようという段階です。これを経てもう少し精緻なことをワーク1、次の段階でやりたいと思っています。

Work0の端緒 ストーリーの発掘（仮）

- フォーラムの最初の問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」
 - 北海道**町立博物館の学芸員Uは、*****民俗資料の専門家がないので、価値が判断できない。結果として大量に集まってくる**を、どのくらいどのように収集・保存の対象にすればいいか迷う。
 - 背景情報
 - 収蔵庫はいっぱい
 - 学芸員の交替で失われる情報

10

スライド10

まずストーリーの発掘というのを最初にやりました。今回のフォーラムの最初の問題提起を宇仁さんが

「あふれかえる民俗資料の未来」というキーワードでお話になりました。例えば、「北海道〇〇町立博物館の学芸員Uさんはこんな事情を持っていらっしゃる、民俗資料の専門家がいないので価値が判断できない。結果として大量に集まってくるある資料をどのぐらいどのように収集保存の対象にすればいいか迷っている。」という文脈をお持ちだということです。収蔵庫がいっぱいでも学芸員の交代時に完全な引き継ぎが行われるわけではないので、そのデータを見ただけでは次の学芸員の方はその意味まではすべては把握しきれないといった状況も一つのストーリーなのだと思います。

では、人が実際にいくつかの資料について他の博物館に資料がないかどうかを調べるとしたらどうするのかというのが次の段階になります。インタビューを宇仁さんと持田さんにして実際にそれぞれの館でお持ちのデータ（公開されていない）としてエクセルの一覧表というのをそれぞれからいただいて、その中にどれだけのものが入っているのかということを確認させていただきました。あとは収集保存／背景についてどんなルールをお持ちなのか、他の館とはどんなネットワークをお持ちなのかといったことを聞いています。

インタビュー Work0 宇仁さん、持田さん

- メタデータ（目録、台帳などの生データ）の提供
- インタビュー（項目は例）
 - メタデータの項目などの確認
 - 学芸員（あるいはそれ以外）の引継ぎ状況
 - 年数
 - 引継ぎ時資料
 - 資料の収集・保存の方針（明文化されたもの）
 - 収集・保管・廃棄についての考え方と過去の経緯
 - 収集の選定、あるいは収蔵品の処分（廃棄等）の検討について
 - 収蔵庫の状況
 - 他館との関係

11

スライド11

その中で検索に使う資料の候補として21個をピックアップしました。

最初の鋤・鋸・斧、といったあたりは本当にもしかすると近現代ではなくてずっと前からあるようなものですので、最後の洗濯機・テレビとかとは全然世界が違います。けれども、困っていらっしゃる、たくさんあるということである一つの候補になるのかなと思いました。それから今回結構集中してお話しするタコ足という北海道だけにおそらくある粃を田んぼに直接植えるための機器というのがある。これは直植え、稲を苗代から作るのではなくて、直接粃の状態の水田に蒔くというのは北海道でのことであって、他の地域ではないので、このタコ足というのはおそらく北海道にしかないだろうというお話を聞きました。

一方、05番の播種機というのは一般的な種を蒔く機械ということになりますけれども、これは何の種を蒔くのかということによって言葉遣いも地方によってかなり様々になるんだなと。このあたりはまとめて調べていけないといけないなと思いました。なおMMコードというのはMMというのはミュージアムマテリアルという仮につけた時のコードで、00というのはワークゼロ段階なのでまだこれは作業のためにつけたコード

ですので段階が変わってくるとどんどん変わっていく仮のコードです。

08番は唐箕。唐箕については今回も何人かが話されましたが、私自身も唐箕には非常に興味があって地方博物館に行けば唐箕があれば必ず見て写真を撮ってくるということを重ねてきました。あと一番最後に洗濯機、冷蔵庫、テレビ、扇風機いわゆる電化製品というおそらく戦後が主なもの。このあたりと一番最初の鍬とか斧というのではかなり位置づけが違うと思います。けれどもなるべくいくつかかなり特徴の違うものを話題の中で出てきたものをピックアップしてそれで実際にどのくらいのがデータベース/メタデータで検索できるのかということを試してみました。

Work0 資料群のそれぞれの特徴を識別するための視点の候補			
VPコード	資料群に対する視点	論点(試案) ※客観的な指標化を検討したい	メモ
VP-W 0-g01	種類の多さ1 変種数	一品ものく—少数の型に分類可能—>大量生産×多種	多様性の評価
VP-W0-g 01a	種類の多さ1a 差異	重要度で段階づけあるいは評価 例:色や塗装の違いは些細な違いで低評価、資料が持っていた対象や使用者の違いは大きな差異で高評価など。	多様性の評価
VP-W0-g 01b	種類の多さ1b 地域差異	気候風土文化等による地域別の存否、あるいは独特な差異	多様性の評価
VP-W 0-g02	種類の多さ2 改良/進化	進化の過程のわかりやすさ 例:唐箕、洗濯機	多様性の評価
VP-W 0-g03	ロットサイズ	生産ロット (同型(10~100)/手工業<—>大量(1000~)/工業的)	多様性の評価
VP-W 0-g11	材質	木製、木製+一部金属、金属製、プラスチック+金属製、等等	保存の難易度評価
VP-W 0-g12	大きさ	収蔵容量に対する負荷	保存の難易度評価
VP-W 0-g13	環境変化への耐力	収蔵環境の条件 かび、さび・・・	保存の難易度評価
VP-W 0-g22	地域の中核博物館のコレクション	例:県立博物館や全国歴史民俗博物館協議会のブロック幹事館の保存資料	博物館のネットワーク
VP-W 0-g23	専門博物館の存在	例えば、生産者主導の製品の博物館等	博物館のネットワーク
VP-W 0-g21	研究者の存否/多寡	論文数、研究者数、研究コミュニティの存在	専門的な研究対象としての価値評価
<参考>	(個別資料判断)		
VP-W 0-s01	収集経緯	寄贈か、学芸員などの意志に基づくものか	関係性の評価
VP-W 0-s02	固有性/物語性	資料の来歴に特別の経験があるか	物語性

13

スライド13

先ほど21個の資料群というのをお見せしましたがけれどもこの資料とこの資料はどんな違いがあるのかなということを識別するためにはいくつかの視点があると思います。ここでは細かく申し上げませんが先ほど宇仁さんの話の中でも生産者の数と実際に生産された数という二軸を提示されました。そういう多様性の度合いというのが資料群によってかなり違うと思います。これをどう識別していけばいいのかまだこれも確定したものがありませんので、これは作業的にとりあえずひとつひとつにコードをつけて、その観点でこの資料の場合はどうなるのかということを見ていこうというものになります。

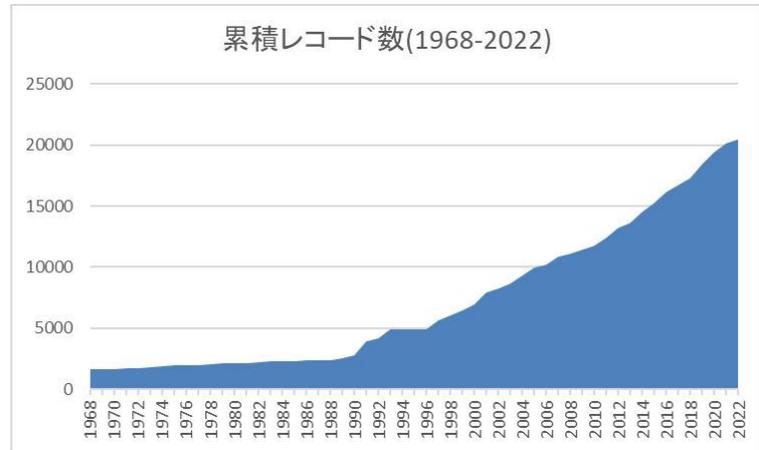
一例

U: 浦幌町立博物館 受入年別レコード数

受け入れ番号1	レコード数
未記入	50
1968	1648
1969	
1970	
1971	87
1972	13
1973	76
1974	89
1975	33
1976	17
1977	3
1978	101
1979	37
1980	41
1981	2
1982	42
1983	69
1984	58
1985	15
1986	8
1987	
1988	64
1989	101
1990	289
1991	1113
1992	251
1993	775
1994	
1995	
1996	

受け入れ番号1	レコード数
1997	733
1998	342
1999	475
2000	476
2001	935
2002	384
2003	353
2004	630
2005	668
2006	263
2007	656
2008	208
2009	395
2010	296
2011	648
2012	818
2013	396
2014	940
2015	723
2016	854
2017	627
2018	549
2019	1133
2020	946
2021	753
2022	330
2023	141

- 収集のペースは増加傾向に合うように思われます。
- 何が増えているのかを追加で整理する予定です。



14

スライド14

さて実際にいわゆる地方館の例として持田さんの浦幌町立博物館のデータベースの中に受入れ年別のレコード数というのがありましたので、どんなふうにコレクションが増えてきたのかということグラフで示します。右側のグラフを見ていただくと、1968年に始まり1990年まではそんなに増えていません。そこからは全く集めていない年が何個かありますが基本的には同じペースでどんどん集まってきていて、今は収蔵庫の方はかなりタイトな状態だと聞いています。

それぞれのある時期を担当された学芸員さんは違って、実際にデータを見てみるとどのカラムに何の項目をどう書くのかということが結構年によってガラッと変わってきます。一律にここに何と書いてあるからここを全部見ていけば検索できるというような状態の情報にはなっていません。エクセルで管理するという段階での比較的良好なパターンなのかなと思います。

Work0 検索の対象（博物館の資料データ、および研究規模）1 施設

		博物館							研究
施設名称		斜里町立 知床博物館	美幌博物館	浦幌町立 博物館	北海道 博物館	国立歴史民 俗博物館	美濃加茂市 民ミュージアム	埼玉県立 4博物館	研究論文等 Cinii
	所在	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>十勝総合振興局管内</small>	北海道札幌市	千葉県	岐阜県	埼玉県	国立情報学研究所
データ	名称	民俗資料DB	収蔵資料台帳 (受入台帳)	受入台帳	収蔵資料検索	データベース れきはく1	ミュージアム データベース	埼玉県立の博物館 施設収蔵資料データ ベース	論文・データ をさがす
	備考	民俗資料台帳 (紙・単票) >ファイルメーカー >必要に応じてEXCELに EXPORT	未確認 入手データは EXCEL	資料記録表 >受入台帳(手 書・原本) >EXCEL化	(収蔵資料約18 万点中約 10,000点)	館蔵資料デー タベース (画 像付) General Catalogue Database	民俗資料検索	・歴史と民俗 の博物館 ・さきたま史 跡の博物館 ・嵐山史跡の 博物館 ・川の博物館	研究データ、 論文、本、博 士論文、プロ ジェクト
	データ形態	内部運用データ			オンライン検索（公開）				

15

スライド15

先ほどの21ワードを使ってどの博物館について調べたのかということの一覧になります。宇仁さんからいただいたのが斜里町立知床博物館と美幌博物館、持田さんの浦幌町立博物館、それ以外に北海道の中核館と参照されているのであろうというふうに推定できる北海道博物館、それから国全体のセンターとっていいであろう国立歴史民俗博物館、たまたま1ヶ月以内に訪問したことがあるので岐阜県的美濃加茂市民ミュージアムのデータが公開されていたのでそれを参照していただくのと、私関東の人間ですのもう少し例がないかなと思って調べたところ埼玉県立の博物館については4館合同でデータベースを公開されていっ

しゃいましたので、そこも参照させていただきました。

もう一つ、ある資料について今後議論をするうえで実際に研究者がいて何らかの整理が進んでいるのかどうかということも大切な観点だというふうに宇仁さんから言われましたので、最初のとっかかりとして国立情報学研究所が公開している研究論文のデータベースCiniiを使ってその資料に基づくキーワードでどれだけヒットするのかということも調べてみました。なお、斜里、美幌、浦幌、左側3つは内部運用データ、要は公開してなくてExcelの形でご提供いただいて、北海道博物館より右は全てオンラインで公開されているもの。おそらく持たれているデータの全てを公開されているというわけではないと思いますので、その差分がどうなっているのかは今後確認をしていきたいと思います。

Work0 検索の対象（博物館の資料データ、および研究規模）2 データベース

		博物館							研究
施設名称		斜里町立 知床博物館	美幌博物館	浦幌町立 博物館	北海道 博物館	国立歴史民 俗博物館	美濃加茂市 民ミュージアム	埼玉県立 4博物館	研究論文等 Cinii
	所在	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>十勝総合振興局管内</small>	北海道札幌市	千葉県	岐阜県	埼玉県	国立情報学研 究所
データ	形態	ファイル貸与 EXCEL 全 データ I.B.M USEUM SaaS今年度導 入予定	ファイル貸与 EXCEL 全 データ	ファイル貸与 EXCEL 一部 抽出データ <small>(民俗資料 を含む範囲を抽出)</small> I.B.M USEUM SaaS導入中	オンライン https://jmapps.ne.jp/hmcollection1/	オンライン https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/syuz/db_param	オンライン http://www.forest-minokamo.gifu.jp/data_box/minzoku/index.cfm	オンライン https://jmapps.ne.jp/saitamarekimin/	オンライン https://ci.nii.ac.jp/
	資料数	5,903	7,416	20,655	10,000	約17万8千点収蔵	—	—	—
	データ 項目数	51	13	14	検索 5項目 フリーワード、分類、 資料名、ヨミ、コ レクション名	検索 5項目 資料名称、コレク ション名称、使用 地、時代、フリーワ ード	検索 5項目 分類(2階層)、資料 名※、人物名※ ※漢字、ふりがな	検索 6項目 キーワード、所属 館、資料名、資料名 (ふりがな)、分 類、指定	
	検索対象	7項目	3項目	5項目	フリーワード	フリーワード	資料名(漢字、ふりがな)	キーワード	フリーワード
	写真有無	△あり(別管理)	△一部	未確認	○あり	△一部	○あり	○あり	—

16

スライド16

検索トップ | 収蔵資料検索システム | 北海道博物館 <http://jmapps.ne.jp/hmcollection1/>

国立歴史民俗博物館「館蔵資料データベースの検索」 https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/syuz/db_param

→現在はこちらに更新されている「館蔵資料画像データベースの検索」 <http://jmapps.ne.jp/hmcollection1/>

みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアム ミュージアムデータベース「民俗資料検索」

http://www.forest.minokamo.gifu.jp/data_box/minzoku/index.cfm"

検索トップ | 収蔵資料データベース | 埼玉県立の博物館施設 <https://jmapps.ne.jp/saitamarekimin/>

埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立嵐山史跡の博物館、埼玉県立川の博物

館の4館の収蔵資料を検索

下の方に資料数と書いてあるのは実際のレコード数です。どれだけのものがあるのか、斜里町でいうと5903件といったことです。オンラインのデータベースの方を見ていくと明示していませんけれども、何件が検索対象になるのかを明示されていないところもありますので、ここは今後の確認項目になります。

データ項目数というのはエクセルをイメージしていただくと、カラムの数がどれだけあるのか、その中で検索をする上でオンラインの方は検索のメソッドが提供されていますので、どこの欄にどのキーワードを入れるのかということを書いてあります。エクセルの3つについてはどのカラムに何の情報が入っているのか時代によってかなり違うという問題がありますので、基本的にはデータが入っていきそうすべてのカラムのテキストを全部連結させてしまって、それに対して検索をするという形でカウントをしました。

あと一番下にあるのは写真情報がそれに紐づいてあるかどうかということ。

テキスト検索の試行 (Work0)

- 汎用的な分類、標準名称、コード化等の状況
- 可能性のある項目すべてに対する単純な検索
 - 項目定義が施設ごとにばらばら
 - どの項目に記述するか、学芸員の交代など時代の移り変わりで変動
- 検索ワードの選定でケアすべきこと
 - 漢字とかな
 - ひらがなとカタカナ
 - 促音化 [センタクキ? センタッキ?](#)

17

スライド17

基本的にはそのデータベース全体に対してどのカラムかという意味を見ずとにかくどこかに何かのキーワードが入っていれば関係しているという前提でのカウントを今回はしています。それから検索ワードの選定ですけれども、例えば漢字なのか仮名なのか、平仮名なのか片仮名なのか、これはエクセルのレベルと本当にすでに3つの館でも全く表現の仕方が違いましたので、どの形で検索したら何件になるのかということ独立して調べています。あとちょっと細かいですが「せんたっき」はおそらく学术论文ではおそらく洗濯機(せんたくき)というふうに書かれていることが多いんですが民間的に普通に言う「せんたっき」という人のほうが多いですね。この促音化みたいな日本語ならではのことも考慮して検索しないといけないなということを考えてやっています。

MM-W0-01 鋏											
				内部運用データ				オンライン検索 (公開)			
				博物館				研究			
MM コード	代表名称	ワード 連番	検索ワード	斜里町 立知床 博物館	美幌博 物館	浦幌町 立博物 館	北海道 博物館	国立歴 史民俗 博物館	美濃加 茂市 ミュー ジウム	埼玉県 立4博 物館	研究論文 等 Cinii
MM - W0- 01	鋏	1	鋏	59	81	26	114	583	21	299	4,359
		2	くわ	56	0	2	8	200	88	376	199,771
		11	鋏&農業				0	1		0	214

視点 VP-W0-g01 種類の多さ1 変種数
 ※素材、用途、形状によって多様な亜種が存在しているか

18

スライド18

ここには一番左側にコードがあって、次に「鍬」という代表的な名称が書いてありますが、これを検索するにあたって漢字としての鍬、平仮名の「くわ」、それからクワだけで検索するとですね兜の装束のカブトについているここですね、ここが鍬型というふうに見えますが、あれがかなりヒットされる博物館があったので、「農業」とアンド（&）で取ってどのくらい出るのかというのを試しています。実際はそんなにはヒットしませんでした。

数字は見ていただいて、あと漢字の“鍬”と平仮名の“くわ”で件数がほぼ同じところと全く違うところがあります。今回は、意味としての“鍬”という単語を検索しているわけではなくて、テキストの列の中にこのテキストが入っていれば全てというところまでしかやっています。普通の文章の中に鍬とは関係なく「くわ」という平仮名が入っている可能性がありますので、そこまでヒットさせるとなると研究論文で20万件もあるのはそれを意味しています。（今後はもっと精緻にやっています。）

例としてはこれで見てください規模感というのを分かりいただけますでしょう。地方館3館でもこの“鍬”という資料は数十以上、100ぐらゐの数で存在しているということになります。



スライド19

北海道博物館のデータベースを検索すると、ここは画像がすべて載っています。ただこの風呂鍬（フログワ）とこの金平鍬（カネヒラグ、先が金属製）は物としては完全に違うものです。検索するときどの名称でやればどれがヒットするのかというところまでの統制はなかなか取りづらと思います。北海道博物館の中で整合性が取れていても他の博物館ではそれぞれの見方があるので、この整理までして議論するとなるとクワというのは少しテーマとして大きすぎるワードだなと思っています。

MM-W0-04 たこ足



・・・
北海道の直播を可能にしたのは、今ではすっかり忘れ去られている「たこ足」と呼ばれる播種器の存在。

・・・
明治38年に、連名で「**粃種蒔器**」の特許を取得している。

<引用元>
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
<https://www.jataff.or.jp/senjin2/9.html>

2023/10/29 宇仁さん たこ足(北鎮記念館) パネル 黒田式粃蒔機(タコ足式)

20

スライド20

次にタコ足です。これは冒頭で申し上げましたけれども、北海道に特有と思われるものです。右側に引用をしています。本州であれば大体の場合は苗代で一回苗にしてそれを植えるという工程になると思います。けれども北海道の場合には寒冷でも稲作をしようというときに出てきたエリアとして、直接蒔くというのが工程になっていて、それを効率化するためにこの一番上のお皿のところにお粃を入れてそれが何等分か16等分に分かれて少しずつ蒔かれていくと生産性が大幅にアップするための形だというふうに聞いています。宇仁さんにお聞きすると、これはおそらく北海道特有だろうということですが、もしかしたら今回もし東北の方とかいろいろな方にお聞きすると違う地域でもこれが収蔵されている可能性もあるのかもしれない。

MM-W0-05 播種機



2023/09/30 宇仁さん

21

スライド21

一方、種を蒔くという意味に言うと“播種”という言葉の方がより一般的かと思いますが、これは宇仁さんのところにある資料の写真です。これをここに種を升のところに入れて進んでいくと仕掛けがあって種が少しずつ落ちていくという形のもので、だから畑に大豆を蒔いたりとかというのが基本的な使い方だと思います。今の2つは形は全然違います。しかし種を蒔くという目的は一緒になっていますので名前付け方もそれに合わせて少しずつ重なりが出てくる可能性があるものだと思います。

MM-W0-04 たこ足、 MM-W0-05 播種機											
				内部運用データ						オンライン検索 (公開)	
				博物館						研究	
MMコード	代表名称	ワード連番	検索ワード	斜里町立知床博物館	美幌博物館	浦幌町立博物館	北海道博物館	国立歴史民俗博物館	美濃加茂市民ミュージアム	埼玉県立4博物館	研究論文等 Cinii
MM-W0-04	たこ足	1	たこ足	0	5	1	0	0	0	0	59
		2	たこあし	6	0	1	0	0	0	0	108
		3	蛸足	0	0	0	0	0	0	0	6
		4	多足式	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	籾蒔機	0	5	0	0	0	0	0	0
MM-W0-05	播種機	1	播種機	13	19	2	1	0	0	1	649
		2	はしゆき	13	0	0	2	0	0	0	2,018

「呼称」の多様性 「たこ足」と呼ばれる別の農具もあり

実物の形態の多様性

地域による用途・作業工程の違い

22

スライド22

この2つの言葉で検索したら何件ぐらいがヒットするのか。まず北海道だけかなと思っていても北海道の中でもそんなにヒットしない。たくさんあるというふうに宇仁さんからは聞いていたんですけど、データとして残っているのはそんなにはない。もしかするとベルトンさんがおっしゃったように収集はしているものの実際に登録まではしていないというものが多数あるということを表しているかもしれません。これは裏取りをして状況をもっと確認する必要があると思います。右側のオンライン検索には一切このタコ足関係はヒットしてきませんのでもしかするとその北海道にしかないということなのかもしれない。

あと研究論文はありますけれども、パッと見ていく感じでいうとタコ足でヒットした108件ほとんどはこの道具の話ではなくて全く違う文脈でのタコ足ということでした。そこは中身を見ていくことによって実際には研究はほとんどされていないと言っているような状況かと思います。研究がされていないということは今後もしそれに議論をするときに中立の大学の方とか専門家の方の意見を聞きながら進めていくというのが少し難しいタイプの資料と言っているのかもしれないと思います。

播種機の方は論文はたくさんありますので、その専門の方を中心とした議論がしやすいのかもしれない。

MM-W0-08 唐箕



2023/10/08 美濃加茂市民ミュージアム 本間撮影

23

スライド23

唐箕についてはですね、美濃加茂ミュージアム、岐阜県の博物館に今月伺ってきたときに下の説明版のところに、この地域では「とわうち」とも言うとも書いてありました。唐箕だけでなく「とわうち」という検索ワードも入れて議論する必要があるのだなと気がつきました。おそらくこれは他のすべての資料で呼び方が違うというのがたくさんあると思います。それを収集してどう検索していくのかということが今後必要になることだと思っています。

MM-W0-08 唐箕

				内部運用データ		オンライン検索（公開）					
				博物館					研究		
MM	代表名称	ワード連番	検索ワード	斜里町立知床博物館	美幌博物館	浦幌町立博物館	北海道博物館	国立歴史民俗博物館	美濃加茂市ミュージアム	埼玉県立4博物館	研究論文等 Cinii
MM-W0-08	唐箕	1	唐箕	7	12	3	3	3	3	21	146
		2	とうみ	11	0	2	3	0	10	108	22,562
		3	とわうち	0	0	0	0	0	3	0	0

視点 VP-W0-g01 種類の多さ1 変種数
 一品もの<---少数の型に分類可能--->大量生産×多種 ??どの程度多様なのか
 研究者/コミュニティはどの程度の規模があるのか
 地域による呼称の違い

24

スライド24

検索の結果です、まず研究論文「とおみ」の2番目ひらがなは2万件もありますけど、これはもう単純に

文章の中に「とうみ」という言葉が何かしら入ってしまっているというだけです。「とわうち」は美濃加茂市民ミュージアムしかありませんでした。これは岐阜県のある範囲だけの言葉なのかもしれませんが、全体として横断で見るときにはこの言葉を辞書／言い換えの言葉として入れていかなければいけないということです。

MM-W0-11

バチバチ

2023/09/30 宇仁さん



2023/10/29_バチバチ_下川町札天山収蔵館 宇仁さん



25

スライド25

次にこれも北海道ですね。北の地方に特有だろうというふうに宇仁さんはおっしゃっていましたが、バチバチっていう道具です。木材を切り出してそれを雪の上を運搬するときに使うものということでよろしいでしょうか。正式名称があるかないかも何なのかも全然わからないという話でした。私も調べたんですが、これに代わる言葉というのは全く今のところは分かっていません。

MM-W0-11 バチバチ

				内部運用データ		オンライン検索（公開）					
				博物館						研究	
MM コード	代表名称	ワード 連番	検索ワード	斜里町 立知床 博物館	美幌博 物館	浦幌町 立博物 館	北海道 博物館	国立歴 史民俗 博物館	美濃加 茂市 ミュー ジウム	埼玉県 立4博 物館	研究論文 等 C in ii
MM- W0- 11	バチバチ	1	バチバチ	7	2	3	3	0		0	6
		2	ばちばち	5	1	0	2	0	0	0	6

地域（特に北海道）に特有なものなのか

視点 VP-W0-g01b 種類の多さ1b 地域差異（気候風土文化等による地域別の存否、あるいは独特な差異）

26

スライド26

このバチバチという平仮名で検索するとこんな感じです。やっぱり北海道でしかとりあえずなかったのと、研究論文も6件とありますがこれはこのバチバチのことでは全くないものでした。これを議論していくには関係者もそれぞれの小規模館の情報を寄せ集めてどう整理するのかということと議論していくということにせざるを得ないだろうなというふうに思います。

MM-W0-13 足踏みミシン

				内部運用データ		オンライン検索（公開）					
				博物館						研究	
MM コード	代表名称	ワード 連番	検索ワード	斜里町 立知床 博物館	美幌博 物館	浦幌町 立博物 館	北海道 博物館	国立歴 史民俗 博物館	美濃加 茂市 ミュー ジウム	埼玉県 立4博 物館	研究論文 等 C in ii
MM- W0- 13	足踏みミ シン	1	足踏みミシン	4	3	1	0	1	2	0	11
		2	ミシン	34	32	19	4	128	13	14	9,735
		3	みしん	34	0	0	1	3	13	13	9,735

視点 VP-W0-g23 専門博物館の存在（例えば、生産者主導の製品の博物館等）

27

スライド27

少し時代が近くなってきましたけれどもキーワードとしては“ミシン”なのでしょうけれども、宇仁さんから言葉を拾ったときには“足踏みミシン”という言葉で聞きました。これと“ミシン”だったらどうなるかという

ことで検索をしてみるとこんな感じになります。ミシン自体の研究論文、これもまさにミシンの研究論文です。非常にたくさんありますので、足踏みの段階と電動化された後の段階がまた別にあるんだと思います。けれども工学系の論文はたくさんありましたが、いわゆる博物館とか歴史的な観点で見るというものについてはもしかしたら少ないかもしれません。ここについては、専門館、ミシンについて専門で集めていらっしゃるところがあるのではないかと、そこに議論に入っていただくと、ここまで来たのとは少し違った見方での整理ができるのではないかなと思います。

MM-W0-13 足踏みミシン

2023/09/30 宇仁さん

東京農工大学科学博物館 本間撮影



28

スライド28

これは宇仁さんのところの足踏みミシンですが、東京農工大学の科学博物館にはミシンが数十台あります。有名なコレクションですけれども、その学芸員の方とお話したときにこれの専門という人がいないのかなか、これをどうしていいのかが分からないというような問題意識もお持ちでした。それとおそらブラザーとかシンガーといったところのメーカーさんがもしかすると系統的に収集されていらっしゃるかもしれない。ですので、そういったところに入ってもらって全体としてどういうふうにすればいいのかということ議論することが、ミシンの場合には可能なのではないかなというふうに期待しています。

MM-W0-18 洗濯機

				内部運用データ		オンライン検索 (公開)					
				博物館					研究		
MM コード	代表名称	ワード 連番	検索ワード	斜里町 立知床 博物館	美幌博 物館	浦幌町 立博物 館	北海道 博物館	国立歴 史民俗 博物館	美濃加 茂市 ミュー ジウム	埼玉県 立4博 物館	研究論文 等 C in ii
MM- W0- 18	洗濯機	1	洗濯機	2	4	0	3	4	4	1	1,159
		2	せんたくき	3	0	0	1	0	5	1	634
		3	せんたつき	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	電気洗濯機	0	1	0	1	1	0	0	167

視点 VP-W0-g02 種類の多さ2 改良/進化 (進化の過程のわかりやすさ)

・改良/進化と、名称の変遷

「促音化」の状況は？

29

スライド29

それから洗濯機。洗濯機は各所で見るんですけども、やっぱりそんなに数を一館で持っていらっしゃることはないのだなというふうに今回思います。ただ当然、いわゆる現代の電化製品ですので、型番は非常にたくさんある。



スライド30

あとこれが手回し洗濯機といわれる段階。これが絞りが付いているものですね。二層式があって今のドラム式があってかなり進化してきて、でも全部洗濯機と呼ばれている。このあたりについて言うと、いわゆる型番の豊富さだけではなくて進化が見えるような形のものとして議論する必要があるのかなと思います。

5. 情報化保存の可能性（私見／仮説）

- 中核館（対象エリアの広い施設）からメタデータ整備＆オンライン公開
 - 網羅的に
 - 用語辞書
 - 検索メソッドの仕様の公開／標準化
 - 小規模/地方館コレクション情報へのリンク
- 「地方博物館や小規模館」は、絞り込み／優先順位付け
 - 早期に具体的な成果に結びつく範囲を優先
 - 優先順位の高い特定の資料別に、施設間の検討ネットワークに参加
- テキスト検索に加えて 画像検索の可能性(検索対象になる公開方法)

31

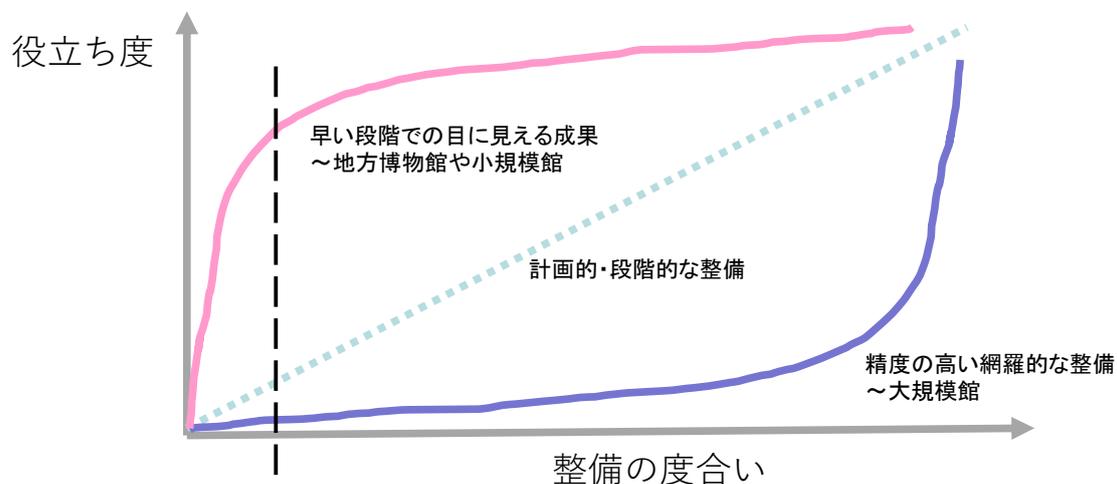
スライド31

まとめの段階に入ります。中核館、いわゆる全国を対象に、あるいはある程度のエリアを対象にしているところはメタデータの整備が進んでいっちゃってると思います。そこはどんどん進めていただいてオンライン公開をしていただく、と小規模館からはそれを参照して整理をする大きな助けになるのだろうなと思います。ただいくつか申し上げたように、辞書的なこととか、検索のメソッドとかっていうのをもう少し公開していただく、と学術的な検索をするときにはありがたいなと思うことがありました。地方館・小規模館はですね、このオンラインでデータベースを全部見てもらうというところに数年でいくかという、簡単ではないかなというふうに思います。そうなった時、持田さんがおっしゃったように、もうすべてのデータが載っているデータベースがあればそれは一番いいのかもしれませんが、それに何十年もかかってしまうのであればもう少し話を絞ってより早く効果が出るところにフォーカスしていく必要があるのかなと思います。

あと一言だけですが、テキスト検索を今回はやりました。けどももう画像検索の技術もどんどん進んでいます。きれいに画像を撮っていただければその画像でどこの博物館にほぼ同じ形のものがあるのかということと検索するということが、もしかすると実現的には早いのではないかなと思うこともあります。このあたりももう少し調べていって、もしかすると、中小規模館について言うとテキストデータのきっちりとしたデータを揃える以上に、写真を先に整備してしまったほうがもしかするとこの用途については早いかもしれないという気もしています。

メタデータ整備のモチベーション

- 地方博物館や小規模館では、役立つモノ・役立つデータから
- 単館で役立つことに加えて、ネットワーク化することで役立つことにも着目



32

スライド32

整備をしていくにあたって計画的、段階的に整備をしていっても、効果が出るのはかなり全部揃ってから初めて皆さんが便利だと思われていると思います。これが待てないのが小規模館、地方館だと思います。なるべく早い段階でもうかなり明確な効果が出てしまうところにフォーカスしてデータの整備をしていくとすると、いくつか申し上げたようなところにシフトするということもあり得るのかなと思います。

次ステップ案 特定資料についての議論

- 研究目的からの抜粋
「地方博物館や小規模館による連携と役割分担、複数館の学芸員の機能分化が実現する未来を構想しつつ」
- 共有と議論
 - 複数の論点 その議論が、他の資料にも展開・汎用化できることに期待し
例えば、MM-W0-08 唐箕、MM-W0-13 足踏みミシン
 - 「地方博物館や小規模館」に、中核館、専門館にも加わっていただいて
 - 保有資料、保有データ
 - お悩み、今後の計画
 - 解決のアイデア

35

スライド35

協力のお願い インタビュー Work1

- お願い先 地方博物館や小規模館」、中核館、専門館
- 対象資料にまつわるストーリー
- メタデータ（目録、台帳などの生データ）の提供（ファイルまたは検索機能）
- インタビュー（項目は例）
 - メタデータの項目などの確認
 - 分類の考え方
 - 学芸員（あるいはそれ以外）の引継ぎ状況
 - 年数、引継ぎ時資料等
 - 資料の収集・保存の方針（明文化されたもの）
 - 収集・保管・廃棄についての考え方と過去の経緯
 - 収集の選定、あるいは収蔵品の処分（廃棄等）の検討について
 - 収蔵庫の状況
 - 他館との関係（他の館のデータベースの参照状況）
 - 視点（VP）のアイデア
 - 検索の試行の用いる資料（MM）のアイデア

36

スライド36

次のステップとしてはワーク1の段階に移りたいのですが、具体的にお願いで言うとぜひ今回お話し聞いた中でうちの間についてもデータを見せていただける、インタビューに1時間・2時間取っていただけるといふところがあれば、少し標準的なインタビューのフォーマットを作って情報を収集させていただいてどの資料についてどんな議論をすればいいのかということをもう少し進めていきたいなと思っております。

連絡先：本間浩一 khomma-academy@memoad.jp

連絡先は以上です皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

総合討論

宇仁義和・持田誠・ベルトン アリス・本間浩一



宇仁：前に先生方に出てきてもらいまして、会場カメラに切り替えたいと思います。初めに申し上げましたとおり、この会場は4時45分には必ず終了して延長は無いということをお願いしたいと思っています。話し足りないという方もいらっしゃるかと思います。その場合は、会場を出まして5時から近くのカフェで話の続きをする場所を持ちたいと思っています。時間が非常に限られていますので、全体を通して質問をいただきたいと思います。まず、会場の方から質問があればどうぞ。

会場参加者1：国立市にある「くにたち郷土文化館」の学芸員です。ベルトンさんに質問です。お話では本当に日本の博物館の状況と似たところがあることに驚きました。日本では小学生向けに昔の道具について勉強することが「総合的な学習の時間」にあり、そういった場面などで博物館の民具が使われています。フランスではどうなのでしょう。小学生向けで以外でも、一般の市民向けなどで民具を活用してる事例があれば、ご承知の範囲で教えていただきたいのです。

ベルトン：ありがとうございます。その方面の情報を持っておらず、十分なお答えできずに申し訳ありません。ただ言えるのは、博物館の登録資料を使った学習活動というのはフランスではありえないということです。博物館が受け入れたなら、資料本来の機能は失われている。そこから使うことはありえないんです。他方、研究資料のような概念があります。博物館の資料目録には載ってないけど博物館が持っている資料があり、それを学校団体に向けて説明するというのがあるんです。けれども教育委員会との連携などはフランスよりも日本の方が強いです。フランスではどちらかと言えば大人向けの方が進んでいると思います。

会場参加者2：千葉市科学館の学芸員です。今日の議論はすごく重要な議論だと思います。博物館法改正も70年ぶりにやって、そのなかでもデジタルアーカイブがクローズアップされています。実際には各館がどれだけデータ提供できるか、どういう仕組みで実現するかということが課題になっていくと思っています。それで持田さんに質問です。気になったスライドがありまして、民具に関して収蔵資料の分担という話についてです。僕は自然史の人間ながら千葉の民俗文化財の指定の仕事で民俗系の学芸員と一緒に加わったので何となくイメージできていると思っており、その上での質問です。

確かにいろんな地域でいろんなモノがある。たとえば唐箕などは、この博物館にもある、あそこの博物館にもあるという状態ですので、分担していくというのは判からなくはないんです。けれども資料の分布を考えていくと、博物館の資料は実物がないと意味がないと思っているんです。データ上の記録があったとしても、それはあくまでもデータでしかない。どこかの博物館にあるから、じゃあこっこの博物館はいらんよねということは基本的には成り得ない。それぞれ地域があるわけで、その地域で当該の資料を使っていたという証になるわけです。行政の人と話をすると、収蔵庫が足りないという話をすると、そうですか、だったら同じ種類の動物や植物をたくさん保管する必要はないですね。種類ごとに1つあればいいんじゃないですか、と言われてしまう。それは重複資料の廃棄を意味してるんですね。

でも、資料が重複しているという事実は毎年毎年この地域でその種が存在している証になる。だからそれは同じ種類であっても、何百年単位千年単位で保管していかなきゃいけない。同じ種類の標本であっても、それが自然史博物館のミッションだと思うんです。同じ種類だから1つあればいい、他は年代のものはいらん、10年前の個体は必要無いでしょうということにはならないんです。このあたりは自然史系と人文系の違いがあるのかも知れませんが。つまり、用具の分布を考えた場合、博物館が立地する地域がそれぞれ違うわけなので、個々の博物館が所蔵していくことが必要ではないかと思っているんです。分担性のスライドが気になったというのは、このような意味です。

持田：ありがとうございます。私のスライドの説明が少し不十分だった部分があったと思います。私が示した分担は、各地域の資料を分野別に専門化した博物館で分担して収蔵するということです。たとえば、A市で唐箕が寄贈されたとして、C市の博物館が農具を専門とする博物館であればA市の唐箕をC市の博物館で収蔵する。つまり地域を超えて分野別に資料を収蔵するという意味だったんです。もちろん各地域でも教材用などで農具1セットを持っていることは必要だと思うんです。ですが、それ以上に同種の資料の保存が必要な場合、たとえば同一の唐箕が見つかった場合はどうでしょうか。それぞれの市でバラバラに持つのでは資料に対する専門性が曖昧なままになってしまう。場合によっては価値判断ができなくなる。ですので、専門に扱っている博物館に収蔵先を移すという考えです。

そうするとA市には唐箕が入るはずだったスペースは空いたままです。そこにはC市で別の種類の資料、たとえば家電製品の資料収集の打診があった際には今度はそれを専門とする分担先の博物館が収蔵を考える。収蔵するかどうかの判断は、それぞれの専門を担っている博物館が下す。分担する博物館は、その分野の資料の専門館ですから情報も集積されていて新規の寄贈や見つかった資料に対して受け入れを判断する。その判断は個々の博物館がバラバラに均等に資料を集めている状態よりも明確になるのではないかと。そういった発想でした。私は植物が専門ですので重複標本の重要性、分布や年代の情報の大切さは分かるんです。民具も同様な考え方です。ですが、民具は大きさや形態、由来や来歴が自然史資料以上にバラバラなのです。

ね。ですので価値判断をするのは非常に難しく、受入や収蔵の判断も含めて近隣の博物館が分担することによって連携と進行がスムーズになるのではないかと1つの提案でした。

会場参加者2：今のような形で分担するというのは、そういう意味であれば活用の面では非常に有効だと思います。分かりました、これなら大賛成です。

宇仁：本間さんの発表で「たこ足」をさまざまな名称で検索しても北海道博物館ではヒットしないというスライドがありました。北海道博物館では水稻直播器という資料名を使っているのです。私たちが考えていた種まきではない、種という語が入らない名称でした。そのために北海道博物館のデータベースでは当たらなかったようです。発表で使われた検索ワードは「たこ足、たこあし、蛸足、多足式、粃蒔機」です。北海道博物館の検索結果では「播種機」で1件、「はしゅき」で2件、とありましたが、いずれも水稻直播器では無いと思われます。民俗資料の名称での検索はこのように難しいのです。

Zoom視聴者1：(宇仁) Zoom視聴者の方からの質問です。本日はありがとうございます、民具や産業資料に見られるデモンストレーションや動態展示としての保存や活用の資料価値はどのように位置付けられるでしょうか？民具、小学校での活用などの事例を伺って、活用における消耗パーツの保存などの視点から関心を持ちました。という質問が来ています。東京農工大学の学芸員の方からです。どなたか回答をお願いします。

持田：私のところ、浦幌町立博物館でも民具の重複資料を動態保存といいますか動態活用をしています。資料を実際に動かすことによって、どのような使われ方をしていたのかという二次情報の部分は静態展示に比べて非常に大きな価値を持っていると考えています。たとえば唐箕も実演して活用するとですね、私の地域は農村ですので、ここにはこういう袋をつけて動かすとロスが少なくなるとか、ここにはこういう金具を挟んで使うと回転数が調節しやすくなるだとか、いろいろな経験談を集めることができるんです。さらに1世代前の大正時代の農具になってしまうと、じつは動かし方がよくわからないような農具もあるんですね。実物としては残っているんです、形はそこにあるんだけど、実際には活用できていない資料となっている。動かすのを見たことがある、おじいさんが動かしてるのを見たことがある、でももう私はよく分かりませんという人しか町内には残っていない。そういう現実を考えると、博物館が資料を動かし続けていくというのは、その資料の価値を継承するうえで1つの重要な要素であるだろう。そういう風に考えています。そういった意味で動態保存や動態展示は資料の価値の保存でも大きな意義があると考えています。質問の意図について、捉え方が間違っていたら申し訳ないのですが

Zoom視聴者1：(宇仁) 質問に続きがありました。たとえば消耗部品などはどのようにしていけばよいでしょうか、動態保存することによって消耗してしまう部分があるかと思います。

持田：これはおそらく資料の種類によると思います。当館で動態活用してる農具に関しては、消耗品については経験のある農家の方に実際にメンテナンスをしてもらい、部品も作ってもらっています。資料の動態活用によって博物館が資料を動かしているの、博物館が資料を動かせるよう経験のある方がメンテナンスの

ための道具を作ってくれたり、そのための技術を博物館に教えてくれるというケースもあるんです。けどもこれが静態で展示されているとそういったきっかけが起こらない。いざ必要な時には、もうどうしようもなくなってしまうケースもあると思います。ですので、動かしながら見せることで、資料の動きの維持やそれに必要な部品、さらには技術の確保がある程度可能になる。ただし、これができるのは限られた資料です。全ての資料において可能ということにはなりません。たとえば、おおかたの工業製品ではむしろ大きなリスクを負うことになると思います。極端な話ですが、パーツの剥ぎ取り用の重複資料を1点置くなどの準備や対策をしないと動態保存はリスクが非常に大きいものになってしまうと考えています。

Zoom視聴者2：(宇仁) Zoom参加の川越市立博物館の方です。持田さんへの質問です。各館それぞれ使命を持って活動しているなかで、各館ごとに収集する資料の基準が異なる場合、資料収集や収蔵を分担した場合に基準はどういう風にしていけば良いかと考えていらっしゃいますか。

持田：これは資料の地域性に関わる話だと思います。私は専門ではないのですが、民具は使われていた場所で保存する、それで初めて意味があるという考え方が存在すると思います。私もそう思っています。資料が地域を離れて保存されることは、資料が本来持っている意義や地域で考えられてきた意味から離れてしまうことにつながる可能性があります。ですので、資料の集約や分担収蔵は民具が持っている民俗性や資料性、資料として一番重要な部分を曲げてしまう恐れがあるのは確かです。私自身、分担収蔵を提案していながら感じています。

これまで資料の名称の問題が出てきていました。これに関連して20年か30年ぐらい前だったと思いますが、自然史博物館ではデータベースを作るために学名のシノニム〔無効となった同種異名〕の扱いなど、かなり議論をしながらデータベースを作っていた時代でした。当時、民俗資料もデータベース用に民具の名称を標準化したら良いんじゃないですか、と軽く言ったんですね。そうしたら、民具というものはそういうものではない、地域の長い歴史のなかで地域の呼び名が付いてきている、そういったもの地域から切り離して標準名を付けるという考え方がそもそもあってはならない、というお話を聞かされたのです。資料を分担収蔵する、資料を縦に、つまり種類で分類してしまうと資料が本来地域で持っていた属性を誤って分類識別してしまうかも知れない。言い換えれば、非常に中央集権的な資料の切り分けになってしまう。このような恐れは確かにあると思います。ですので実際に分担収蔵をやるならば、相当大きな議論が必要になるだろうと思っています。この議論に対する答えは申し訳ありませんが、私は今は持っていません。

ただ、現実を考えると、地方では収蔵庫の狭小化や老朽化が問題になってきています。もし何もしなかったら、首長や議員、さらには経済界など博物館以外のどこか大きなところから、収蔵庫の取り壊しを迫られるような問題が出てきた時に対処できなくなる町村が出てくるのではないかと。そういったことを予見して、今のうちから早めに博物館の内部から資料の行き先や保存の方法について提案する、いろんな角度から検討していく必要があると思っています。それを踏まえて、1つの提案として資料の分担収蔵なのです。実際に実行するとなるとご指摘いただいた問題というのは当然出てくると認識をしています。

Zoom視聴者2：(宇仁) 今の川越市立博物館の方はもう1つ質問があったんですが、今お答えになった内容でした。民俗資料は地域で資料が揃っていること、その地域にあることで意味がある。それを切り離すことはどうなんだろうかという内容でした。

【チャットの記述】モノが資料になる前、つまり実際に生活で利用されている時には、当然ですが分野ごとに分かれているわけではありません。民俗資料が生活の移り変わりを明らかにするための資料だという前提に立つと、特定の地域において利用されてきた民俗資料（「身近卑近の道具」＝身の回りにある当たり前の道具）を、分野に分けず収集していることには大きな意味があると考えます。「収蔵資料分担」では、複雑で地域性のあるわたしたちの生活の移り変わりを示す資料として保存し得ないのではないのでしょうか。

宇仁：フランスでは国の博物館の協議会があるという話がありました。日本の場合は個々の博物館に資料の検討会があったりしますが、博物館を横断するような資料検討の場は多分ないと思うんです。国立博物館を横断した協議会が存在するフランスの場合、協議会が資料を振り分けを提案することがあるのでしょうか。

ベルトン：正式には分らないです。県の博物館が連携してる場合が多いので、もしかしたら資料の振り分けがあるのかも知れません。学芸員が1人など少ない博物館に大規模館から応援に行くなどの連携がありますので。文化省で地方行政を担当している文化局があるので、できるのかも知れません。国立博物館の資料を地方の博物館に委託して保存させることがあるので、場合によっては新しく購入した資料についての振り分けもあるのかも知れません。

宇仁：データベースを整備するうえで特定の館が特定の資料に特化するっていうのは好ましいことなんでしょうか

本間：データベースは資料を管理しているところが管理していけば良いと思います。データだけをどこかに集約することのメリットは特に思い付きません。

宇仁：現在、地方の博物館では国際基準などはほとんど考慮せず独自のエクセルのカラムに項目名を付けています。外部の人には入力内容がわからない、名称も統一されていない状況でバラバラなデータベースが構築されています。つまり各地の博物館の資料を統合して検索するのが非常に難しい状態になっています。自然史系の資料では、国立科学博物館が主導するSネットが全国の博物館の資料データについて標準化を非常に強力に進めています。ところが民俗資料には、そういう動きが今のところ無さそうに見えます。バラバラにデータベースをそれぞれの館で作っていくのか、特定の館が得意分野を一括してデータベース作るかという選択でしょうか。

本間：あくまで検索を考えた時には、フォーマットをどのように揃えるかという部分はあまり意味がないと私は思います。検索は何とでもなりますので。そこにこだわって作業が遅れるのであれば、とにかく早く進めていく方がよいのではないのでしょうか。

Zoom視聴者3：(持田) チャットに本間さんあての質問が来ています。東京文化財研究所の研究員の方からです。今の質問と少し重なるのですが、民具の場合は地域名称が多様で、しかも地域名称が研究上重要な意味を持っている場合が多いです。データベース化して一括で文字検索できるようにする場合、どういう標準和名を付けるかなり難しいというより、研究が進んでいる民具を除いては現実的にはほとんど不可能だと思います。

います。むしろ画像検索の方に可能性が見出せるのです。どのくらいの時期にどの規模で実現可能性があるのか、どのようなステップが必要なのか、具体的な部分がもう少し分かれば教えていただきたい。

本間：画像検索は日進月歩の領域ですので、数年で相当なところまで行くと思っています。一方、現在の博物館が提示している写真データを見るとですね、基本的に一般ユーザーの人が見て分かりやすいような感じの斜めから撮影した構図が多いようです。けれども、例えば、真横、真上、真正面からといった工学的な3分割のような写真データにしてもらった方が、おそらくヒット率は圧倒的に上がるかもしれません。ですので、そこを見越した撮影や画像データといったところを議論するといいいのかなと思います。たとえば唐箕を考えてみましょう。あのような複雑な構造体を画像でマッチングさせるのは、一部を撮っているのか全体なのか、どの方向から撮っているのかによって相当難しい場合があるでしょう。現在ではGoogleの画像検索が普通にできますので、皆さんもどれか1個の画像で検索されてみると、どの博物館に同じようなものがあるかはバッと出てきます。けれどもかなり違う形態のものも出てきます。やはり検索するための標準の部分については、なるべく正規化された標準的な撮影方法をふまえた画像にするべきだと思います。

Zoom視聴者4：(持田) ベルトンさん宛てにチャットで質問が来ています。フランスの用語集の紹介がありました。そこでは民具の名称の多様性はどのように集約されているのでしょうかという質問です。

ベルトン：この用語集は博物館学の用語集です。民俗資料の名称やその類義語といったものは載っていないものです。実際問題として、フランスでは1つの資料に対して、いろんな名称があることは多くないのです。おそらく日本は方言が多い、他方フランスは早い段階で標準語というのでしょうか言葉が統一されました。結果、民俗資料の名称の問題が少なくなったと思います。

持田：Zoom視聴者さんからのご質問です。沖縄県豊見城市では早稲田システム開発の I.B.MUSEUM SaaS を使っています。資料名については、神奈川大学国際常民文化研究機構「民具の名称に関する基礎的研究」で、共通名や地域名についての表記案がまとめられており、それらを参考に共通名、沖縄県地域名、市町村地域名の3段階でメタデータを作成しています。その上で、県のまとめ役機関で検討する必要があるかと思っています。現在、そのような名称やメタデータの検討を含むまとめ役機関として活動している博物館の事例があれば伺いたい。

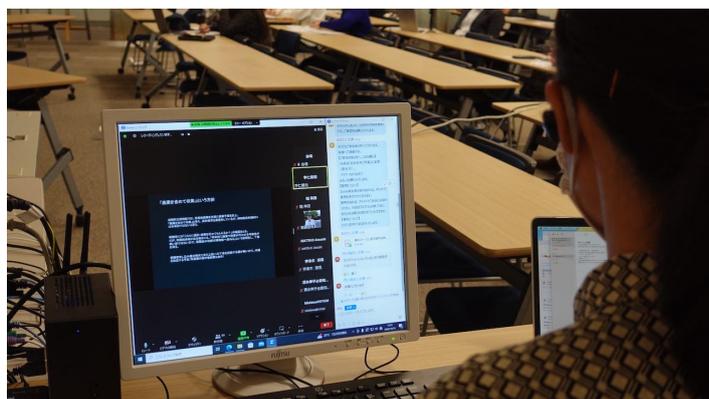
本間：勉強不足ですみません。まさに今その事例を教えていただいたので、これから研究を進めていきたいと思っています。取りまとめをされている館の具体的な情報は、現時点では私は持っていません。

宇仁：会場にいらっしゃる国立歴史民俗博物館の方に現状について答えてもらってもよろしいでしょうか。

会場参加者4：当館で実施している複数のデータベースの取りまとめにおいては、用語の統制はまだ実施できていないところです。用語統制のための辞書を作るなどの必要性は十分認識しており、検討はしていますが、全国歴史民俗系博物館協議会（歴民協）としても、まだできていない状況です。

宇仁：残り2分程度になりました。今後の課題は膨大でまとめるのが難しいなと思っています。小規模博物館での民俗資料ということでまとめに入ります。小規模館では、独自にいろんなことをやってそれぞれに行き詰まりを抱えている。ですので、まずはお互いの状況を交換する、一部解決しているようなものがあればそれを共有していく、そんなところから始めていくと段階だと思えてきました。将来的な分業や分担収蔵の話も提案され、これはかなり大きい議論を今後呼ぶだろうと予想します。フランスの例を見ると、「フランス博物館」では、資料を登録してしまうと法律上の文化財となり廃棄や除籍はできない。このように法律を厳しくすると、博物館では慎重になり登録をしない、一旦受け入れたけども登録をしないという対応をする、このような現実も知りました。フランスの状況で私たちにとって非常に教訓や勉強になったことは、資料は受入前に収蔵するかどうか検討する、そういう時間を十分取ることの重要性です。民俗資料の受入や収蔵について、小規模博物館にとっても必要な手続きであることを実感できました。利用者からすれば、収蔵資料を利用したい場合、目的の資料がどこにあるかを探す必要があります。この面からもデータベースの整備が急がれるわけです。しかし、現実には各館がバラバラに進めている状態です。各館がそれぞれに構築しているデータベースについて、複数の館を検索して何の資料がどれだけ収蔵されているかを具体的な数字で見る機会はこれまでほとんど無かったと思います。単独の館を調べることは行なわれていると思いますが、目的とする資料名を検索して結果を比較した報告というのは見る機会が無かったのではないのでしょうか。本間さんが示されたヒット数を数えるというストレートな方法、特定の資料に関する論文を検索してもノイズ情報が多く目的とする資料を記したものになかなか当たらない話など、民俗資料の情報化やメタデータの検討は本当に基礎的なところから進めていくことが必要であることを改めて感じています。

時間となりましたのでフォーラムはここで閉めようと思います。本日は参加してくださり、たいへんありがとうございました。Zoomでの参加は100名を超えています。会場は13名でしたが、全国から100名を超える参加者を得て盛況だったと思っています。ありがとうございました。



【チャットでの質問回答】

・アリス・ベルトン先生にご質問です。フランスの博物館の義務の中に「教育部」を持つことがありましたが、この教育の対象は誰になるのでしょうか。一般市民に対する教育でしょうか。

（ベルトン：後日の回答）教育部の活動は主に小・中学生と高校生を対象にしています。学校の教員と連携したりしています。また、家族連れの際、子供を対象にして展示を考えたりしています。子供が楽しめるようなパンフレットを作成したり、展示場で特別なコーナーを儲けたり、活動は博物館によって、博物館の規模にもよっているようです。

・フランスでは最近、アフリカの文化財を返還する特例法が定められましたが、資料の除籍（譲渡、廃棄など）のための特例法につながる動きはありますか。また、今後の可能性について、個人的な見解でも結構ですので、お教えいただければ幸いです。

（ベルトン）Sarr & Savoy Reportのことですね。文化財になった経緯に過ちがあった以上、譲渡という扱いはしていないようです。この返還に関しては Sarr & Savoy Report というレポートが公開された後、「返還基準」*というような報告書も作成され、法律上どのように例外を許可するかという方向で進められました。そして返還も、まだ少ないですが実現しています。ただ、全博物館資料への拡大というような動きは見られないようです。

* RAPPORT À l'attention de M. le Président de la République pdf 2.4 MB

（質問者）もともと所有すべきものではないので、譲渡ではない、という理解がされているとのこと、理解しました。ありがとうございました。

・地域の民具資料の背景、どうして集めてきたのか、ということを研究している。日本の地域に集まっている民具コレクションについて：いろんな地域に同じものが集まっている。または、情報が記録されていなくて、研究対象としての情報が少ない。→後世に残ったとき、研究が難しい。フランスにも同じような課題はあるのか？

（ベルトン）どのような資料が多いかなどの細かいところは分からない。ただ、フランスでは、情報がそろっていない場合は目録に載られない。情報が分からないまま目録に載せてはいけない。フランスはエコミューゼが多く、地域の使われていない農具を持ってきて展示している。その時点で情報を収集しているはずだが、確認してみないとわからない。私の認識だとそれほど問題は起こっていないように思う。情報がなくて記録されていない資料もあると思う。

（ベルトン：後日の回答部分）現在、博物館に保存されている民俗資料のうち、情報（収集者、収集年月日、名称など）が不完全な例、資料の移転の際に生じる紛失した資料につける番号など、目録番号との不整合が生じる場面や情報不足はもちろんあります。ただし、資料を研究する、資料について情報を集めるのが博物館の仕事ですので、ある程度の情報は集まっているはず。また、民族学・民俗学と博物館のつながりで調査・収集「enquête-collecte」が基準となった戦後からは必要な情報が得られているはず。

ただ、博物館によって差があるので、どれほどの情報が集まっているのかを把握して一般的に答えるのは難しいです。1990年代からは資料 [objet、オブジェ] の目録の情報化だけではなく情報としての資料 [ressource documentaire、文化資源] のデジタル化が進んでいます。これもアーカイブです。

現在の収集・購入方法では、民俗資料の扱い方や作り方に関する情報が不足していた場合、自動的に博物館が受け入れないのではなく、資料の価値が証明できるかどうかで判断されるようになってきています。そのなかで、所有者や年代、場所がはっきりと把握できない場合は価値を評価できないので、考慮されていると思います。

・同じものがあって困っているということは、フランスでもあるのか？

（ベルトン）資料の数量や収蔵庫のスペースで困っている博物館があるのは事実です。ですが、同じ地域で、あるいは地域による独自性に欠ける同じような資料が多くて困っているケースなどは今のところ分かりません。

・フランス博物館で8千万点の資料がある。そのうち自然史で7千万点。ところが、資料データベースでは67万点と差があるのはどうしてか。またそれは統一フォーマットでしょうか？

(ベルトン) 67万点というのはインターネット公開している資料データベースJocondeでの数です。個々の博物館や県レベルで運営されているネット非公開のデータベースや目録の数字との差は存在します。統一された情報化がまだ終わっていない段階ということです。

参照：フランスの文化遺産データベース POP: la plateforme ouverte du patrimoine

・フランスの国立図書館とナショナルアーカイブである先生の資料が一括で入った。どのように活用するかというプロジェクトが走っている。全体を見渡すような法律がどういう体系でできているか知りたい。

(ベルトン) フランスの文化遺産法典には、アーカイブ、図書館、博物館、考古資料・遺跡、そして建築が含まれています。どれもが文化財という認識です。ですので博物館の資料と同等にアーカイブも公開義務があります。デジタル化して活用できるようにする、あるいは図書館でアクセスできるようにすることが目指されています。

・質問ではありませんが、当館も早稲田システム開発の I.B.MUSEUM SaaS に移行中ですが、民俗資料だけ備考欄ばかりが膨大になっており、名称の標準化についてはきちんとした議論が必要なのではないかと思います。(自然分野の学芸員から見ると)

・今回資料分担の考え方は大変刺激的でした。それを受けてデジタルアーカイブでカバーすることも可能ではないかと思いました。

・持田さんのおっしゃる分担・分業制は難しいと思いますが、情報共有からの価値を見出す・広めるといった活動は、例えば少人数の近隣の学芸員グループで始めていくことも大切な一歩だと思いました。ひと昔前よりも、博物館間の関係が少し希薄な気がしたので、危機感はずっと抱いております。フランスの事例もわかりやすかったです。

・収蔵庫不足は課題です、勉強になりました。

・収集保存にはさまざまな問題があり、みなさまの真剣な取り組みは大変参考になりました。

フォーラム「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」配付資料

問題提起「あふれかえる民俗資料の未来」 宇仁義和（東京農業大学） unisan@m5.dion.ne.jp

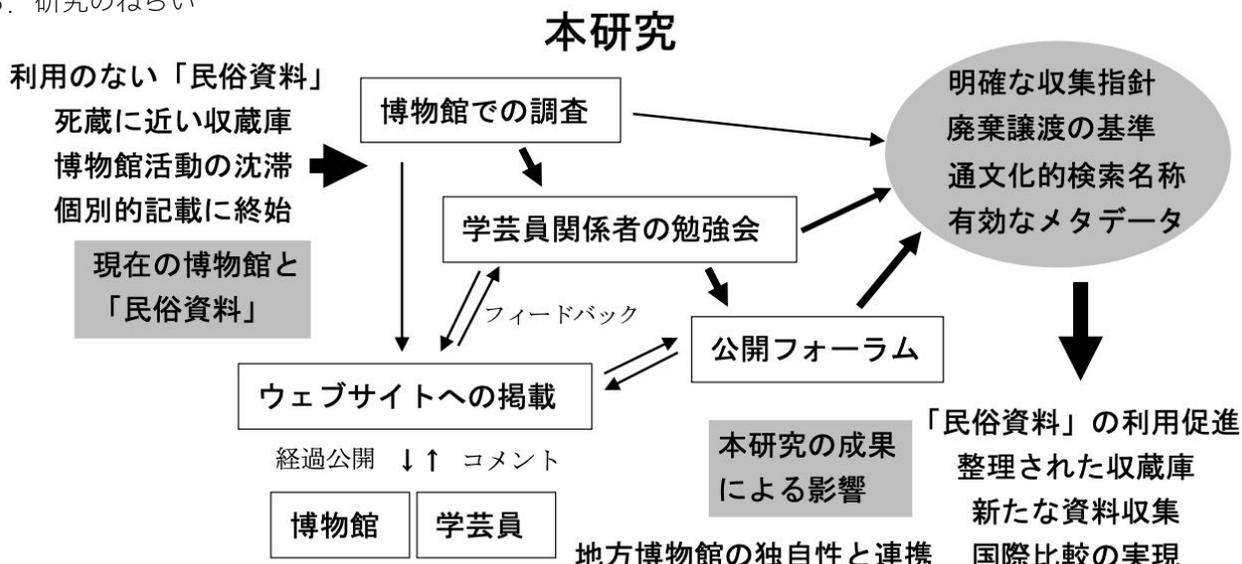
1. 科研費基盤研究C

(課題番号：23K00959) 「民俗資料」の収集保存基準と検索名称の開発:工場部品から日記まで

2. 3年間の研究内容

- 1) 収集指針の提案
- 2) 廃棄と譲渡に関する基準の提示
- 3) 検索用メタデータの追求
- 4) 通文化的検索名称の考案
- 5) 海外博物館での扱いの共有

3. 研究のねらい



4. 民俗資料の範囲



5. 民俗資料の特徴

- 1) 立体大型、不定形
- 2) 量産品と価値不明
- 3) 来歴や経験からの資料価値
- 4) 名称の揺らぎ
- 5) 未審査未選定
- 6) 連携と分担の不足
- 7) 活用の議論不足
- 8) 未検討の廃棄や処分

6. 同一資料や類似資料の複数保存の意味

7. 名称の揺らぎ、必要な検索名称

水稻直播機（湛水式タコ足式）、水田直播機、昭和式種蒔器、多足式直播機、たこ足直播器、黒田式直播機（タコ足）、たこ足直播機

8-9. 量産品は対象外の民俗系博物館も存在

10. 民俗資料の活用＝動態保存？

11. イコム職業倫理規定（2004）は処分を条件付で記載

収蔵品の除去

2.13 博物館の収蔵品からの除去博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格（更新できる場合もできない場合も）、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

12. すでに始まっている民俗資料の無秩序な廃棄

市民寄贈の民具600点処分 江別市教委、旧文化財整理室解体時に 建材に石綿、飛散防止で

会員限定記事

2023年10月13日 23:04(10月16日 10:18更新)

あとで読む



市民から寄贈された民具が収められた収蔵庫の内部（市教委提供）



【江別】市教委が今夏、旧文化財整理室（大麻北町）の解体工事を行った際、敷地内の収蔵庫を内部の資料ごと処分していたことが13日分かった。資料は市民から寄贈された民具約600点。市教委は、建材にアスベスト（石綿）が使われ、アスベストの粉じんが屋内で検出されたことから「資料と建物を同時に処分せざるを得なかった」とするが、寄贈者には事前に伝えていなかった。

市教委によると、収蔵庫は鉄筋コンクリート造平屋で延べ床面積120平方メートル。旧NHK野幌ラジオ送信所の敷地に1957年、発電機庫として建てられた。80年に市が土地と建物を購入し、送信所は文化財整理室、発電機庫は収蔵庫として使った。

アスベストによる健康被害が問題化したのを受け、市は2005年に各施設を調査した結果、収蔵庫の天井にアスベストが吹き付けられていることを確認し、立ち入り禁止にした。その後、敷地の売却を決め、20年に再調査すると、屋内の粉じんなどからもアスベストを検出した。飛散を防ぐため、資料を取り出さずに取り壊すことにした。

収蔵庫に収められていたのは1960～70年代に市民から寄せられた民具などのうち、91年開館の市郷土資料館に収蔵されなかったもの。木製農具や戦前の食器や棚などがあつたとするが、リストも見つかっておらず、正確には分からないという。収蔵庫とは別に、整理室に保管されていた約2万点の資料は、新たな文化財整理室となった旧角山小に2021年度中に移された。

収蔵庫内の資料の処分について市教委は、手続的に瑕疵（かし）はなかったとする。ただ、寄贈した市民らに事前に伝えていなかった。市文化財保護委員会的小林孝二委員長は「市民の共有財産が無断で処分されたことは重大な問題。市教委には今回の経緯をしっかりと検証してもらいたい」と話した。

市教委の伊藤忠信教育部長は取材に「関係者への配慮が足りなかった。再発防止に向け、現存する資料の管理などを徹底したい」と述べた。（土門寛治）

報告

民俗資料の収集と保存に関する小規模博物館の状況

持田 誠（浦幌町立博物館 学芸員）

1. 浦幌町立博物館の概要

北海道十勝地方東部に位置する地域博物館（郷土資料館型博物館）。前身は1969年設立の浦幌町郷土博物館。当初登録博物館だったが学芸員無配置と共に類似施設となり、2022年度に再び登録博物館となった。学芸員1名、事務職員1名を配置。

2. 資料収集方針

浦幌町の位置する東十勝地方を中心とする白糠丘陵一帯の、歴史・文化・自然に関する資料を収集・保存する。目的は、地域の歴史や文化・自然を後世の人々に永く伝えていくためと、地域を学術資源化し、人文・自然科学の両面から、地域の特色を明らかにし、そうした研究成果を地域に蓄積・公開していく拠点とするため。上記の方針・目的に照らして適合する資料は分野を問わず収集。

3. 集めなければならない資料

地域＝事実上は行政区域。「ここで育った」「ここで暮らした」という人々の思いが染みついた資料。昔の資料だけでなく、「将来、この時代を記録する資料となる」ことを見越して現代資料も収集。代表的なものに「コロナ関係資料」の収集がある。

4. 資料収集の流れと「廃棄を含めて収集」という考え方

寄蔵の打診があった際、現地へ出向いて選別してから受領するのが理想。だが、現実的には時間的余裕が無い状況が圧倒的に多いことから、「収集洩れ」を防ぐためにあえて「一括収集」を実施。「受領してから選別・廃棄」するため、毎年度「廃棄予算」を形状。現実にゴミ箱の収集により中から貴重な資料が出てきた事例があり、「資料損失を防ぐことは必要なコスト」を考え、「廃棄を含めて収集」を掲げている。

5. 「同じような資料」が集まってしまう事例

全道の地域博物館に収蔵されている「上田式豆播器」は実態が不明なまま収蔵されてきたケースがほとんどで、正式な資料名もわからないでいた。北海道の学芸員ネットワークを通じて情報の共有化をはかり資料の実態を調査した結果、資料の発祥から改良までの流れが明らかとなり実態が判明。各地に類似資料が残っていたことの利点が明らかに。

6. 緊急を要する地域資料の収集と現実

過疎化や耐震改修・空き屋や廃校の解体促進で、近代入植時の資料などが入手できる最後の時代に入っているが、地域博物館の実情はじり貧状態で、資料収集に適切に対応できていない状態。博物館資料の維持には「人と金」の両方が必要で、設置者にはそれなりの覚悟が必要・・・博物館の基本は資料保存（コレクション）

7. 収蔵庫問題

収蔵庫が飽和状態になっている問題。また、光熱費問題は国立科学博物館レベルでも問題になりクラウドファンディングで一気に明るみに。

一方、収蔵庫の飽和状態にしている原因の多くは「産業・生活資料」いわゆる「民俗資料」。どの博物館も同じような民俗資料を抱えており、新たな資料収集に踏み出せない原因になっている可能性が高い。

8. 収集の目的から資料保存を捉え直す

地域資料の観点から、必ずしも各博物館が持ち続けなくても良い資料があるのではないか？代表的なものに「大量生産品」（工業製品や農具など）。専門館への移管や廃棄なども視野に入れて検討する必要がある。

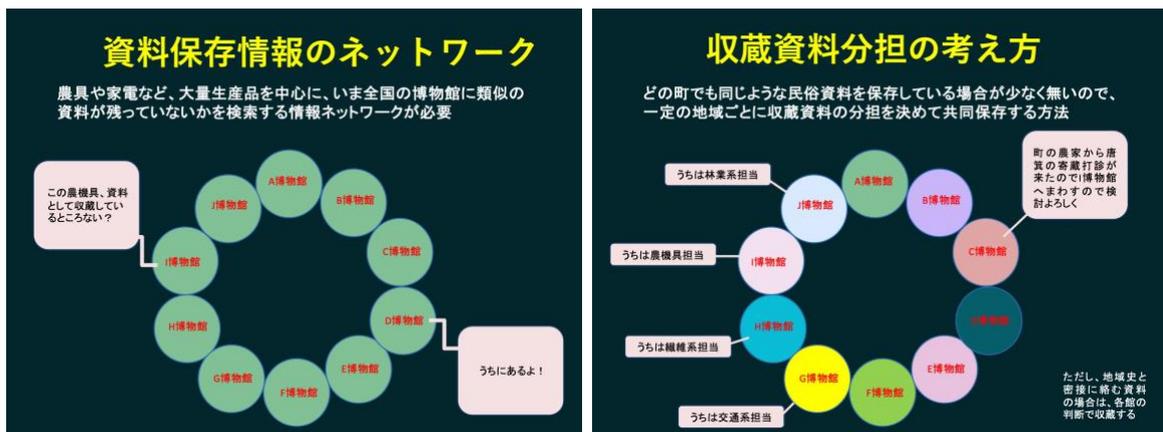
9. 廃棄の検討：博物館にとって廃棄とは？

博物館にとって資料の廃棄は、「収集のための廃棄」であり、「廃棄のための廃棄」ではないことに注意。情報の新陳代謝を目的とした図書館の除籍とは考え方が異なる。

どの博物館も同じ資料を持ち続けることで新規の資料が残されない状態から脱するためにも、考え方や手続きを明確化した「博物館資料の廃棄」は現実的に必要な選択に。

10. 博物館ネットワークの重要性

工業生産品である図書館の本と異なり、博物館資料は1点もの（1点ごとの資料が背負うストーリーも含めて1点ものの資料）。廃棄することで失われる価値を見定めるためには、単館的に判断するのは危険。その資料もしくは類似の資料が「どこか」に残っているか？の確認と、その資料を失っても資料性・記録性を代替できるだけのコレクションがあるか？の確認が必要。そのためには、資料情報に関する博物館同士のネットワーク構築が重要となる



資料保存情報のネットワークと収蔵資料分担の考え方

寄贈民具連絡せず処分

江別市が、約40年前に市民から寄贈を受けた北海道開拓時代などの民具約600点を、寄贈者に連絡せず処分していた。市は保管していた収蔵庫の建材にアスベスト(石綿)が使われ、取り出すと周辺に飛散する恐れがあったとして、収蔵庫ごと解体したとしているが、市民団体は管理がずさんだったとして抗議している。

【真貝恒平】

江別市 開拓時代の資料600点

民具が保管されていた設を調査したところ、収蔵庫の天井や壁にアスベストが使用されていることが確認し、立ち入りを禁止した。その後、施設の老朽化と移転を理由に土地の売却を決定。売却前の20年に収蔵庫内を再調査すると、収蔵品に粉じんが堆積していることが分かった。解体工事の際に収蔵品も処分した。

収蔵品は70年代に市民から寄せられた木製農具や戦前の食器・棚など、開拓時代を今に伝える資料だ。9月に解体工事が終了したことを知った市民団体「江別の文化財を考える会」のメンバーが、市教育委員会に問い合わせ、収蔵品を寄贈者に連絡せず処分していたことが発覚した。

市教育委員会に問い合わせ、収蔵品を寄贈者に連絡せず処分していたことが発覚した。江別市文化財保護委員会の委員長を務める同団体の小林孝二代表(71)は「聞いたときは正直あせんとした。寄贈された収蔵品は共有財産であり、『捨てる』という行為は倫理観に欠けている」と憤りを隠さない。アスベスト被害については「費用の問題があったかと思うが、アスベストを洗浄すれば収蔵品は救出でき、たはず」と疑問を投げける。処分前に収蔵品の価値を検討したかどうか不明で、収蔵品のリストも作成していなかったと報告申し上げるとこ

ろでしたが、処分後に報告させていただきますことを心からおわび申し上げます」とした。市郷土資料館の兼平一志館長(52)は毎日新聞の取材に「寄贈してくれた市民の厚意に反してしまった。収集方針を見直し、信頼回復に努める」と話した。処分した収蔵品は、80年の収蔵庫開設時や、05年のアスベスト問題による立ち入り禁止時により、詳細なリストを作成していなかったという。兼平館長は「最低限の役目として、寄贈者をたどり、お知らせした上でおわびしたい」と話している。

江別市は1871(明治4)年に宮城県から農民が移住して以来、各地から屯田兵が入り、計画的な開拓が進められた。市内には開拓時代をしのばせる建物も現存する。小林代表は「文化財の保護は、保存方法などが詳細に規定されていない現状もある。江別の歴史を後世に伝えていくためにも、再発防止に向けた取り組みが必要」と強調す

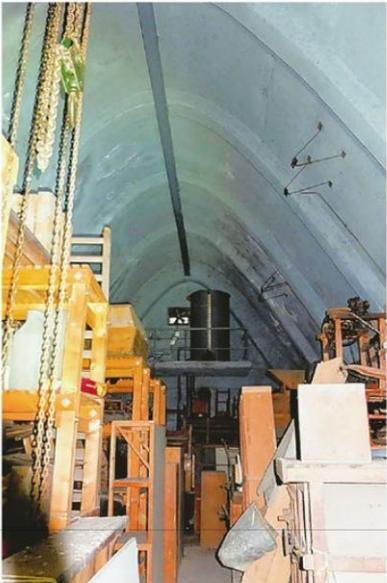
ずさん管理に市民団体抗議

市が2005年、アスベストによる健康被害が問題化したのを機に各施設



市が解体した収蔵庫

アスベスト問題化で収蔵庫ごと解体



民具が保管されていた収蔵庫の内部—いずれも江別の文化財を考える会提供

報告2 民俗資料のメタデータと情報化保存の可能性

本間浩一 khomma-academy@memoad.jp

慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所研究員

1. 目的の確認 地方博物館や小規模館による連携と役割分担、複数館の学芸員の機能分化
2. メタデータ整備の流れ (主に) 大規模施設の整備状況

ブロック名	幹事館	公開資料DB	名称 (※ I.B.MUSEUM SaaS)	MM-W0-01 欽	MM-W0-08 唐箕	MM-W0-18 洗濯機
代表幹事館 かつ 関東	国立歴史民俗博物館	約17万8千点収蔵(不完全)	データベースれきはく	583	3	4
北海道	北海道博物館	一部(1万/18万)	収蔵資料検索 ※	114	3	3
東北	東北歴史博物館	あり	館蔵資料目録 ※	15	8	0
関東	埼玉県立歴史と民俗の博物館	あり(4館収蔵資料)	埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース ※	299	21	1
	東京都江戸東京博物館	◆未確認				
北陸	石川県立歴史博物館	一部。約17万点所蔵中、500点(民俗108)	学芸員おすすめの所蔵品500	3	0	0
中部	山梨県立博物館	一部	収蔵資料案内	24	0	0
	名古屋市博物館	あり	収蔵品データベース	93	12	3
近畿	大阪歴史博物館	一部。約10万件館蔵	資源データベース	0	0	0
	兵庫県立歴史博物館	◆未確認				
中国・四国	広島県立歴史博物館	◆未確認				
	香川県立ミュージアム	あり	館蔵品データベース ※	18	5	4
九州	九州国立博物館	あり	国立文化財機構所蔵品統合検索システム 九州国立博物館	2	0	0
	九州歴史資料館	◆未確認				
沖縄	沖縄県立博物館・美術館	あり	収蔵品検索 博物館	0	0	0

3. 「地方博物館や小規模館」の「量産品や工業製品を含む用具製品」のメタデータ

アプローチ探索のための試行 Work0 視点 (VP) と、検討資料 (MM) の仮置き
テキスト検索の試行

		博物館							研究
施設名称		斜里町立 知床博物館	美幌博物館	浦幌町立 博物館	北海道 博物館	国立歴史民 俗博物館	美濃加茂市 民ミュージアム	埼玉県立 4 博物館	研究論文等 Cinii
	所在	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>オホーツク総合振興局管内</small>	北海道 <small>十勝総合振興局管内</small>	北海道札幌市	千葉県	岐阜県	埼玉県	国立情報学研 究所
データ	名称	民俗資料DB	収蔵資料台帳 (受入台帳)	受入台帳	収蔵資料検索	データベース れきはく1	ミュージアム データベース	埼玉県立の博物館 施設収蔵資料デー タベース	論文・デー タをさがす
実装	形態	ファイル貸与	ファイル貸与	ファイル貸与	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
	資料数	5,903	7,416	20,655	10,000	約17万8千点収蔵	—	—	—
	データ 項目数	51	13	14	検索 5項目 キーワード、分類、 資料名、ヨミ、コ レクション名	検索 5項目 資料名称,コレク ション名称,使用 地,時代,キーワード	検索 5項目 分類(2階層)、資料 名※、人物名※ ※漢字、ふりがな	検索 6項目 キーワード、所属 館、資料名、資料名 (ふりがな)、分 類、指定	
	写真有無	△あり(別管理)	△一部	未確認	○あり	△一部	○あり	○あり	—

4. 情報化保存の可能性 (私見)

「地方博物館や小規模館」 + 中核館 + 専門館 へ 協力をお願い インタビュー Work1

以上

横浜フォーラム2023「フランスから考える民俗資料の収集保存と活用方法」報告書

2024年3月

編集・発行：民俗資料保存活用研究会 unisan@m5.dion.ne.jp

099-2493 北海道網走市八坂196東京農業大学生物産業学部

宇仁義和（東京農業大学生物産業学部）

持田 誠（浦幌町立博物館）

石井淳平（北海道博物館協会学芸職員部会）

本間浩一（慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所）